

平成29年第5回山江村議会9月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	9月 6日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・議 案 審 議
2	9月 7日	木	休 会	委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	9月 8日	金	休 会	村内一円 委員会室	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> ・現 地 調 査 会 ・常 任 委 員 会
4	9月 9日	土	休 日			
5	9月10日	日	休 日			
6	9月11日	月	休 会	委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	9月12日	火	休 会	委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
8	9月13日	水	休 会	委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
9	9月14日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
10	9月15日	金	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一 般 質 問 ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 6 日 (水)

平成29年第5回山江村議会9月定例会（第1号）

平成29年9月6日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第33号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 4 | 議案第34号 | 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 同意第 3号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 6 | 同意第 4号 | 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 認定第 1号 | 平成28年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 2号 | 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 3号 | 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第 4号 | 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第 5号 | 平成28年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第 6号 | 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第 7号 | 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第35号 | 平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第36号 | 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第37号 | 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号） |

- 日程第17 議案第38号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第1号)
- 日程第18 議案第39号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第
2号)
- 日程第19 議案第40号 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予
算(第1号)
- 日程第20 議案第41号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予
算(第1号)
- 日程第21 陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する
陳情
- 日程第22 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 赤坂 修 君 | 2番 横谷 巡 君 |
| 3番 森田 俊介 君 | 4番 西 孝恒 君 |
| 5番 立道 徹 君 | 6番 谷口 予志之 君 |
| 7番 秋丸 光明 君 | 8番 中竹 耕一郎 君 |
| 9番 秋丸 安弘 君 | 10番 松本 佳久 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	教 育 長	藤本 誠一 君
総務課長	北田 愛介 君	税務課長	山口 明 君
企画調整課長	松尾 充章 君	産業振興課長	平山 辰也 君
健康福祉課長	一二三 信幸 君	建設課長	白川 俊博 君
教育課長	蕨野 昭憲 君	会計管理者	迫田 教文 君
農業委員会 事務局 長	柳瀬 真奈美 君	代表監査委員	木下 久人 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 平成29年第5回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、7月7日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

主なものにつきましてご報告を申し上げます。

7月13日、川辺川ダム建設促進協議会定期総会、平成29年度定期総会があゆの里で開催されております。

7月14日、県道相良人吉線貫通促進期成会総会が農村改善センターにおいて開催され、私と産業厚生常任委員長が出席しております。

7月19日から21日、全国森林環境税創設促進議員連盟総会が高知県高知市で開催されまして、「平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されております。

7月22日、あさぎり町薬草加工所新築落成式が旧深田中グラウンドで開催されました。

7月22日、国会議員、県議団、市町村長、正副議長との意見交換会が錦町福寿庵でありまして、私と副議長の中竹耕一郎議員が参加しております。

7月31日、人吉日向間の一般国道（388・446号）の整備促進期成会合同連盟総会が「KKRホテル熊本」にて開催され、私が参加しております。

8月3日、町村議会正副議長研修会が市町村自治会館で開催されて、私と中竹副議長が参加しております。

8月22日、県町村議会運営委員長、議会常任委員長研修会が美里町文化交流センターにて開催され、各委員長が参加しております。

8月23日、下球磨町村議会議長会連絡協議会が錦町で開催されまして、新しく下球磨協議会の会長に五木村の岡本議長、副会長に相良村の吉松議長が就任されております。

8月29日から8月31日、平成30年度主軸事業要望及び行政視察研修を行いまして、初日は東京都で国会議員に陳情しております。2日目に和歌山県北山村に参りまして、最終日には和歌山県九度山町に研修に参っております。この研修につ

きましては、副議長のほうから報告がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもって諸般の報告とさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

人吉球磨広域行政組合議会議員、6番、谷口予志之議員より報告をお願いいたします。

○6番（谷口予志之君） おはようございます。平成29年度第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が平成29年8月25日の1日限りということで、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。その主な内容について報告をいたします。

今回は五木村議会議員の任期満了による改選により、当広域行政組合の議員も代わっておりましたので議席の指定と、広域行政組合議会議長も五木村選出の議員でありましたので欠員となっております。議長の選挙については、各地区代表議員による選考委員会を開催し、指名推薦の方法により錦町選出議員の高田孝徳議員が議長に選任をされ、就任されました。

次に、追加日程第5の一般質問では、多良木町選出議員の高橋裕子議員より、「人吉球磨観光事業の在り方」ということについて質問をされました。

追加日程第6から追加日程第13までの提出案件8件については一括議題とし、代表理事の提案理由説明の後、議案の補正予算2件、財産の無償譲渡2件、事務の変更及び規約の一部変更1件の5件については、執行部の追加説明を受け、その後議案ごとに質疑、討論、採決を行い、原案のとおり可決、決定をしております。

次に、決算の認定関連の平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定、特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定の3件につきましては、会計管理者の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後、平成28年度決算特別委員会が設置され、決算の認定の3件については委員会に付託されました。なお、決算特別委員会は、人吉市選出議員の中より2名、上球磨地区選出議員の中より3名、下球磨地区選出議員の中より3名、計8名が指名され、その日第1回の特別委員会を開催され、委員長に球磨村選出議員の嶽本氏、副委員長に多良木町選出議員の高橋氏が互選され、今後の委員会の開催日程、審査の方法について審議され、決定をされております。

最後に、委員会の閉会中の継続審査及び調査につきましては、議会運営委員会決

算特別委員会から申し出があり、申し出のとおり決定され、閉会となりました。

以上、平成29年度第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員の10番、松本佳久議員より報告をお願いいたします。

○10番（松本佳久君） 去る8月28日午後2時より、平成29年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会が開かれておりますので、そのご報告を申し上げます。

日程順に議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定と進みまして、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合の事務及び規約の一部変更についての議案でありましたが、これは同文議決議案であり、原案どおり可決、決定いたしました。

議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についても原案どおり可決、決定いたしました。

議案第3号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求める議案でありましたが、現在、知識経験者の「東憲一監査委員」、この方は錦町在住の方ですが、この方の任期が本年9月4日で任期満了となるため、法令の規定により、議会の同意が必要となったことから提案されたものです。「東憲一監査委員」の再任に満場一致で同意したところです。

議案第4号は、人吉下球磨消防組合議会選出監査委員の選任につき同意を求める議案でありました。議会選出監査委員であった五木村議会選出の五木村議会の議員改選に伴い、現在、議会選出の監査委員が不在になっているため、法令の規定により新たに議会選出監査委員を決定する必要性がありました。なお、新監査委員には、人吉市議会選出の「福屋法晴議員」が満場一致で選任されたところであります。

次に、資料は添付しておりませんが、人吉下球磨消防組合の救急フェアについてご案内申し上げます。次の日曜日、9月10日午後1時より、人吉スポーツパレスにおきまして救急フェア2017が開かれます。救急フェアは、人吉市医師会との共催となっており、健康相談コーナーや子どもの応急手当実技体験コーナーなど、どなたでも無料で参加できる内容となっておりますので、多くの方のご来場をお待ちしております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会の報告が終わりました。

次に、平成30年度主軸事業要望及び行政視察研修が実施されましたので、研修報告を8番、中竹耕一郎議員より報告をお願いいたします。

○8番（中竹耕一郎君） おはようございます。それでは、平成30年度事業について、陳情・要望及び研修をいたしましたので、その件について報告をいたします。

平成29年8月29日から31日の3日間であります。お手元に配付してあり
おりであります。一応読ませていただきたいと思います。

県選出国會議員へ陳情・要望、その後、和歌山県内の先進的でユニークな2自治
体を研修先に選定をし、限られた時間であったが精力的な研修を行った。

まず、第1日目、8月29日ですが、熊本県選出の自民党政務調査会副会長の金
子恭之衆議院議員、幹事長代理の松村祥史参議院議員、それから元厚労省の大臣政
務官の馬場成志参議院議員、それから元農水省の中山間地振興課長でありました進
藤金日子参議院議員の事務所を訪問しております。それぞれ多忙でありましたけれ
ども、時間をそれぞれ調整しながら行ったところであります。

要望事項につきましては、7点ほど要望しております。まず1点目、山村活性化
支援事業実施に伴う財政支援、それから、国営川辺川土地改良事業による水の手当
などの適切な対応をお願いしたいということです。それから、学校給食材の安定供
給のための農村集落活性化支援事業、荒廃した森林を整備する森林環境税の早期創
設促進、5番目に、地域未来投資促進法、新しい法律ですが、に基づく地域経済牽
引事業の支援、6番目に、村内の道路整備に必要な社交金等財源の確保、7番目
に、橋の長寿命化整備に向けた財源措置、以上の7件について要望してきたところ
であります。

2日目、30日は、奈良県と三重県に挟まれまして、和歌山県の日本唯一の飛び
地であります村、北山村を訪問しております。ここは人口が456人、120世帯
で、高齢化率は何と48%であります。北山杉で有名な山林を利用した林業を生業
としておりましたが、今は幻の柑橘果実「じゃばら」というんですが、邪を払うと
いう「じゃばら」というんですが、その「じゃばら」の生産、加工を基軸とした農
産物生産、加工。それから、自然豊かな北山川を利用した伝統的な筏下り観光でに
ぎわっていました。観光による新たな雇用も生まれているということでもあります。
小規模で典型的な過疎地であっても、豊かな自治体運営がなされているなど感しま
した。ことに、ちなみに「じゃばら」製品の売り上げは、年間1億7,000万円
にもなっているということでもあります。ほとんどが楽天と提携をしたネット通販が
大部分を占めているということです。小さい村だからこそその工夫が随所にされてお
ったようであります。

3日目、最終日になりますが、NHK大河ドラマ「真田丸」で一躍脚光を浴び、
今や紀州、和歌山を征服するかのごとく破竹の勢いで伸びている高野山の麓、世界
遺産認定をされた九度山町を訪問しております。ここは人口4,500人程度で、
紀の川沿いに町がコンパクトに広がっており、果樹園がほとんどであります。驚い
たことに、町長をはじめ議員、役場の職員全員で熱烈なもてなしを受けまして、非

常に恐縮したところでもあります。和歌山県内で柿の生産加工が飛び抜けており、農業の主たる産業であります。柿は非常に奈良県の五條市が一番トップなんですが、それに劣らぬぐらいの生産がなされているということです。真田幸村が雌伏の時を過ごした14年間にテーマにまちづくりを進め、観光客が14万人から10倍以上の170万人に一気に増加するなど、受け入れ施設が不足している状況でありました。そのことも町としては大きな課題であるということでした。行く行くは、外国人観光客をも誘致したいと、最近台湾に出掛けて甲冑スタイルで宣伝に努め、初年度5万人を見込んでいるというような元気いっぱいのまちづくりをされておりました。

今回の研修は、小規模自治体であっても、ユニークな町村の自治体を参考にしたいという思いから行ったわけであります。全国どこの自治体も住民の豊かな生活実現に課題山積をしておりますが、住民を主体的に巻き込んで、できることからやっていく、ないものねだりからあるものの資源を見つけ、工夫し、磨きを掛けた地域づくりを実践しているところが伸びてるんだなと実感をしたところです。村づくりの方向として得るところが多く、是非今後の糧としたいと思います。特に情報発信がいかにか効果的で、大切なものであるかということが理解できたところであります。研修を快く受け入れられた北山村、九度山町及び首尾良く手配された事務局関係者に感謝をし、報告をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

本日ここに、平成29年第5回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、全員出席いただく中に開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

それでは、先般7月7日以降の臨時会後の行政報告を申し上げます。主なもののみ申し上げます。

7月11日ですけれども、全国ICT教育の首長協議会が文部科学大臣への提言を、要望を行ったということでもあります。私も役員の一員として参加したということですが、参加した市区町村は、佐賀県の多久市長、それから東京の荒川区長、岐阜県の岐阜市長、それから滋賀県の草津市長、そして私で行いました。首長協議会でいつも問題になっているといいますが、協議を重ねる中で、やはり財源の

補填が大きな問題としてクローズアップされているということでもありますので、その財源の確保について、松野文部科学大臣へ提言を行ったということでもあります。付け加えまして、私のほうからは、小中学校はICTがいわゆる電子黒板とタブレットは、全児童・生徒に配られているところでもありますけれども、卒業後の高校では、また黒板と教科書の授業に戻ってしまうというギャップがあるわけでもありますので、熊本県もその財源の問題で非常にいろんな苦慮をされているということもあり、そのあたりにつきましても、一貫したそのICT教育の充実を提言申し上げたところでございます。

それから7月13日でもありますけれども、やまえ産業振興まつりの実行委員会議を開催いたしました。産業振興まつりにつきましては11月19日と、その会議において決定をいたしております。

それから7月14日は、県道相良人吉線改良促進期成会の総会を山江村改善センターで行ったところでございます。

7月16日は、郡民体育祭の水泳のほうの応援に出向かせてもらっております。

それから7月20日、山江村農業委員会の総会が開催されると同時に、山江村の農地利用最適化推進委員に対しまして、委嘱状を交付をいたしております。今回の農業委員会、法律の改正によります初めての会議でございまして、いよいよ農地の流動化に向けて、取り組みの強化が始まるかというところでございます。

それから7月21日ではありますが、議員の皆様、大変お世話になりました。議会のミニセミナーを地域づくり研究所の主催で行わせてもらっております。その後、区長会議に私出席いたしまして、終わりましたから、やまえ栗がフランスに出展いたしましたので、その報告会を行わせてもらっております。区長の皆様方をはじめ議員の皆様方も参加いただき、大変ありがたく思っております。課題もありますけれども、しっかりフランスにもやまえ栗を出荷していく、輸出していくという方向をさらに見つけていきたいと思っております。

それから7月22日でもありますけれども、議長からもありましたとおり、あさぎり町の薬草加工所の落成式が挙行されております。ミシマサイコの栽培面積をさらに広げていく可能性もありますが、また、薬草加工につきましては、ミシマサイコに代わる薬草、ショウガ等々の要請もあっているようでもありますので、今後その取り組みも進めていければと思っております。

それから7月25日から7月27日にかけて、平成30年度の管内主軸事業の要望を郡の町村会で行いました。25日が県知事の要望であります。昼から国交省の出先である九州地方整備局に要望活動を行いました。26日が九州農政局に要望活動を行っておりますし、27日が熊本県議会議長へ対します要望を行っております。

ます。

7月28日、球磨中央森林組合の総代会に出席をいたしました。黒字決算ということでありました。

それから同じく28日ですけれども、新しい取り組みとして、山江村情報化推進委員の方々に対する会議を行いました。委嘱状を交付させていただきながら、各地域で普段の暮らしからいろいろな情報が生まれておりますので、その情報を収集して送ってもらう。また災害時、その地域の危険箇所あたりも点検してもらいながら、その状況をタブレットに映しながら、役場のほうに送ってもらうというようなことから始めさせてもらいたいということでございます。

それから7月29日は、郡民体育祭のゴルフが行われました。60歳以上の部が優勝しておられます。大変おめでとうございました。これで全ての郡民体育祭が終了したということでもあります。9月に行われる県民体育祭の予選も兼ねておりましたので、村内からも県民体育祭へ出場される方もおられるわけであります。まず、郡民体育祭に参加いただきました皆様方にお礼を申し上げますとともに、来る県民体育祭では、それぞれ優秀な成績を地元の大会でありますので、挙げていただきますよう健闘をお祈りいたします。

それから8月1日ではありますが、球磨人吉の国民健康保険協議会の総会がございます。ただ今回でこの郡市の国保の協議会は解散をいたします。地域における国保協議会、要するに人吉球磨のみならず、各地域におけるその協議会は、熊本県が30年から国保が統一することに伴いまして、その整理を行っているところであります。ただし、球磨郡、人吉市におきましては、担当者レベルの連絡協はしっかり置こうということになりました。

それから8月2日でありますけれども、3日まで郡の町村会における平成30年度の管内主軸事業要望を熊本県選出の国会議員並びに関係省庁における要望活動を行ったということでもあります。

8月5日は、「技能フェア in 山江村」といたしまして、熊本県の技能士の協議会主催によりまして行ってらっております。技能士フェア、熊本市でのずっと開催でありましたけれども、本年度からそれぞれの地域に出向いての技能フェアを行うというようなことで、今回、人吉球磨では山江村で開催されたということでございます。非常にそういう技能の伝達といいますか、大工さん、左官さんをはじめ、そういう技能を継承する若者が少なくなっているというような課題に対するフェアでもあったわけでありまして、非常に内容は濃いものでありまして、参加された方々もたくさんおられたということでもあります。

それから同じ日に林研クラブの総会に出席しております。

8月7日は、山江の果樹研究会の出荷協議会の総会が行われました。今年の栗でありますが、相当栗は付いてはおります。ただ、出荷がですね、2週間程度遅れているというようなことをございます。今年は表年ではありますけれども、非常に暑い日が続いて、なかなか実入りが少ないというようなこともありますけれども、今後の出荷につきまして期待をしているところをございますし、出荷が終わるまで、台風等の自然災害がなきことを祈るものでもございます。

それから8月15日は、高専のバドミントン部が全国大会に出場するというございます。山江村内からお二人の方がその全国大会に出場するというございます。報告に来ておられます。結果は、横山さんが女子の部で優勝、それから残念ながらということでもあります、新山君がその団体戦に出場されたというようなことございました。

それから8月23日ございます、球磨地域振興局の土木部との事業調整の会議を行いました。昨年から毎年行わせてもらっておりますけれども、地域懇談会におきまして出ました要望ございます。もちろん山江村で対応できる部分もありますけれども、県に対する県の直轄であります道路、または河川につきましては、県のほうに要望することになりますので、そのことについて要望活動を行ったということでもあります。回答もそれぞれのもらっているところでもありますし、非常に前向きな回答を行ったということでもあります。その後、懇親会も開催させてもらいながら、もろもろの事業についての意見交換も行わせてもらったということございます。

それから8月16日に、実はやまへの乗合バスの愛称の選考会を行いました。愛称につきましては、まるおか号という名前が定着しておりますので、そのまま「まるおか号」という名前を使うと。またロゴにつきましては、新しくロゴを決定をさせてもらっております。それに伴いまして、8月24日は山江村の地域公共交通会議を開催させてもらいながら、4月1日から9月30日まで、今、まるおか号は実証運行をいたしているところでもありますけれども、いよいよ10月1日に向けて、その地域公共交通会議、法定の会議を開催させていただきました。実証運行中、いろんな意見が出まして、要望も出ておりますので、その意見を集約して、停留所を増やさせてもらっているところございます。この半月間でもありますけれども、利用者は大体倍増しております。また金額のほうもですね、1.5倍程度に増えているところでもあります、ある意味ではですね、その公共交通機関としてのまるおか号が活発に利用されるということは、好ましい状況でもあろうかと思ひます。さらに山江村の地域公共交通としてのまるおか号の充実を図っていければと思ひているところございます。

8月27日ですけれども、日本遺産の講演会として、隈研吾氏の講演会を開催いたしました。これは合戦ノ峰の駐車場、また物産販売所も併せてつくるということになっておりますけれども、その設計を国立競技場の設計者であります隈研吾さんのほうが、日本遺産関連で人吉球磨に入られておりますので、その隈研吾さんをお願いをしました。地域のいわゆる合戦ノ峰の方々を中心に、たくさんの方々聞いていただいたということでもあります。という事業を行っております。

それから8月29日から31日につきましては、私も主軸事業の国会議員要望のほうに議員の皆様とともに同行させていただきました。大変お世話になりました。その後、私のほうは、やまえ栗の商談といたしまして、知人を通しまして帝国ホテルの総支配人にお会いをいたしました。やまえ栗をその帝国ホテルのスイーツまたは料理に使ってほしいということを申し上げました。概ね使っていただけることになりまして、さらに、やまえ栗という名の商品がですね、帝国ホテルでも販売されるというようなことになります。ブランディングがさらに進みますと、栗の単価が上がるということに期待できるところでございまして、さらに研修報告でもありましたとおり、産業の活性化に向けて進めていきたいと思っております。

それから9月1日でありますけれども、伸和コントロールズの納涼祭に参加をしております。

それから9月2日から3日にかけては、先般の臨時議会で承諾をいただきましたスマートビレッジ、いわゆるIoT事業についての会議を行っております。特に今回は、熊本大学の学生と山江中学校の生徒と一緒にですね、今後の山江村をどのように考えるかという近未来会議というのを開催いたしました。また、その大学生と中学1年生がそれぞれ地域に出向きまして、アンケート調査を行っておりますし、その後、ワークショップを行いまして、その報告会が行われたということでございます。

諸般の報告は以上でございますが、最後に、平成29年も本月で上半期が終了しようとしております。予定をいたしております業務につきましては、職員に工程表をつくってもらい、進捗をチェックしながら、事業推進に当たるように指示をいたしております。

また昨年来、新エネルギーの検討をいたしておりますけれども、今回、環境省の温暖化対策としてのソフトの補助事業が決定をされまして、具体的な代替エネルギーの検討に入ります。9月の本議会におきましても、一般会計で補正として計上させてもらっているところでございます。大きな流れとしましては、現在、森林環境税がいよいよ新設に向けて最終段階を迎えております。自民党の税制調査会が12月に開催をされるわけでありまして、地球温暖化対策の一環として、市町村

の森林整備を支援しようとする森林環境税であります。その新設に向けて、方針を固めておられます。税額や導入時期など、具体的な制度設計につきましては、いわゆる本年末の税制調査会で結論を得るとされておりまして、さらに大きく声を上げていきたいと思っております。新設されるということでありますれば、国民からそれぞれ追加のお金を定額を徴収するということになっております。総税額はまだ確定はいたしておりませんが、2,000億円弱になるだろうということでありますし、その税額については、森林を所有しております県や市町村に交付するという形になりますので、その交付するに当たってのですね、事業メニューを山江村としても精査しながら、つくる必要があるというようなこととなります。議員の皆様、また村民の皆様方におかれましても、更なるご協力をお願いしたいと思っております。ところでございます。

そういう地方を取り巻く情勢につきましては、依然として厳しい中でございますが、山江村の産業振興をどのように図っていくのか、医療、介護の現場をどう充実させていくのか、道路、橋梁をはじめ防災対策としてのですね、生活環境を整備する必要もありますし、新しい社会へ向けての人材育成も図る必要があります。やるべき課題も山積をいたしておるところでありますけれども、村民の皆様が村づくりの主役となる山江未来塾も具体的な活動が始まってきました。今後とも、村民の皆様方とともに、本村の課題解決のために、そして活性化のために努力を続けてまいりたいと存じます。改めて、議員の皆様、並びに村民の皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案は、同文議決案件が1件、条例制定案件が1件、人事案件が2件、決算認定案件が7件、補正予算が7件の計18件でございます。どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 一部訂正をさせていただきたいと思っております。先ほどお手元に配付しております平成30年度の主要事業の陳情についてであります。期日が平成27年と書いてあります。29年に訂正をお願いしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成29年第5回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、7番、秋丸光明議員、8番、中竹耕一郎議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、8月28日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされております。議会運営委員会委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） 平成29年第5回山江村議会定例会につきまして、去る8月28日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本会議全般について協議し、日程を決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6日から15日までの10日間としております。本日開会、提案理由説明後、日程第3、議案第33号については先議することとし、質疑、討論、表決を行います。午後からは議案審議となっております。7日は休会で午前9時から議案審議、8日は休会で午前9時から現地調査を行い、終了後常任委員会を行うこととしております。9日から10日は休日です。11日から13日の3日間は休会で、午前9時より議案審議としております。9日目、14日は一般質問で、6名の議員の質問終了後、散会としております。なお、一般質問は8名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁含めて60分となっております。10日目、15日に2名の議員の一般質問を行い、終了後、質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

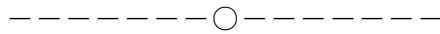
○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。



日程第3 議案第33号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、議案第33号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年9月30日限りで、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を別案のとおり変更するというものでございます。

平成29年9月6日、本日提出であります。山江村長、内山慶治でございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるため、提案をさせてもらうということでございますが、1枚開けていただきますと規約がございます。これは、熊本縣市町村総合事務組合を組織する団体であります「公立玉名中央病院企業団」の独立行政法人化に伴いまして、名称、名前を「公立玉名中央病院企業団」から「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改めるということに伴います提案でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、地方自治法第209条のより議会の議決を経るということですが、ご案内のとおり、これは市町村また一部事務組合、一斉に議決をします同文議決でございます。

以上、ご説明申し上げます。



日程第4 議案第34号 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、議案第34号、山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）等が施行されたことに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案させていただきますというものでございます。

1枚開けてもらいますと、その条例がございます。これは国の上位法の改正に伴います条例の制定でございます。名称が「企業立地の促進等における地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」から「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改められました。通称ですね、地域未来投資促進法に変わったということでございます。変わったという点は、山江村が固定資産税を減免したということになりますと、その減収額の75%を国が補填しますと。また、向こう3年間継続しますというふうに変わったということでございます。

附則として、この条例は、交付の日から施行するものとしております。

以上でございます。

-----○-----

日程第5 同意第3号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 日程第5、同意第3号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第3号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

下の表でありますけれども、住所が山江村大字山田丁276番地。氏名が西川正晴。敬称を略させてもらいました。生年月日が昭和28年2月14日でございます。任期につきましては、平成29年10月1日より平成32年9月30日までの3年間となります。

提案理由でございますけれども、任期満了に伴いまして、引き続き西川正晴氏を

適任者と認め、選任したいので、提案をさせてもらうというものでございます。固定資産評価委員は1期は3年でございますが、西川氏に対しましては、固定資産評価審査委員として、平成8年10月1日から29年9月30日まで、7期務めてもらっているところでありまして、現在委員長としてのその役目を果たしてもらっているということでございます。非常に評価に対しても内規にわたって詳しいということもあり、また適任者として認め、今回の提案をさせてもらうということでございます。人事案件でありますので、慎重に審議いただきながら、よろしくご決定をお願いいたします。

-----○-----

日程第6 同意第4号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 日程第6、同意第4号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 同意第4号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

住所が山江村大字万江乙725番地の26。氏名が内川初子氏であります。生年月日が昭和27年4月16日でございます。任期につきましては、平成29年10月1日より平成32年9月30日までであります。

提案理由でございますが、前同意と同様に、任期満了が来ておりますので、引き続き内川初子氏を適任者と認め、選任したいので、提案をさせてもらうというものでございます。内川氏は、平成23年10月1日から29年9月30日まで2期お務めでございますが、引き続き、適任者として内川初子氏を選任したいということで提案をさせてもらうということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第7 認定第1号 平成28年度山江村一般会計決算の認定について

日程第8 認定第2号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

日程第9 認定第3号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定につ

いて

日程第 10 認定第 4 号 平成 28 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定
について

日程第 11 認定第 5 号 平成 28 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定につ
いて

日程第 12 認定第 6 号 平成 28 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認
定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 28 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認
定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 7、認定第 1 号から日程第 13、認定第 7 号まで
平成 28 年度山江村一般会計特別会計決算の認定となっております。

お諮りいたします。山江村議会会議規則第 36 条の規定により、一括上程したい
と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。一括上程をいたします。

それでは、日程第 7、認定第 1 号、平成 28 年度山江村一般会計決算の認定につ
いて、日程第 8、認定第 2 号、平成 28 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算
の認定について、日程第 9、認定第 3 号、平成 28 年度山江村特別会計簡易水道事
業決算の認定について、日程第 10、認定第 4 号、平成 28 年度山江村特別会計農
業集落排水決算の認定について、日程第 11、認定第 5 号、平成 28 年度山江村特
別会計介護保険事業決算の認定について、日程第 12、認定第 6 号、平成 28 年度
山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第 13、認定第 7
号、平成 28 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題と
し、提案者の説明を求めます。

村長。

-----○-----

○村長（内山慶治君） それでは、認定第 1 号についてご説明申し上げます。

平成 28 年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。

平成 28 年度山江村一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて、議会
の認定に付するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認
定に付するために提案をさせてもらうというものでございます。

続きまして、認定第 2 号でございます。平成 28 年度山江村特別会計国民健康保

除事業決算の認定についてでございます。

平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

本日提出でございます。

提案理由につきましては、前認定1号と同様でありますので、失礼ながら省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、認定第3号でございます。平成28年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。

平成28年度山江村特別会計簡易水道事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由につきましては、前認定と同様でございます。

続いて、認定第4号でございます。平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。

平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由につきましては、前認定と同様でございます。

続きまして、認定第5号でございます。平成28年山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。

平成28年度山江村特別会計介護保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

本日提出ございまして、提案理由につきましては、同様でございます。

続きまして、認定第6号でございます。平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。

平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由につきましては、同様でございます。

続きまして、認定第7号でございますが、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。

平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。

本日提出ございまして、提案理由につきましては、同様でございます。

なお、内容につきましては、会計管理者から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田会計管理者。

○会計管理者（迫田教文君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、平成28年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。

初めに54ページをお開きください。平成28年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額36億242万829円、2、歳出総額33億127万2,540円、3、歳入歳出差引額3億114万8,289円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額1,961万8,000円、よって5、実質収支額2億8,153万289円となります。

次に55ページをお開きください。歳入歳出決算比較分類表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しております。歳入におきましては、地方交付税が16億2,723万5,000円で、全体の45.17%を占めています。

歳出につきましては、総務費が多く、6億6,213万4,570円で、全体の20.06%を占めています。

次に56ページをお開きください。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物でございます。土地に関しましては、分筆による移動と地目などの見直しによる面積の変動、また公営住宅建設及び堂園地区宅地分譲に伴う用地取得が主な事由でございます。建物に関しましては、北永シ切分棟工事、倉庫部分撤去による床面積の減であります。

次に57ページをお開きください。(2)山林でございます。年度中の面積の増減はございません。立木の推定蓄積量でございますが、6,505立方メートルの増加で、決算年度末の現在高は20万7,950立方メートルでございます。次に、(3)有価証券及び(4)出資による権利でございます。いずれも年度中の増減はございません。

次に、58ページをお開き願います。2、基金でございます。新規積立額1億3,061万450円、取りくずし1億6,084万円、利子の総額が201万6,548円で、決算年度中2,821万3,002円減によりまして、年度末現在高は23億1,941万5,608円となっております。

次に、右側のその他の基金ですが、利子総額455円の増加で、決算年度末現在高は6,739万1,486円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえから償還金100万円があり、決算年度末現在高は800万円の残となっております。

次に、59ページをお開き願います。3、物品でございます。車両につきましては年度中の3台の減少となっております。これはリース車への移動による減、特別会計への移動の減となっております。その他につきましては今回は増減はございませんでした。

以上が一般会計でございます。

次に、78ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額6億438万80円、2、歳出総額5億6,268万8,967円、3、歳入歳出差引額4,169万1,113円、5、実質収支額4,169万1,113円となっております。

次に、79ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は1,500万円の取りくずし、国保会計へ繰り入れたため、決算年度末現在高は507万7,780円となっております。

次に、91ページをお開き願います。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億7,710万7,299円、2、歳出総額1億6,874万7,386円、3、歳入歳出差引額835万9,913円、5、実質収支額835万9,913円となっております。

次に、92ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産(1)土地及び建物についてでございます。年度中の増減はございません。

(2)基金、簡易水道事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は7,215円の利子による増で、決算年度末現在高は1,599万6,836円となっております。(3)物品、車両についてでございます。所有車両はなく、リース車両の1台となっております。よって、決算年度末現在高は0台となっております。

次に、103ページをお開き願います。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億4,219万6,368円、2、歳出総額1億3,482万3,558円、3、歳入歳出差引額737万2,810円、5、実質収支額737万2,810円となっております。

次に、104ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物についてでございます。味園地区集落排水施設処理場の土地面積が減っております。これは分筆に伴い、面積が確定したためでございます。ほかの土地及び建物の面積に変動はございません。(2)物品、車両でございます。変動はなく、1台保有しております。

次に、119ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億4,069万8,333円、2、歳出総額3億

9,064万8,371円、3、歳入歳出差引額5,004万9,962円、5、実質収支額5,004万9,962円となっています。

次に、120ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、介護保険事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は1万5,435円の利子による増で、決算年度末現在高3,422万3,918円となっています。

次に、130ページをお開き願います。後期高齢者医療保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3,208万9,582円、2、歳出総額3,078万615円、3、歳入歳出差引額130万1,967円、5、実質収支額130万1,967円となっております。

次に、140ページをお開き願います。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4,686万5,021円、2、歳出総額3,999万5,579円、3、歳入歳出差引額686万9,442円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額139万円、よって、5、実質収支額547万9,442円となります。

上記のとおり精算したところ、相違ありません。平成29年7月3日、山江村会計管理者、迫田教文。

審査の結果相違ないものと認める。平成29年8月9日、山江村監査委員、木下久人、同じく、山江村監査委員、赤坂修。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。平成29年9月6日、山江村長、内山慶治。

次に、140ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)物品、車両についてでございますが、一般会計からの移動により、所有車両1台、リース車両1台保有しています。

以上で、平成28年度山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わります。

○議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（秋丸安弘君） 迫田会計管理者。

○会計管理者（迫田教文君） 訂正を申し上げます。先ほど報告いたしました130ページをお開き願います。後期高齢者医療保険事業の会計の実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3,208万9,582円と申しておりましたが、正確には歳入総額3,208万2,582円であります。お詫びを申し上げます。

-----○-----

日程第14 議案第35号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第35号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度山江村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億429万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,368万1,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 議案第35号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、補正前の額に総額でございますけれども、歳入歳出それぞれ2億429万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ34億2,368万1,000円とするものでございます。

主なものについてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入でございます。11、分担金及び負担金4万8,000円の追加でございます。12、使用料及び手数料1,000円の追加は、保育料手数料でございます。13、国庫支出金83万9,000円の追加につきましては、障がい者福祉費補助金、総務管理費補助金等でございます。14、

県支出金157万1,000円の追加につきましては、社会福祉費補助金、教育費委託金等でございます。17、繰入金462万7,000円の追加につきましては、特別会計介護保険事業会計からの繰り入れでございます。18、繰越金、平成28年度の繰越金の確定によりまして1億7,703万円を追加するものでございます。19、諸収入2,017万6,000円の追加につきましては、日本環境協会補助金、熊本県市町村振興協会補助金及び国・県負担金の追加交付等でございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。まず、2、総務費1億843万7,000円の追加につきましては、財政調整基金積立6,000万円、移住・定住促進費3,500万円等が主なものでございます。3、民生費681万8,000円の追加につきましては、社会福祉総務費、障がい者福祉費、老人福祉費等が主なものでございます。4、衛生費3,518万5,000円の追加につきましては、保健衛生総務費で、特別会計への繰出金が主なものでございます。5、農林水産業費602万9,000円の追加につきましては、果樹振興費、林業振興費、6、商工費90万円の追加は、企業誘致対策費、7、土木費21万6,000円の追加につきましては、土木総務費、8、消防費2万6,000円の追加につきましては、消防防災行政無線維持管理費の追加によるものでございます。9、教育費224万1,000円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の組み替えによる減額が主でございます。12、予備費に4,892万2,000円を追加するものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

-----○-----

**日程第15 議案第36号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)**

○議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第36号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第36号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,796万7,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

6億7,222万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第36号について説明いたします。

補正前の額に6,796万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,222万6,000円とするものであります。

1 ページをお願いいたします。歳入でございます。款9、繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金積立のため、一般会計から3,500万円を繰り入れるものであります。款10、繰越金につきましては、前年度の決算額確定により3,292万3,000円を増額するものであります。款11、諸収入につきましては、一般被保険者返納金4万4,000円を追加するものであります。

2 ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費につきましては、需用費を3万3,000円追加するものであります。款8、保険事業費につきましては、普通旅費、非常勤職員の社会保険料及び賃金等51万7,000円を増額するものであります。款9、基金積立金につきましては、3,500万円を国民健康保険財政調整基金に積み立てるものであります。款11、諸支出金につきましては、前年度の療養給付費負担金の確定によります超過交付分の返還金345万2,000円、それから退職者医療交付金確定による超過交付分の返還金87万9,000円、合わせて433万1,000円を追加するものであります。款12、予備費につきましては、2,808万6,000円を追加するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第16 議案第37号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第37号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第37号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,863万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第37号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、繰越金、前年度決算額確定に伴う繰越額63万5,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に補正額63万5,000円を追加し、1億8,863万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、1、総務費、職員手当に係る人件費など29万9,000円を追加し、5、予備費33万6,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に補正額63万5,000円を追加し、1億8,863万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第17 議案第38号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第1号)**

○議長（秋丸安弘君） 日程第17、議案第38号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万8,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,181万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明させます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第38号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、5、繰越金、前年度決算額確定に伴う繰越額381万8,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に補正額381万8,000円を追加し、1億4,181万8,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、1、総務費、給与、手当に係る人件費10万8,000円を追加し、4、予備費371万円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に補正額381万8,000円を追加し、1億4,181万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第18 議案第39号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第18、議案第39号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第39号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,109万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,609万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第39号について説明いたします。

補正前の額に5,109万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億9,609万円とするものであります。

1 ページをお願いします。歳入でございます。前年度の決算額確定に伴い、款 8、繰越金を 4,957 万 5,000 円追加するものであります。款 9、諸収入につきましては、前年度の地域支援事業交付金の確定によりまして、国庫補助金 101 万円、県負担金 50 万 5,000 円、合わせて 151 万 5,000 円を追加するものであります。

2 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 4、地域支援事業費の需用費を 1 万円、介護予防サービス計画作成委託料として 39 万 9,000 円を追加し、合わせて 40 万 9,000 円を増額するものであります。款 5、諸支出金であります。前年度の介護給付費等の負担金確定に伴い、国庫支出金等、過年度分返還金を 688 万 5,000 円、一般会計の返還分の繰出金を 462 万 7,000 円、合わせて 1,151 万 2,000 円を増額するものであります。款 8、予備費につきましては、3,916 万 9,000 円を追加するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第 19 議案第 40 号 平成 29 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第 19、議案第 40 号、平成 29 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 40 号についてご説明申し上げます。

平成 29 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）でございます。

平成 29 年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 95 万 9,000 円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,495 万 9,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第 40 号について説明いたします。

補正前の額に 95 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 3,495 万 9,0

00円とするものであります。

1 ページをお願いいたします。歳入でございます。前年度の決算額確定に伴い、款4、繰越金を95万9,000円追加するものであります。

2 ページをお願いします。歳出でございます。款4、予備費を95万9,000円追加するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第20 議案第41号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第20、議案第41号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第41号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,277万9,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長より説明させます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、議案第41号についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、4、繰越金、1、繰越金、前年度の決算額の確定に伴いまして、補正前の額に477万9,000円を追加し、547万9,000円とするものです。歳入合計、補正前の額に477万9,000円を追加し、7,277万9,000円とするものがございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。歳出。4、予備費、1、予備費、補正前の額に477万9,000円を追加し、589万9,000円とするものです。歳出合計、補正前の額に477万9,000円を追加し、7,277万9,000円とするものがございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 2 1 陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情

○議長（秋丸安弘君） 日程第 2 1、陳情第 1 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を議題とします。お手元に配付しております陳情書の写しのとおりでございます。全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳氏より、全国森林環境税の創設に関する陳情であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第 1 号については、産業厚生常任委員会へ審査を付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって日程第 2 1、陳情第 1 号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、産業厚生常任委員会へ付託することに決定いたしました。

また、そのほか山江村議会に寄せられました要望書等は、原水爆禁止九州ブロック連絡会議議長、川原重信様から「核廃絶・平和要請に関する要請」、安保法廃止を目指す人吉球磨の会代表、立山勝徳様ほかから「テロ等準備罪法案審議に際しては、慎重審議を要する意見書の提出を求める陳情書」、日本労働者協同組合連合会センター事業団九州・沖縄事業本部本部長、奥治様から「協同組合法の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」、原水爆禁止人吉球磨協議会代表、鳥井昭介様から「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の提出」の陳情が届いております。

以上 4 件については、それぞれ議員各位へ資料配付することにいたします。各議員で内容を研究され、必要なものについては、後日議員提案等にされるようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第 2 2 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 日程第 2 2、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第 100 条第 13 項の規定により、議員を派遣しようとするときは、本議会の決議が必要であることから、会議規則第 126 条の規定により配付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで先議依頼がありました議案審議のため、暫時休憩をし

たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時42分

再開 午前11時50分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先議依頼がありました議案第33号について、質疑、討論、表決を行います。発言については、山江村議会会議規則第53条、発言内容の制限の規定を守って質疑をお願いいたします。また、会議規則第54条、同一議題の質疑の回数を3回の規定と同規則第55条、発言時間制限60分の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条但し書きにより、議長の許可を得てお願いいたします。

次に、日程第3、議案第33号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第33号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時51分

第 2 号

9 月 1 4 日 (木)

平成29年第5回山江村議会9月定例会（第2号）

平成29年9月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	教 育 長	藤本 誠一 君
総務課長	北田 愛介 君	税務課長	山口 明 君
企画調整課長	松尾 充章 君	産業振興課長	平山 辰也 君
健康福祉課長	一二三 信幸 君	建設課長	白川 俊博 君
教育課長	蕨野 昭憲 君	会計管理者	迫田 教文 君
農業委員会 事務局長	柳瀬 真奈美 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 本日は一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、8名の議員から一般質問の通告がなされております。

本日は6名の議員を通告順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、はじめに10番、松本佳久議員より、安心安全な山江村づくり政策についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） おはようございます。10番議員、松本佳久です。2017年9月議会、安心安全な村づくり政策の展開について一般質問を行います。一般質問の通告文は、2週間前の8月28日に執行部へ渡っていると思います。答弁については既に十分に検討されたことと思いますので、簡潔、明快に答えてくださることを期待しています。

私たち議会議員を含む公務員は、憲法第15条2項にも明記してあるように、全体の奉仕者です。議会での一般質問についても、全体の奉仕者としての質問や政策提案をすべきであり、一部の利益を代弁するような質問は厳に慎むべきであると考えています。しかしながら今回の質問は、誠に申し訳ないことですが、私の地元に関することです。これから質問する件について、住民の皆さんがいろいろと心配されていますので、執行部の答弁を求めます。

質問は3点ありますが、いずれも土木事業など、建設課関係の事業についての質問で、質問の範囲は、山江村が進めている事業、熊本県が進めている事業と広範囲です。

最初に、万江神園地区に熊本県が進めている神園地区砂防事業について。2番目に、山江村が進めている万江下之段橋建設事業及び周辺の整備事業について。3番

目に、村道の新設改良事業について。以上の3点を順次説明をします。なお、お手元に質問部分の山江村第13区の防災マップのコピーを配付しており、また途中ではパネルも使わせていただきます。前には山江村全体の防災マップ、これは平成21年3月に作成されたものですが、それも貼らせていただいております。

まず、熊本県が建設を計画している神園地区の砂防事業について質問します。これは、万江小学校の東側斜面の山の中に砂防堰堤を建設し、土石流から下流域の安全を守ろうという砂防堰堤建設計画です。これまで、平成28年度の繰越事業として、4月以降に基本測量が行われ、去る7月6日に地元説明会、そして現在、地質調査と代替水源取水施設のためのボーリング調査が行われていると聞いています。

場所を確認させていただきたいと思います。これが山江村第13区の防災マップです。建設課で良いものをつくっていただいております。この付近が万江小学校、そして今建設が予定されている神園地区砂防堰堤は、この場所にあります。皆さんに配付している資料では、白黒コピーですのでよくわかりませんが、そのようになっています。

もう一つパネルを用意します。このパネルは万江コミュニティセンターに貼ってある13区、14区の災害マップを区長さんよりお借りしてきました。この右側のこの付近が丸岡公園及び丸岡公園運動場です。下のほうが人吉市で上のほうが神園・柳野となっております。今回、質問しようとしている地域はこの付近です。県道と万江川の間には万江小学校や万江保育園、山沿いに神園地区や城内地区がある地域です。

場所はそこですが、日本は周囲を海に囲まれた温暖な島国であり、海からの湿った空気が高い山に当たって雨を降らせ、そのことが生産力の高い農業を進展させてきましたが、雨に恵まれているということは、時に集中豪雨や台風の被害も受けてきたということでもあります。山江村でも伝說的とも言える昭和19年7月の大水害や、二十数年前には1時間の雨量が80ミリを超えた平成5年8月1日の集中豪雨災害もありました。

近年は日本各地で想定外の大雨等による大災害が頻発しています。少し前では、平成15年7月20日未明の水俣市宝川内地区近辺での豪雨土砂災害、3年前の平成26年8月20日には広島市北部での豪雨土砂災害、また今年7月5日、6日には福岡県東峰村や朝倉市、大分県日田市などでの九州北部豪雨土砂災害が発生しております。このときの1時間雨量は130ミリ、3時間雨量で400ミリ、24時間雨量は1,000ミリだったと聞いております。残念ながら災害によって亡くなられた方も多数ですが、このような災害は今後いつ、どこで起きてもおかしくないという状況となっております。

熊本県でも住民の安心・安全な暮らしを守るために、ソフト・ハード両面で各種の防災事業を推進しておられます。熊本県の財政状況も決して裕福とは言えない中で、熊本大分地震以降は災害復旧事業の増大で、熊本県、被災された市町村ともに厳しい財政状況となっています。

そのような中で、下流域を土石流、土砂災害から守るために、砂防堰堤工事を計画され、多額な公共投資をしていただくことに対しては、大変感謝しているところです。しかし今年に入り、基本測量の後に地元説明会が開催され、熊本県から砂防堰堤の建設予定地が示されましたが、そこはちょうど神園地区と城内地区の水源地であることが判明し、説明会に参加した住民の多くから「水源地は大丈夫だろうか」と心配の声が挙がりました。この説明会には、事業の説明者として、熊本県南広域本部球磨地域振興局土木部の方々とともに、山江村役場の白川建設課長をはじめ役場職員の方も参加されていまして、水源地への影響を心配される住民の声や質問等については、把握されていることと思います。中には、水源地に奉ってある神園薬師堂の由来にも触れられて、「この水源地を守ってほしい」と熱心に訴えた方もおられました。

そこで、まず、この湧水地から取水している水道や生活用水、池、農業用水の利用などについて、世帯数や人口等の調査をしておられるのか質問をします。写真は準備できませんでしたが、神園地区の水道記念碑には、50年以上も前の昭和35年4月建立、城内地区の記念碑には、1961年5月6日と書いてあります。この湧水地から家庭用の水源として、組合形式での取水のほかに個人でも取水して利用しておられますし、万江小学校を含め個人宅の池も多数あります。地元では、薬師堂をお祀りして薬師谷とも呼ばれていますが、この谷の湧水はどんなときにも涸れることがなく、雨の季節にも濁りが少なく、水温は年間を通じておよそ17℃と、夏は冷たく冬は温かい大きな岩の間からこんこんと湧き出ているきれいな湧水地です。水温、水量ともに一定で、飲料水、生活用水、池の水、また下流の田んぼの用水としても幅広く利活用されています。

砂防事業は熊本県の事業ではありますが、この砂防堰堤建設事業が薬師谷水源に与える影響や水源を利用している住民の生活に与える影響について、山江村役場としてはどのように把握しておられるか、答弁を求めます。また併せて、そもそもなぜこの谷に砂防堰堤建設計画ができたのか、熊本県の思いがわかっておれば答弁を求めます。以上の3点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お尋ねの件でありますけれども、今日は一般質問でございます。村政の方針、並びに考え方については私のほうから答弁させていただきたいと

思いますが、事業の内容、また現在実施しております数値等につきましてはですね、担当課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。お尋ねの件につきましては、建設課長よりお答え申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の砂防事業についてでございますけれども、この事業は、薬師谷砂防堰堤工事と地区では言われておりますけれども、県が土砂警戒区域の神園1として指定をしている土石流渓流区域に砂防堰堤建設の計画を進めている砂防事業でございます。先ほど議員申されましたように、平成28年度から周辺の測量など予備調査を行いまして、今年度から県が本格的に事業を進めておりまして、8月には地元説明会を行い、地権者の了解を得て、地質調査のボーリングを行ったところでございます。その薬師谷を水源として利用されておる方々が城内地区、それから神園地区で個人と組合、それぞれ30軒ほどが飲料水として生活用水として使用されております。また、個人の池や田畑の農地へも七、八軒ほど利用されておられる方もおられます。

今回のボーリング調査は、まず、水源とされている箇所の上流を探索し、水位、水量の確認の調査でございます。その結果については、またその後の対応については、まだ県のほうから報告はされていないところでございます。現在行っております調査は、土石流渓流として流域に及ぼす土砂災害に対して災害対策事業への事前調査でございます。今後、皆様の協力が得られれば建設が可能ですが、水源利用の受益者、土地所有者及び地域の方々のご理解がなければ砂防ダム建設は進まず、事業着手とはなりません。

また、影響ということでございますけれども、この地質調査の結果によりまして、地域の方々の取水水源が確保でき、このような整備内容で関係者の方々から了解を得られれば、現在計画しております箇所への砂防ダム建設がより現実味をしてくるかと思ひます。県は水源、生活用水については、影響などを最小限に抑えるよう現在ボーリング調査を含め、事業の進め方などを検討しているところでございます。

また、この地区を指定したという県の思いということでございますけれども、この地域につきましては、平成23年に県が土石流渓流地域として調査したところでございまして、下流域、イエローゾーンと言ひますけれども、その下流域には、公共施設、万江小、それから万江保育園、管理センターと公共等の施設等がございます。それを守るためにも、従来であればソフト事業ということですが、今回ハード事業ということで、県は砂防ダム建設の事業の調査を開始したということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 利用されている世帯は31戸ではないかと思っております。

池は万江小学校を含め13あるようです。下流域の田んぼは約1ヘクタール、ここは前田溝用水係ですが、その補助用水として利用しておられると思っております。

教育委員会にも質問しますが、建設予定地のすぐ近くに奉られている神園薬師堂の由来や文化財としての価値については、どのように考えておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。万江神園地区と城内地区の境界谷にありますこの神園薬師堂につきましては、県道からですね、歩いて3分から5分ほどの谷沿いのところに位置してございます。1437年に建立されまして、昭和57年11月に全面改修をされておるところでございます。堂内には、木造薬師如来座像、それから木造菩薩型立像、それから十二神将立像が安置してございます。木造薬師如来座像及び木造菩薩型立像、2体につきましては、村指定の有形文化財に指定をしているところでございます。この薬師如来座像につきましては、1437年につくられておりまして、仏像の高さが43.2センチ、病気を平癒し、直し、心身の健康を守ってくださる神様とされております。それから菩薩型立像につきましては、1513年につくられ、2体のうち左手を上げておられます仏像は、高さ47.5センチ、それから右手を上げておられる仏像は、高さ46.9センチということで、木造の薬師如来座像を守る神様として両側に安置してございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ちょうど建設予定地のすぐ下が、ただいま教育課長が説明した神園薬師堂があります。それで、熊本県がこの谷に砂防堰堤建設の必要があると計画されたときですね、この谷が先ほど建設課長が答弁しましたように、多くの地元住民の水源地であり、また教育課長が答弁しましたように、古い由緒のある薬師堂、1437年といえは約600年前であります。そのようなものがあることを熊本県や山江村役場としては把握されていて、砂防堰堤計画を立てたとお思いでしょうか、どのようになっていますか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。まず、県もですけれども、県が進めております砂防事業に対して、山江村は先ほど申しましたけれども、公共施設があるというところで要望はしたところでございます。実質現地調査につきましては、水源地もあるということで確認をしておりましたけれども、地域の方々が

飲料水として山江村の水道施設も引かれておるということで、実際、今現在もボーリング調査をしておりますけれども、調査時濁った場合は山江村水を使用していたきということで周知をしております。ですから、飲料水としては生活に支障はないということで、まず今年度事前調査をし、本格的に進めるような事業ということで、私どもも県のほうに要望したところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今答弁がありましたように、ある程度の事前調査はしてあるということでございます。実は、ここが万江小学校です。こちらが丸岡、ここに万江川が流れております。人吉から山江温泉、城内地区、神園地区、柳野地区となっております。それで、このところに一つ堰堤ができております。これで下流域、万江小学校付近への土石流を防ごうという考えだろうと思います。もちろん間には民家も2、3戸あります。それからまたこちらのほう、これは城内地区の城内団地のほうですが、こちらは瀬谷と言いますが、ここにも堰堤がつくってあります。これは主に丸岡からの水が流れて来ております。そして今回、計画されているのはこの所です。ちょうど水源地の真上であり、また神園薬師堂のすぐ上です。

県の説明のときには、水源地の記念碑、それには昭和35年4月と書いてありますが、神園記念碑の所につくるということでございました。そしてその理由も、ただいま建設課長が申しましたように、こっちが高台ですから、下流域の万江小学校、万江保育園、そのほか地域住民の方を守るということでございました。しかし県の専門家の方がですね、こちらのほうが危険だから予算措置をしてつくると言われることにですね、素人の私が言うのも何ですが、この所は少し高くなっております。素人目には、災害のときはこの谷沿いに、ここに谷があります。この谷は城内側は西孝恒議員の家と神園側は白竹文郎さんの家ですが、その谷の間を流れるんじゃないかなという気がします。このちょっと小高くなってありますが、現在の計画では、ここに堰堤をつくって万江小学校、万江保育園、地域を守るということですが、建設課や山江村長はこの現場等を見に行かれたことがありますか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） ご質問の現場は確認されたのかということでございますけれども、現場は確認しております。実際記念碑がある所ということで、そちらも確認し、その場所から2、30メートル上流に実際、今現在ボーリングをしている機械が据わっておりました。

確かに言われるように、下流域は小高い丘がありますけれども、先ほども申しましたけれども、これについては県がある程度知識のある業者が指定した流域ということで、神園1ということでの土石流溪流の危険区域、イエローゾーンということ

で指定した区域でございます。それに基づいて今回事前調査を行い、ゆくゆくは本格工事を行うということで県は進めているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 先ほど建設課長も答弁していただきましたように、もう既にボーリング調査の段階で、この谷の水を利用されている複数の世帯から水の濁りが出たことが確認されています。砂防堰堤建設に当たっては、今利用している水量を確保した上で、水道施設をそこにつくるのならですね、水道施設を近代的なものにつくり替えたり、そしてまた神園薬師堂も保存したりすることが大事だと思われませんが、砂防堰堤を建設して、今利用している水も確保し薬師堂も保存できる、そのようなことは可能でしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 先ほどから事前調査ということでボーリング調査をやっているということで、議員申されましたように、水脈、水量等を現在確認しているところでございます。まだその結果についても、私どもも報告は受けておりません。

まずそういう施設、薬師堂も含めましてですけれども、建設した場合、それ以前の水量、水脈が確保できるかということは、現在まだわかっていない状況ですけれども、それを確実に進めるための事前調査でございますので、それぞれの意見を聞きながら、地域の方々がより安心して暮らせる砂防事業ということで進めておりますので、まずは地域の方々の意見を聞き、事業等は進められると思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回の神園のですね、砂防ダム是件ですけれども、要はですね、議員が最初におっしゃられたいろんな災害が各地で起きてきているということでもあります。また、山江村もご案内のとおり、レッドゾーンもありますけれども、イエローゾーンもたくさん点在しているということでもあります。まず、ハードでですね、いわゆる砂防ダム、治山ダム等々で工事ができるところは優先順位を付けて、県管理であれば県のほうにやってもらうという方針で動いておりますし、そのことに対する今回の事業でございます。

ただ、公共工事今はそうでありますけれども、地元の詳細が得られない事業、また用地ができない事業については、昔は用地ができなくても工事をしてきた例はありましたけれども、今はもうできないという状況でありますので、その場合は、その防災マップのこともおっしゃいましたけれども、早め早めにですね、避難するという対応できるというようなことを思っています。

今、台風18号が近付いております。明日の午前中にはですね、その対策会議を

開きまして、実は16日土曜日の朝から、もう避難所として場合によっては開設するというようなソフト事業、いわゆる防災マップといいますか、これは総務課でつくっておりますけれども、に則った対応をしていかなくちゃいけないということで、村民の生命・財産を守っていききたいというような方向で動いておりますから、何が何でもその県の事業だからダムをつくりますと。ただそのダムをつくることによってハード的にですね、住民の方々は守られますし、できれば県のほうもその水源も守りたい、薬師堂も守りたいという方向で動いているということでございますので、今その調査中の段階でございますので、よろしくその付近のところをご了解願いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 砂防堰堤をつくり下流域を守る、それから水源も守る、薬師堂も守る、それが一番いい方法だと思います。しかし、なかなかこれまでの例を見ましても、砂防堰堤等をつくると水源に全然影響がないとは言えないような感じもします。

そこで、これは熊本県の事業ではありますが、山江村役場も間に入っていて、地元の声も十分聞いていただき、県との間をつないでいただき、話がうまく進むようにすることは考えられないでしょうか。また、例えばこの水源地や神園薬師堂を活用して、例えば、あさぎり町深田にあるような天子の水公園のような地域づくりなども研究できるのではないかと思います。執行部としてはいかがお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。先ほども申しましたけれども、事前調査の前に地元説明会がっております。その中でも私ども建設課として事業の説明を受け、それから地域の皆様方の意見を聞いたところで、県も皆様の意見を聞き、まずはボーリングを進めるということですので、地域の方々の了解がないと進められないということですので、まずは地域の方々の意見を聞き、今後建設するのであれば、県のほうにも私どもも地域の意見を伝えるようにしたいと思います。

なるべく施設を残し、水量、水脈を安定させながらということでございますけれども、まずは県が進める事前調査を進めまして、方向を協議していきたくて思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからもちよっとお答えしますが、村のほうもですね、逐一建設課長のほうから私も報告を受けておりますので、ということは村のほうも

この事業については、しっかり熟知して、また地域との間をしっかりと取っているという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、将来の生かし方で、天子の水公園云々と言われましたけれども、まず県の事業としてはですね、まず豪雨災害、土砂災害を防ぐという観点から今回の事業は始まっておりますので、それがそのことによってですね、上手に天子の水公園ができるかどうかというのは二次的なものだと思いますから、まずその付近のところから考え方を整理させていただきたいということでございます。

ということで、今ですね、砂防堰堤をつくるという前提の中で水を確保できないかというボーリング調査をしてますし、もちろん薬師堂を守るということを前提に置きながら、いろんな調査をやっているということでもあります。ただ、その結果ですね、どうしても地域の了解が得られないということであれば、砂防堰堤はつくりたくないという方向になるということでもありますから、しっかりその付近のところはですね、地元と協議を重ねてまいりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） これは地元の私たちにも住民自治が試されている課題だと思っております。私たちもちゃんと考えますし、そして今村長、建設課長申していただきましたように、十分話し合いながら進めていくということでもありますので、私たちも私たちで地元でも話し合いを進めていきたいと思っております。

それでは次に、同じ熊本県の事業ですが、村政懇談会等で山江村第13区、これは城内、下段、井手ノ口ですが、そこから何度か要望が出されている城内集落東側山腹の落石防止防護柵の設置や、城内集落の中ほどに急傾斜地崩壊対策事業に係るのではないかと、急傾斜地崩壊対策事業を進めてほしいというような要望が出ております。場所は、ただいま話しておりました堰堤がここですが、この付近です。ここが城内集落ですが、その上の山腹、それからこの中ほどに非常に急傾斜のある段差のある所があります。

この地域の計画、これはもちろん熊本県の計画だとは思いますが、どのように進んでいるのか、今の状況を答弁いただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。この地域は以前から地区から要望があった箇所でございます。土砂警戒区域の名称としましては、下段A城内2ということで、県が指定している急傾斜地崩壊区域でございます。

この対象区域は以前から把握をしておりまして、県への対策ということで要望をしたところでございます。数年前から要望しておりまして、昨年度対象箇所の調査が行われました。県としては、単県事業で進めるように私ども要望したわけですが

れども、採択基準に該当しないということで、県は、今回の単県事業の急傾斜地崩壊対策事業としては進めることができないということです。今後ですね、村のほうでも調査を含め、事業の検討が必要かと思うところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 急傾斜地崩壊対策事業としては、基準に合わないので事業を進めることができないとの答弁だったと思います。実は先ほどの砂防堰堤建設事業でも感じたことですが、地域のことを一番よくわかっておられるのは市町村の役場だと思います。国や県よりも市町村の役場が、特に山江村であれば山江村のことは一番よく知っておられるのではないかと考えております。

それで、このような事業を進める場合はですね、地方分権をもっと進め、国・県からの財源委譲も進めて、地域のことは地域で決めるようにしないと、いわば現場をよく知らない人が考えた事業が推進されることにもなりかねないのではないかと心配します。

村長は例えば、市町村への一括交付金の拡大、拡充などを国・県へ要望される考えはありませんか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 以前そういう話もですね、一括交付金の中でいろんな事業を市町村が主体性を持ちながらやっていくということがありました。そうなりますと、いわゆる地方交付税の使い勝手の良さが国や県の交付金が自由に使ってくださいというふうに交付されるということでもあります。ただ、今はそうになっておりませんので、そうなりますと、非常に我々もいわゆる自治の意思としてそういう予算の編成ができると、財源の編成ができるということでもありますけれども、現在はそうになっておりませんので、どうしても国・県のもろもろの事業採択基準によってですね、申請をするしかないというような現況でございます。

松本議員お尋ねの件につきましては、県の採択基準によりまして、各地域の急傾斜地の落石防止対策を行ってきたところであります。最近では、淡島がそうでありました。ただ、採択基準に則らないところはどうかということでございますが、基本的にはできないということになるわけですが、ただ山江村として、そういう事例も実は過去ありますので、財源と相談しながら、本当に危険度も勘案しながら、予算のほうを付けるか付けないかは考えさせていただきたい、検討させていただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） それでは、2番目に通告しております下之段橋建設事業関連について質問をします。この事業は、複数年度にまたがり、多額な予算を必要とす

る大事業ですが、長年にわたる地域住民の悲願がいよいよ実現しようとしており、地域住民は大変喜び、一日も早い完成を待ち望んでいます。これまで、平成27年度に下段側の村道整備、28年度に井手ノ口側の橋台と橋脚1基の建設と順調に進んでいます。

そこで、今年度の建設計画や完成までの年次計画について、執行部の答弁を求めます。

また、28年度事業では、当初の3月末竣工予定の工期が延長され、梅雨時にかかってしまい、住民からは洪水被害の心配も出ていました。今年の6月は幸いにも心配されていたような集中豪雨もなく、何とか無事に工事を終えることができ、皆一安心したところです。

今後の建設に当たっても、梅雨時にかからないよう早めに発注して早期の竣工を目指されるのか、どのような予定であるか、この2点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。ご承知のとおり、下之段橋架替工事につきましては、左岸側の下部工工事が28年度で完了したところでございまして、今年度につきましては、右岸側の下部工工事を行う予定でございます。右岸側の下部工工事につきましては、直接河川の水衝部が工事に影響するというところで、今回、河川の瀬替えが必要となるところでございます。今年度の工事は右岸側の橋台、橋脚工事の下部工を計画しておりましたけれども、瀬替えに必要な仮水路工、それから橋台、橋脚部の矢板締切工など、概算事業費が増額しまして、また下部工の橋台、橋脚を同時施工しますと、仮水路工事も含めまして、冬場の渇水期の施工期間では完成しきれないと判断しまして、今年度は右岸側の橋台を1基とそれとさらに右岸側の護岸工事を計画しているところでございます。来年度以降は、今回予定しておりました右岸側の橋脚、それからさらに31年度は上部工の橋桁、さらに32年度は既設橋の撤去、それから左岸側の護岸工事となる計画でございます。

それから、議員申されました着工の予定と早期発注、竣工ということでございますけれども、昨年は全般的に熊本地震によりまして、専門業者の確保が遅れまして全体的に遅れ、工事進捗に影響したところでございます。今年度の現在の進捗としましては、球磨川漁協との協議も終えまして、今現在、設計図書の県の審査を行っているところでございます。9月中には回答をいただき、10月上旬、中旬までには入札ということで考えているところでございます。その後、議会の承認を得て、契約となるわけですが、発注後の10月を準備期間としまして、実質11月から現場の作業になるかと思っています。今年度完成に向けては、3月までの年度

内完了ということでの工程を考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今年下段側の橋台をつくるということで、さらに仮水路工も必要であるという説明でありました。でありますから、答弁されたように、早期に発注されて、早期に完工できるように。特に仮水路工をつくるということは、右岸側を水が流れているわけですから、特に梅雨時にはかからないような施工が必要ではないかと考えております。

それで、業者選定に関する質問も通告しております。入札に当たっては、地域への貢献度なども評価に入れる総合評価方式でこれまで入札を実施されてきたこともあります。今後の橋の建設工事なんかの業者選定について、総合評価方式等も取り入れながらされるのか。

それから、28年度事業で下之段橋建設を受注された業者さんは、地元に対してどのような地域貢献をされたのでしょうか。2点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） まずは業者選定ということですが、基本的には選定に関しましては、山江村工事請負建設業者選定要領及び山江村建設業指名審査会設置要領に基づいて、入札を行うということでございます。

今回の工事内容としましては、昨年と同様な橋梁の基礎工事となりますので、基礎工事につきましては、特殊な矢板打ち込みとか場所打ち杭がありますので、専門的な業者になるかと思っておりますけれども、全般的に土木工事ということでございますので、実績のある業者を選定し、前回行った指名競争が妥当かと思っておりますのでございます。実質、昨年度の継続事業でありますので、昨年度の入札内容、事務を参考にしながら進めたいと思っております。

総合評価方式で行うのかということですが、総合評価方式につきましては、施工前から契約まで、意見聴取等々で総合評価委員とか学識経験者の方々から意見を聞くということで、契約まで長期にわたり最短で30日以上はかかるということで、期間がかかり過ぎるということで、今回は総合評価方式は取り入れないということで考えております。本村では、先ほど議員も申されましたように、総合評価方式では平成21年と23年に2件ほど工事の入札を行っているところでございます。

地域の貢献ということですが、実際昨年度の業者の方はですね、地域の方々の意見を聞き、安全施設の整備、点検、もしくは周辺の除草作業も行っていたということで、私どもは確認をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 下之段橋の周辺整備事業としては、村政懇談会等で万江川に厚くたまった土砂の除去や河川敷内の竹林の撤去なども要望してあります。また、下之段橋と御溝の取水口の間は、堤防がない所と堤防が低い所があります。この件については、平成26年9月議会に、当時の山江村議会副議長、山本義隆議員と現在も議員であります。当時も議員でありました西孝恒議員、山江村第13区、松本正一区长さんをはじめ関係者多数の署名、押印のある請願書が提出され、議会も現地調査の上、満場一致でこれを採択しております。河川敷内の土砂除去、竹林の伐採、堤防のかさ上げや建設等、下之段橋周辺の整備事業については、どのような状況であるか執行部の答弁を求めます。

そしてまた、先ほど答弁のありました今年度事業で、右岸側の護岸工事もするというものでありましたが、それはどの程度でありましょうか。以上の点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。河川整備の件ですけれども、ご承知のとおり、万江川の河川整備については管理する県が行っているところでございます。河川内の土砂除去につきましても、万江川に限らず山田川のほうも、本村としては毎年要望を行っているところでございます。昨年度の実績としまして、まず要望したのは万江川で5カ所、それから山田川で3カ所、計8カ所の要望を行ったところでございます。

そんな中、平成28年度においては、万江川では下之段橋の上流の河川掘削、山田川では東浦地区古賀橋の上流の2カ所を河川掘削を行ってもらったところです。県は限られた予算の中で、要望ある箇所から優先順位を付け、作業を行うということでございます。今年度につきましては、まだ場所は確定しておりませんが、今年度も昨年度同様に、本村は要望しているところでございます。

下之段橋の上流堤防でございますけれども、これにつきましても山江村議会でも採択されたということで、最近においては、県議の方、それから村議会の方々も現地調査を行っているところでございますので、この件につきましても、毎年本村としても要望しているところでございます。特に右岸側は、以前大雨で堤防が遺失したということでもありますので、要望としては強く要望しているところでございます。しかしながら、県としては、把握はしているが、具体的な整備内容、整備時期等については回答はいただいているところでございます。

それから、先ほど申しましたけれども、下之段橋の下部工の右岸側の護岸工事につきましても、基本橋梁を守る護岸ということで、橋梁から上流側に現在のところ16メートルということで、護岸工事を計画しているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 恐らく3、4年後には立派な下之段橋が完成するだろうと思っております。併せて、上流側の河川敷や堤防建設など、美しくできればなというふうに考えております。

最後に、道路の新設改良事業について質問します。村道、農道、林道、作業道など、各種道路の整備改良事業については、村民の方も強い関心と期待を持たれています。この後、4番目に質問される西議員からは、村道神園平山線の整備計画についての質問通告があっており、これについてはそちらで答弁していただきたいと思っております。

私の質問は、平成15年に当時の山江村第13区長、豊永健二さんをはじめ城内地区、神園地区の住民全員で署名、押印し、紹介議員3名をお願いして、山江村及び山江村議会へ請願した村道城内神園線についてです。

当時は14名の議員構成でしたが、全員で狭い道や道のない所を現地調査をしていただき、議会では満場一致の賛成で請願書を採択していただいたところです。その当時は、まだほかにも複数の村道整備事業も進行中であり、それらの工事が終わるのを待って、一段落するのを待って財源を確保され、平成23年に着工、3カ年の継続事業として、城内地区内を通り、神園集落の入り口までは立派に完成したところです。道路のない所に新しい道路ができたことで、周辺住民はもちろんのこと、郵便屋さんや宅急便屋さんなども大変喜ばれているところです。あってはなりません、救急車や消防車の進入路としても活用できると、住民一同非常に喜んでおります。

しかし、村道城内神園線は、ようやく半分が完成したところです。今後は神園集落内の道路整備が必要と思われませんが、執行部としてはどのような計画を立てておられますか。答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、今後の状況ということですが、まず当時の経緯といいますか、内容について説明いたしますけれども、城内神園線の整備につきましては、全体計画として、先ほど議員申されましたように、平成15年に城内地区から神園集落の東側を通るルート全体の計画がなされたところがございます。路線計画としては神園集落までの計画でしたが、ご承知のとおり、神園集落の上流側に砂防ダム建設があっておりまして、その砂防ダムの進捗状況に合わせて道路の建設整備も進めるという計画になったところがございます。

城内神園線につきましては、議員申されました平成23年度から城内地区から3カ年にかけて、道路改良工事を行ったところがございます。さらに路線計画と

しては、神園集落の東側を通るということで整備がなされるわけですが、その神園地区の土石流溪流に指定された神園2砂防ダムですが、砂防ダムが平成19年度に1基完成したところでございます。この砂防ダム2につきましては、1基下流側に建設する予定でしたが、建設予定地の用地の承諾が得られず、現在上流側の1基のみの建設となっているところでございます。その城内神園線は、その下流側の砂防ダム2基目のところですが、その下流部に計画した路線でございます。ダム建設とそれから路線の計画ともに、関係する用地の協力が得られなく、改良工事、それからダム建設の工事が計画のめどが立たないということで現在に至っているところでございます。

今後としまして、いろいろ事業を進めるわけですが、地域の地権者の方々のご理解がないと事業は進まないということでございますので、関係者のご理解があれば事業可能ということですが、現在のところ承諾が得られていないということで、事業としては中止ということで、ストップしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 建設課長の答弁がありましたように、神園2砂防堰堤工事のときに作業用の仮設道路というのがつくられました。そのときに役場もいろいろ研究されて、これは仮設道路というよりは、もうそのまま道路をつくってしまおうと確か決めていただき、予定よりもやや広めに買収し、そしてそこは今コンクリートの立派な道路となっております。これがその村道城内神園線の神園部分の入り口に当たり、全体では半分か3分の1程度はもう既にでき上がっているような気がします。住民の方もよく利用されています。

問題は建設課長が答弁しましたように、ある用地の協力が得られなかったということですが、ここについては、村政座談会のときに神園地区の方から、地元住民もその方の説得というか、協力を得られるよう努力するからというようなこともありました。それらの方ともうまく話し合われて進める、そのような考えはございませんか。その地元の方も一緒に、用地の協力をしていただく、そのような考えはございませんか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それは私のほうからちょっと答えます。私も思い出しながら、当時私は村長でありましたので、答弁させていただきたいのは、当時は水無からある所を舗装工事をしました。水無地区のですね。これでもう全て消防署、救急車が通れない所はなくなったと、私議会でしゃべった覚えがありますけれども、ただ一つ、神園、城内の山つきのほうはまだそういう状態じゃないということがありまし

て、そういうことを議会で話した思い出があります。

ということで要望もあり、その要望に従いまして、概略設計610メートル実はもう行っており、設計をしております。当時それで進めようとしたら、さっき言われました砂防堰堤がですね、県の第1工事、2工事が入りましたので、その工事用道路として、3メートルを延ばそうということでありましたが、村道として1メートルは村のほうがですね、予算を出して広く工事をしたという覚えがしております。

ただ、あと残りがあるということでもありますけれども、ご案内のとおり、用地交渉が進まないといけないという箇所がありますので、現状今工事がストップしているという状況であります。座談会等々で、地域としても用地交渉に是非協力をして、この工事をという話でありましたから、そういう話ですね、用地交渉ができそうでありましたら、契約は当然役場とするわけでもありますので、情報を流していただきたいと思えますし、更なる協議を進めていただければというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 山江村や熊本県の土木事業など、ハード整備について質問し、答弁を求めたところです。できることとできないことがあるのは理解しています。山江村におかれては、財政状況をしっかりと睨み、健全な財政運営を守り、各種のソフト事業、そしてハード事業を展開され、何よりも情報公開による住民自治の村づくり、そして住民を巻き込んだ村づくりを進めていただきたいと思えます。そのような村づくりの中から、ソフト面、ハード面、両面からの安心安全な山江村が実現できると考えています。

台風18号は週末にも人吉球磨地方を直撃するかもしれません。人的被害がないことはもとより、収穫最盛期を迎えた栗や収穫直前の稲作に大きな被害が出ないことを心より願って、9月議会の一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に8番議員、中竹耕一郎議員より、1、観光交流の拠点化をどう企てる、2、誰でも喜べる長寿社会の実現に向けての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○8番（中竹耕一郎君） それでは、議長のお許しが出ましたので、8番議員、中竹耕一郎です。一般質問をしたいと思いますので、答弁をよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の一般質問につきましては、観光交流の拠点化を目指そうとする合戦ノ峰観音堂周辺の整備と運営について、それからもう1点は、今後増えることが予想される認知症に対する予防対策と、それから高齢者にとっては大変厳しさを増す懐事情とございますか、そういったことについて質問をさせていただきます。明確な答弁を求めたいと思います。

まず、観光交流の拠点化を目指す、どのように企てるかというようなテーマであります。まず初めに、何をもちその地方創生というのかですね。地方創生を考えるに当たり、観光客の増加による地域の活性化とか、地域経済の浮揚等々が解決策だと思われがちですが、それだけではなくて、ほかにもあるというふうに考えています。しかし必要なことでもあるわけですので、今日はその観点から質問をさせていただきます。

地方創生に関する議論は、別の機会にすることにしまして、とりあえず合戦ノ峰観音堂の整備関係について質問させていただきます。まず、平成28年度の繰越予算で5,180万円ほど計上しながら、事業を執行されている駐車場関係の整備であります。現在の進み具合について、また、今後予定されます物産販売、展望台等の建物について、どのような進み具合でいくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、相良三十三観音巡り十二番札所、合戦ノ峰観音堂駐車場及び建物整備の状況についてお答えをいたします。整備に至るまでの経緯につきましては、6月定例議会においてもご質問があり、答弁をさせていただいておりますので、割愛をさせていただきます。まず、造成工事、駐車場の整備についてですけれども、5月下旬に工事の入札、指名競争入札を行っております。7月末までの工期というふうにしておりましたけれども、工法等に若干の変更が生じておまして、8月末まで工期を延長し、現在終わっております。なお、駐車場の舗装につきましては、建物の建築と並行して行うようにしております。

次に、建物についてです。建築設計につきましては、こちらも5月下旬に見積書提出による入札、いわゆる随意契約を行っております。契約事業者と随時打ち合わせを実施しながら、使いやすい施設であるとともに、多くの方に訪れていただけるような設備、周辺と調和できる外観となるような設計を行うことを確認したほか、8月2日には、設計事業者と私ども、合戦ノ峰公民館に出向きまして、地区住民の方々を対象とした説明会を実施しております。多くの住民の方に参加していただきまして、観音堂周辺整備の趣旨や建物の建築について、ご理解をいただけたのではないかと感じております。

また、去る8月27日には、農村環境改善センターにおきまして、今回の設計を行う事業所の主催であり、日本を代表する建築家、隈研吾氏による物産販売所の設計の趣旨や構想についての講演をいただいたところであります。この模様については、現在スペシャル番組で山江村ケーブルテレビでも放送されておりますので、ご覧いただければというふうに思っております。斬新なデザインでありながら、観音堂や周辺と調和可能な外観、建物屋上に上り人吉方面を一望できる展望所、観光客をおもてなしできる施設でありながら、地域住民の憩いの場としての活用も大いに期待でき、実際に建築されるのをですね、地域住民の方々はもとより、私たちも心待ちにしているところです。

今後、建築に伴う入札を実施し、平成30年2月末の竣工を予定しております。平成30年、春のお彼岸には、利用が可能となる見込みとなっております。概要といたしましては、駐車場6台、建物につきましては、物産販売所、休憩所、倉庫、男子トイレ、女子トイレ及び多目的トイレ、展望所を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 進捗状況についてはわかったところであります。観光交流というのが地域への活性化に果たす役割というのは、皆さんよくご存じだろうと思えます。これは平成27年に、人吉球磨全体が日本遺産として認定をされております。現在まで活用協議会を中心に、情報の発信、ソフト事業が進められてきましたけれども、山江村の場合は、合戦ノ峰観音堂、十二番札所とそれから下城子の観音の中にあります十一面観音菩薩像、これは現在歴史民俗資料館の中に保管をしておりますが、認定されておりますが、認定を境にしてですね、参拝される方、観光も含めてであります、その観光客の動きに変化は見られましたか。いかがでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。平成27年度に日本遺産に

認定されました人吉球磨地域は、鎌倉時代から明治維新までの700年間にわたり相良氏が治めた地域でございまして、この間、受け継がれた文化財や風習、地域の歴史を結び付けたストーリーが日本の文化、伝統の魅力を伝えるものであると考えているところでございます。本村には、日本遺産の構成文化財として、先ほど議員申されました城山観音堂の十一面観音菩薩像、高寺院、山田大王神社に加え、相良三十三観音巡り、それから球磨拳や臼太鼓踊りなどがございます。

本村における日本遺産認定後の参拝客の変化についてでございますが、相良三十三観音巡り十二番札所でございます合戦ノ峰観音につきましては、認定後、年間5,000人以上の参拝客が訪れ、多い日には一日300人から500人、彼岸のときには約1,600人と、増加の傾向にあるということでございます。また、高寺院につきましては、参拝客は横ばいですが、観光客は増加しております。それから大王神社につきましては、年間約1,000人、観光バスによる団体客が認定前よりも増えたということでございますので、いずれも参拝客は増加している傾向にあるというふうに思っております。

それから、先ほどございましたように、城山観音堂の十一面観音菩薩像につきましては、歴史民俗資料館に展示しております。この資料館の入館者数を見ますと、平成28年度は約700人で前年並みでございましたが、この平成29年度につきましては、8月末で432人ということで、前年度の約2倍の入館者を見ており、これも増加の傾向にあります。これにつきましては、企画展の開催もですけれども、やはり日本遺産に認定された影響もあると見ておるところでございます。

以上のようなことから、日本遺産認定後、本村への参拝者や観光客は増加していると分析しているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 観光客がですね、そういうふう増加しているということは大変喜ばしいことだろうと思います。そこでですね、担当課として、教育委員会のほうで担当していただいておりますが、認定をされたその平成27年ごろの認定をされた趣旨、それから今までいろいろ情報発信事業をされてきましたけれども、どのようなことを事業等ですね、具体的にされてきたのか。それから、今後この遺産を活用することによって、どのように活性化を進めていくのか、その辺のお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。まず1点目の認定された趣旨と目的はということでございますが、日本遺産の認定に当たりましては、人吉球磨日本遺産活用協議会事務局で、人吉球磨10市町村のストーリーの中に位置付け

られる構成文化財を数百カ所ピックアップしまして、国や県との調整後、41カ所に絞り込まれたところがございます。その中に、この戦国期の相良氏当主がつくらせ、周辺住民が代々大切にしてきました仏像でございます、この城山観音堂の十一面観音菩薩像、それから代々の相良氏が手厚く保護した寺院でございます高寺院、それから相良氏を滅ぼした平川氏の怨霊鎮魂のために建立されました神社の山田大王神社が構成文化財に含まれておるところでございます。また、平成29年度に16の文化財が追加されました。その中で山江村関連では、永留相良氏が人吉城に拠点に移すまで築き上げた城で、山田城跡及び高城跡がございます永留相良氏城郭群も含まれて追加されたところがございます。

その目的としましては、人吉球磨の優れた文化財にストーリー性などの付加価値を付けることにより、魅力を発信する体制を整備するとともに、文化財を核に人吉球磨地域の産業振興、観光振興や人材育成等にも連動して、一体的なまちづくり政策を進めることが地方創生に大いに資するものとなり、そのための有効な方策として、そのストーリーを日本遺産として認定いたしまして、魅力ある有形、無形の文化財群を総合的に活用する取り組みを支援するものでございます。

それから、次に情報発信の方法、どのようなことをしてきたかということでございますが、人吉球磨日本遺産活用協議会を主に、日本遺産情報発信事業として、ポスターやリーフレット、文化財マップ、ホームページの作成、構成文化財案内サイン事業といたしましては、標識板やのぼり旗の作成、それから日本遺産案内コーナーの設置、それから文化財ガイド広域エリア研修事業といたしましては、現地ツアーなどのおもてなしガイド講座の開催、それからモニターツアー事業としまして、外国人向けやシニア向けの日本遺産モニターツアー、シンポジウム開催事業といたしましては、日本遺産フォーラム人吉球磨の開催、地域内の周知事業といたしまして臼太鼓踊りを取り上げての人吉球磨民俗芸能の祭典の開催、それから10市町村の広報誌への合同特集の掲載、それから公用車への日本遺産ステッカーの貼付、日本遺産ロゴマークが入った球磨焼酎ミニボトルセットの販売など、さまざまな取り組みを行ってきたところがございます。

本村におきましても、森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に遺されたありのままの風景を楽しみながら歩くフットパス事業のコースを4コース設定いたしまして、そのチェックポイントには、日本遺産に認定された文化財も入れまして、活用に努めているところがございます。29年度につきましては、資料館の企画展といたしまして、10月から2カ月間の予定で山江の仏像展を計画中でございます。

また、人吉球磨全体の取り組みとしましては、日本遺産人吉球磨のブランド確立の活用方法のため、商品開発や文化財の見せ方、交通体系など、テーマ別に具体的

な方策等を日本遺産人吉球磨アドバイザーと連携いたしまして協議いたします地域デザイン会議を開催して、この日本遺産人吉球磨地域振興基本指針をまとめることとしております。

それから、3点目ですが、地域活用して地域活性化をどのように進めるかということでございます。この相良700年の歴史が育んだこのような文化財をどのように保存し、活用していくか、村内に所在する文化財の現状と課題を踏まえて、基本的な考え方を掲げることにより、目指す方向性を決め、そして実現していくことが今後の課題ではないかと考えております。そのことを踏まえまして、日本遺産を活用するための基本的な考え方といたしましては、人吉球磨地域の日本遺産の構成する文化財のまず把握に努めまして、本村の歴史や文化を確認するために必要な広域的な情報の収集を進め、価値を共有することが必要ではないかというふうに思っております。そのためには、民間団体や専門家などの協働による調査、それからそのような方の支援を受けてですね、人材育成を図ることも必要であると考えております。それから村民の方々にも、地域の歴史や文化財を活用した学習の機会をですね、提供することも必要ではないかなと思っております。

そのようなことからですね、日本遺産を活用した地域活性化を図るためには、まず、本村の方向性といたしましては、文化財調査、研究を継続的にまず行うこと。それから文化財保護に関する啓発、保存、修理など、このようなものを推進するための計画的な指定ですね、それから登録。文化財を活用するための広報活動や環境整備。地域活性化に向けました本村の関係課とか関係機関などと連携した事業の推進。人材育成、人吉球磨日本遺産活用協議会との相互連携も図りながら、今後ですね、本村に最も効果的な施策を展開しなければならないと今考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 過去3年間にわたってですね、情報発信事業をされてきたわけです。情報発信事業をしたものですね、いまいち村民には、その辺の日本遺産の理解がされていない面があるというふうに考えます。今、文化財の調査についてですね、するというようなご意向が、答弁がありましたが、文化庁は来年ですね、文化財保護法の改正を大幅に進めるような方針であります。これはですね、今まで保護を重点にされていたものを今度は活用にもっていくというようなことで、その協議会をつくって計画を策定して、そして文化庁からの認定を受ければ、市町村長の独自の判断で事業できますよということなんですが、もちろんその財源が必要になるわけですが、そのためにはですね、文化財保護法に則った補助申請のための保護委員会での指定とか、そういうふうな作業が必要になってきますけれども、今度

その文化財保護委員会で、村内の文化財をですね、どのように洗い直していくのか。指定、それから未指定ありますが、その辺についてももう少し、文化財保護委員会で全面的に洗い直して策定をする予定なのか、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。今、議員申されましたとおり、文化財保護法につきましては、平成16年に改正後、約14年間現行法により運用されているところでございます。この現行法ではですね、国が指定した文化財の修理等は所有者の責任で行い、国はその費用を補助したり、現状変更を許可したりしておるところでございます。このことにより、所有者の負担が重くですね、維持管理が不十分な場合もありまして、過疎化や少子高齢化により、維持管理する担い手の確保や周辺の環境保全が課題となっているところでございます。

そのような中、この同法の改正に向けてですね、文化財を地域振興に活用する仕組みづくりを柱とする中間まとめ案が文化審議会の調査会から示されております。その中間まとめ案では、未指定文化財や周辺環境なども含め、総合的に保存・活用する基本計画を市町村が作成できるとしまして、その計画を国が認定することにより、国指定文化財の改修など、現状変更許可の権限を文化庁長官から市町村長に委譲される。それから補助や税制優遇措置などの支援を行うことで、観光や地域のにぎわいづくりのための活用を後押しする方向で検討されており、個別の文化財保護から総合的な活用の支援へ展開する内容の提案であるようでございます。

この新しい制度では、市町村や教育委員会、観光関係の団体、それから文化財所有者などが協議会をつくり、活用を進めたい文化財について、これは保護も配慮してでございますけれども、基本計画を定めることにより、この地域の宝を積極的に掘り起こしてほしいという見地から、美術品や伝統芸能、文化財指定に至っていない建築物等の活用を検討することも推奨されておるようでございます。

本村の未指定文化財につきましても数多くございますけれども、昨年度、仏像を中心に調査を行っております。それから本年度につきましても調査を行う予定で今進めているところでございます。この調査後にですね、本村にとって特に重要な文化財ということで確認をされればですね、所有者とか、管理者の同意取得とか、それから先ほど言われました文化財保護委員会などへ諮問をいたしまして、必要な手続きを経た後に、新たにですね、指定をしたいというふうに今進めているところでございます。来年1月の法案提出を目指して進めておるようでございますので、現時点ではですね、詳細なその内容がよくわかりませんが、改正法案が可決し、国とか、県から内容が示された後に、そしてまた動きや情報等も収集しながら、そしてまた未指定文化財につきましては、修理要望が出ておる地区もございまして、そ

の支援等も含めまして、本村にとってですね、最も適した内容の事業計画の作成について検討していきたいと今考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 話によればですね、下城子の観音堂についても、地元から要望が出てるということであります。ただ要望は出ておりますがですね、やっぱり財源が必要になりますので、その辺もし、日本遺産に認定されておりますので、観音像がですね、それをきちんと遺す、そしてそれを活性化にもっていくという意味ではですね、地元の要望に応える必要もあるというふうに思います。そしてそのためには、文化財保護委員会等の諮問を経てですね、指定をしていく。そして財源の措置をしていくというようなことが必要だろうと思います。先般、3月の議会でもですね、調査をするというような意向がありましたので、是非その調査をされて、文化財保護委員会に諮問して指定をするなりお願いをしたいというふうに思います。

次に、先ほど申し上げました合戦ノ峰観音堂の周辺の整備のことではありますが、これは先ほど松尾課長のほうから答弁がありました、世界的な建築家、隈研吾さんですか、の設計による整備が始まるわけですが、これも報道機関では、大変全国的にも珍しい造りではないかなというふうに報道もされたところでもあります。恐らく今後、参拝客がですね、大幅に増えることが予想されるわけですね。もしかすると、観音堂に来るよりも建築設計が珍しいと、その展望台、建築関係者や文化財保護者がその展望台に向けてやって来る可能性もあるわけですね。続々と詰めかけるのではないかなというふうな心配もします。今まで日本遺産をどうやって活用するかと、事業のですね、具体策に欠けた点もあったわけですね。これは人吉球磨の問題ですけれども、モヤモヤしておったのがこれで何となく糸口がつかめたというか、突破口を開いた感があるわけですね。これは人吉球磨にとっても、とても画期的なことでありまして、日本遺産に認定された効果のですね、今から検証していくという段階になるんじゃないかと思います。これは率直に評価をしていいんじゃないかなというふうに考えます。ですから、3年間の情報発信事業の後に、やっと今日の目を見て、4年目からそういうふうに具体的に事業に入っていくということはですね、これは山江村だけじゃなくて、人吉球磨にとって率直に評価していいんじゃないかなと思います。

今後、合戦ノ峰観音堂周辺はですね、本村の一つの観光交流の拠点として位置付けて事業を進めていくことになっていきますが、これはオープニング効果はもちろんあるわけですが、後々リピーターとして、何回も来てもらう必要があるわけですね。情報については、今いろんな方法がありますから、すぐつながって広がっていくというふうに思います。この地域をですね、観光交流の拠点とし、産業活性化の拠点と

するという観点からお尋ねしたいと思いますが、あそこの土地、建物について、普通財産であるわけですから、貸し付けていくのか、それは無料でいくのか、有償でいくのか、まずそこからお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。今回整備する施設についてはですね、先ほど議員からも申されたとおり、村の施設ということになっております。当然、今後完成に向けてですね、条例等の制定も行う必要があるかと思っておりますけれども、使用料等についてはですね、現在無料ということを考えております。また、村の施設となりますので、電気代、上下水道代等ですね、公共料金については、村のほうで負担すべきではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 次に、運営体制でありますけれども、これは恐らくですね、春と秋の彼岸があるわけですが、彼岸の時期だけじゃなくてですね、通年開けなければならぬというような状況になるやもわかりません。そういう場合にですね、果たして合戦ノ峰地区だけで運営できるのかですね、いささか心配であるわけですが、観光客はですね、せっかく来たのに販売所が閉まっていたというんじゃないかと困るわけですね。その辺が非常に心配されるところでありますが、その辺、地区の方に若干聞いたところでは、今からいろいろ打ち合わせをしますというような話でありましたけれども、村としたらですね、果たして運営できるのか、できないのか、その辺の感触をお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、運営体制をどうするのかということですが、お答えいたします。今回の施設の運営については、議員が申されたとおりですね、私たちのほうも合戦ノ峰地域の方にですね、お願いできればというふうに考えているところです。現在も定期的にですね、周辺等の清掃をされたり、お参りに来られた方ですね、おもてなし等をされていらっしゃるという観点からも、内情を知っておられる合戦ノ峰地域の方に運営のほうをですね、お願いできればというふうに考えているところでございます。私も正式にですね、お話し合いをしたわけではございませんけれども、区長とお話をしたときにはですね、地区のほうでもそういう運営体制とかですね、物産所の販売の体制については、ちょっといろいろ案があるから、今後協議して助言いただければということもお聞きしておりますので、今後打ち合わせをしてですね、できるだけ地元のほうでやっていただければと

いうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 基本的にですね、地元でお願いするということではありますが、全般を地元任せ、お任せするのですね、そしてその物産販売で今度は何を売るとかですね、そこで。そしてその売るものを誰が供給するの。恐らく合戦ノ峰地区の方がですね、毎日毎日野菜をつくって出すとか、物産を出すとか、できるんだらうかと、そういうことも心配するわけですね。村内の生産グループの協力をお願いするとか、それから村内業者の方もですね、参入をして物産の供給をするとか、そういうふうなことはお考えがありますか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えをいたします。物産販売体制をですね、どうするのかということですが、まず、主な販売商品ですね、こちらも区長さんのほうとちょっとお話をさせていただいたときに、まずは地域で生産された野菜とか果物とか乾物とかを置くようなことは想定しているということをおっしゃっております。しかしながら、議員が心配されているとおりですね、果たして毎日全ての陳列台が品物で埋まるのかというようなことについては、私も心配をしているところでございまして、今後、地元とお話をいろいろさせていただく中で、どうしても地区だけで提供できない場合にはですね、村内の生産者の方、また生産団体の方をお願いをしたり、村内にも食品加工事業所が複数ありますので、そちらの加工産物、また村内の特産物等をですね、陳列し、販売ができないかというふうにご検討しております。

また、販売所の運営やですね、提供する品物については、地区でまず話し合いをされると思っておりますけれども、村としてもですね、「じゃあもう地区でどうにかしてください」というわけではなく、協議の場にですね、加えさせていただきながら、円滑な運営体制、組織づくりをお手伝いさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） これはですね、いわば人吉球磨のモデルになっていかなきゃならんというふうに私は思います。非常にこういう話題性が高いというか、設計についてもですね、これは世界の建築家でありますので、多分それを見に来られる方は多いと思います。先ほどですね、地元で協議をしながら、何とかやれるんじゃないかなというふうなお考えもあるようではありますが、今の地域づくりの一つに10

0人委員会てありますね。その100人委員会の中の観光部会との連携はされていますか。

それから、最近特に人吉市内も見てみますと、八代にクルーズ船で来られたアジアからの観光客がですね、いっぱいおられます。その方たちがですね、もし間違っ
て、間違っ
てという言い方はいけませんけれども、人吉を基点にして「それじゃあ見に行こうか」とバスで来た場合は、大変溢れるんじゃないかなと思うんですが、その辺のインバウンド対策はどうですか。お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。まず、100人委員会の観光部会との連携はということですが、平成28年9月にですね、九つの部会が立ち上がりまして100人委員会、その中の一つに観光部会というのがございます。部会の目標の一つにですね、観光案内人の育成というのも掲げられてお
りまして、現在月に複数回ですね、会議を開きながら、こういった育成方法をするのかということ
で協議をされておられます。9月25日にはですね、モデルといたしまして、栗拾い体験ツアー
ということで、ツアーを企画されておられまして、その中でもそういった村のですね、今回の合戦ノ峰観音堂では
ありませんけれども、ほかの栗とかの説明をしながら、観光案内人の育成を行って
いこうというようなことも期待されているところです。観音堂のみだけではなくてですね、さまざまな村の
観光資源について、訪れられた方に案内していただけるように期待をしているところ
です。

また、村といたしましても、地域づくり団体等が行う活動に対しまして、山江村地域づくり活動補助金制度を
ですね、本年4月より制定しておりますので、資金面といたしまして、補助金等を活用されながら育成に努
めていただければありがたいかなと考えております。

それから、インバウンド対策ですね、外国人の方が海外からお見えになるということ
ですが、八代港におきましてもですね、クルーズ船のほうが昨年、一昨年からですね、数倍というクルーズ船
が入港しているという話を聞いております。人吉球磨管内でもですね、青井阿蘇神社をはじめ村内各所
に行っているということで、昨年度は山江温泉ほたるにもですね、複数件中国人の方がですね、クルーズ船
から大型観光バスに乗って来られたということもあっております。施設についてはですね、予約があ
ってからのことだったものですから、中国語が外国語が話せる方をですね、ちょっと雇って対応した
ということもございます。いきなりこう、例えば合戦ノ峰観音堂のですね、展望所や観音堂さんのほう
に来られましても、なかなか外国語をしゃべる方をじゃあいきなりというかですね、こともできません

し、じゃあ今回の観光案内人の育成で、日本語だけじゃなくて英語とか中国語をいきなりしゃべりなさいというのも難しいと思いますので、合戦ノ峰観音堂につきましてはですね、現在、日本語による説明板等が設置されております。また、その案内板はですね、今回の日本遺産認定の観光施策の一つといたしまして、人吉球磨で統一された案内板のデザイン等も検討されてらっしゃるということを伺っておりますので、その中で多言語で対応できる案内板、そういうのも解説が掲載できないかも提案を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 100人委員会との連携もうまく取っていただいて、効果的にですね、進めていただければというふうに思います。

それから、ちょっと別なことなんですけど、本年4月から赴任されている地域おこし協力隊の方ですね、観光面に非常に詳しいというふうなことを聞いております。

その方の協力隊の支援、活用を考えられてませんか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、地域おこし協力隊の活用策はということでお答えをいたします。本年4月に採用いたしました地域おこし協力隊、女性の方でございますけれども、総合旅行業取扱管理者という資格を持っておられます。本人も山江村にいられて、村の魅力をですね、最大限に伝えることができる観光ルートの調査等を行いながらですね、観光ルートの発掘をしたいということで、現在村内をですね、回っておられるということですので、合戦ノ峰観音堂及び物産販売所のみならず、村内各地の観光案内スポット等にですね、人が集うようなルートの設定を現在検討されているというところですので、その完成を待っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 是非その地域おこし協力隊の力を十分発揮していただいて、観光の自力が付くようにですね、お願いを申し上げたいと思います。

それから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、大型観光バスで来られた場合、駐車場は小さい車はですね、6台確保できるということではありますが、観光バスの場合は上には上がりませんので、多分路上駐車になるというふうに思います。なればですね、駐車場の確保も必要になるわけですが、ちょうど下にありますごみ収集所、これはちょっといただけないんじゃないかなというふうに思います。やっぱり展望所から眺める眺望のいいところとしてはですね、できればそのごみ収集所

については、どこか移転させてもらう。そのほうがバスも停められることもできるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の話も是非お願いしたいというふうに思います。

いずれにしても、いつまでにぎわいを見せる合戦ノ峰地区、ひいては本村の観光交流拠点として定着するまでには、さまざまな問題があると思います。今後、残された時間、完成後の運営に向けてですね、何が課題なのか、地区との協議、綿密な打ち合わせが必要だろうというふうに思います。

最後に、村としてどんな支援をしていくのか、村長のほうの意向をお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） いきなりの指名ありがとうございます。やり取りを聞いておりましたですね、地方創生から話が始まりましたが、いわゆる地方創生自体は、稼げる力をどう山江村で付けていくかということになるんだろうと思います。その日本遺産を絡めると、いわゆる農業で稼ぐ、林業で稼ぐ、商工業で稼ぐに加えて、観光交流業で稼ぐ、いわゆる観光交流業で稼ぐ仕組みをこの日本遺産を活用してつくることだというふうに思っているところです。

ただ、今課題もございまして、実は先ほどから日本遺産の活用協議会という話が出ておりますが、実はこれは、事務局は人吉市の教育委員会内にございます。従いまして、教育委員会を主導にですね、今この日本遺産をどのように活用していくのか、しっかりどのように発信していくのかというようなことが行われておりました、今年3年目、その補助金をもらって3年目が終わろうとしているところであります。

私も実はその日本遺産関連のですね、広域の会議でいつも申しているのは、その教育委員会が悪いとは言っておりませんが、仕組み上ですね、どうしても首長部局には話が伝わりにくい部分がございます。従いまして、この日本遺産の活用協議会の組織を首長部局に早く移してくれと。要するに、日本遺産の文化財の保護と活用と観光的な要素、地域づくり的な要素を、もちろん教育委員会に担ってもらっているところですが、私首長の配下に置きながら、それをほかのいろんな事業と組み合わせてやっていくというほうが効率的であるということを申してきております。

という中において、先ほど蕨野課長のほうから説明がありましたが、新しい文化財保護法では、各市町村で基本計画をつくりなさいというふうになっております。その基本計画は、「文化庁長官から市町村長へ委譲され」とありますので、市町村がつくるということになろうかと思うわけでありまして、しっかり私のほうで文化

財を教育委員会としっかり連携しながらですね、村のほうでつくらせていただきたいと思ひますし、いわゆる稼げる力を付けるためのこの計画を目指したいと思ひておひります。いわゆる稼ぐと言ひますと、来て、見て、泊まるという方式があります。よそから来られて、いろいろなものを山江で見られて、お金を落として、泊まったらまたお金が落ちると、滞在期間を長くしてもらおうというような方向を目指すべきだろうと思ひておひりますので、これは実はその基本計画にはですね、もちろん先ほど言われました城山観音、大王神社、それから高寺院、それから永富氏の遺跡群ほか、山江村はですね、本当に長い歴史の中で神々と暮らしてきた御堂がある、歴史があるわけであります。これは各地域の暮らしそのものでございますから、しっかりこれを守っていくこと、この基本計画の中にうたい込みながら、非常に高齢化によりその御堂の修復も大変な時代の中に、村の力、また国の力、財源を活用させてもらいながら整備していきたいと思ひておひりますし、そういうそのものが観光資源になる、人が来る資源になろうかと思ひておひります。フットパスの事業も、またこれにより活性化をしていくんだらうと思ひておひります。

時間が長くなりますけれども、これは何回も申しておひりますが、私がバリに行きましたときに、バリはなぜあんなに観光地になつたのかということ、もちろんその自然の景観だとか海とかありますが、第一の要因はですね、やっぱり神々が住む山とともにそのバリに住む島民たちが暮らしてきたそのものが観光の素材になつていて、今でも全世界からですね、たくさんの方が来られると。まさに人吉球磨はそういう神々と暮らしてきた、庚申等は各地域に富いますし、御堂も各地域にありますし、そういう歴史をもう一度整理させてもらいながら、価値を見出していききたいと思ひます。

今年から歴史民俗資料館長もおひりますし、学芸員も配置しておひりますし、また話がありました協力隊もございますので、しっかりとした計画の中にやっていきたいと思ひますし、また、これは今構想中でありますが、観光推進協議会が山江村にはありませんので、実は山江村交流促進協議会なるものをNPOはじめ、例えば最近発足していきます万江の里、いわゆる集落営農組織でありますけれども、それから合戦ノ峰の組織、それからフットパス、100人委員会、万江川塾もありますし、ボンネットバス会もありますし、そういう地域づくりの団体の方々が一挙に集まつて、しっかり連携をしながら交流を促進していく。その中で稼げる力を付けていくというような仕組みをつくっていければと思ひておひります。ということでお答えしたいと思ひます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） この合戦ノ峰を中心としたこの事業がですね、モデルとなつ

て国宝青井阿蘇神社から合戦ノ峰観音、または歴史資料館へと人の流れができる。それが人吉球磨管内の文化財の遺産へとつながっていく。いわゆる点から面へ広がって、本村はもとより、人吉球磨地域全体が活性化をしていく。ここに日本遺産として認定をされた狙いがあるというふうに思います。先般の建築設計の講演会の中で、企画力、調整力、そして大事なのは情報発信力が重要になってくるというような指摘がありましたが、是非成功することを期待して、この件については質問を終わります。

次の質問であります、私的なことを言って申し訳ありませんが、私ももう間もなく70歳になります。団塊の世代がうようよするような時代になるわけですが、最近人の名前がですね、とっさに出てこなかったり、ここ喉元まできてるんだけどそこから出てこない。そういうようなことが大いにあります。ものをどこに置いたか忘れてしまいます。ひどいときはですね、以前会った人だけでも、いろいろ考えてもとうとう一日名前が出てこなかったという場合もあります。このようなことが多くなって、これはいろいろ個人差があるわけですが、いわゆるど忘れ、物忘れですね、そういう状況が出てきました。

平成26年の法改正でですね、認知症施策の推進が包括的支援事業の中に位置付けられましたけれども、高齢社会白書によれば、2025年、今から8年後になりますが、認知症患者が全国で730万人、65歳以上の高齢者が5人に1人の割合で増えるというような警笛を鳴らしております。今後増えていくというふうなことが予想されますが、次の質問では、この認知症を中心にちょっとお尋ねしてみたいというふうに思います。

本村の場合、明確に把握されているかどうかわかりませんが、いわゆる認知症と推測される患者さんの状況はいかがなものでですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。平成29年6月の定例議会でも申しましたが、65歳以上の認知症のある方として把握している人数は154人です。29年4月1日現在の住民基本台帳の65歳以上の人口1,150人に対しまして約13.4%の割合となっております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 65歳以上、大体1,500、600人になるわけですが、その中の13.4%が認知症だというふうに思われるという答弁でありましたが、この数字は多いほうなんですか、少ない方なんですか。いかがですか、課長。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。各市町村との比較につきましては、しておりませんので、13.4%ということでもありますので、現在のところでは1割強というところですので、今後増えてくるということは予想されますので、なるべくですね、認知症にならないような予防方法をとっていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 答弁いただいております健康福祉課長もですね、医療の専門家ではないので、正確には答弁できない面もあると思いますが、この病気はですね、さまざまあるわけですが、要するに典型的なのはドイツの博士が発見したアルツハイマーさんという方が発見したアルツハイマー症候群なんです、それ以外さまざまあります。これは放っておくと症状が次第に悪くなるということなんです。ただ適切な予防、治療があれば、わずらった人の中の1割ぐらいはまた元に返るといふような情報もあるわけですが、認知症の主な原因はどこにあると思われてますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。まず、認知症は脳機能が低下することで、よく聞かれますアルツハイマー病というのは、脳が萎縮するということで起こる病気となっております。アルツハイマー型認知症については、脳の病気によって発症する認知症のようです。認知症につきましては、認知機能の障害によって、社会生活などが困難になる病気を総称したもので、代表的な疾患がアルツハイマー型認知症ですが、ほかにも脳血管性認知症、レビー小体型認知症、若年性認知症など、さまざまな種類があるようです。認知症の原因としましては、アルツハイマー病やレビー小体という特殊なタンパク質によって神経伝達が阻害されて引き起こされたり、脳血管障害などが原因でなることもあるようです。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今回、もちろんそうですが、時間が限られますので、国の方策、それから村としての予防対策等々あると思いますが、その辺については、次回でまた今回省略したいと思います。ただ、認知症が先ほどですね、13.4%ということですが、その辺に対するそのケア、保健師のですね、地域の巡回、指導等はどんなふうになってますか。最近よくなかなか会うことがないなというような話も聞くもんですから、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。指導体制はいかがになってますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。まず、山江村が行っている予防対策につきましては、地域包括センターで介護予防、日常生活支援総合事業を実施し、外出や人との会話の機会を増やしたり、社会福祉士や健康管理士、栄養士による訪問等を行っております。また、ご本人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう地域で支えていくことが必要であり、本年度も認知症のサポーター養成講座に取り組んでいるところです。

それから、今年度からICT機器を利用しました認知症の予防対策事業を行っておりまして、たっしゅかクラブ、また各地区で開催されております公民館事業で実際に体験してもらっているところであります。

認知症につきましては、認知症の早期発見が最も重要であるということでありますので、去る8月1日に認知症初期集中支援検討委員会を立ち上げて、個々のケースを検討し、必要な場合は、早期に必要な医療等へつなげるなどの支援ができるように、認知症初期集中支援チーム員会議を開催していくこととしております。この認知症初期集中支援チームの中にですね、設置するところで、保健師、社会福祉士、それから専門の医師等を含めたところでチームの構成をしておりますので、高齢者からの相談等があった場合はですね、その会議の中で検討を行って、専門医のほうにつなげるようにするよう形を進めております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） そういうふうな認知症の初期集中支援チームですか、そういうのをつくってされるということではありますが、早期発見が大切だということも答弁がありました。

そこでですね、この認知症は誰でも陥りやすい現代の病気であります。診断、予防がきちんとというか、ある程度できればですね、少しでも押さえることができるのではないかなというふうなことを聞きます。

そこで、今簡易であってもですね、認知症の診断テスト、こういうのもやられたらいかでしょうか。そして、その診断に基づいて専門の外来に勧めるというような方向もあるのではないかと思います。ですから、先ほど言いましたように、いろんな型があるわけですね。例えば極端に言いますと、頭を打っただけで認知症になる人もおるわけですから、それはもう全くのその外来の診断によって違うわけですから、そういうふうに早期に診断テスト、簡易のですね、セルフチェックでもできるような、例えば健診で今やってますね。そういうのを制度化してできないものかですね。専門的なことはもうドクター任せです。ただその以前のどうも怪しいなど

というのは保健師のサイドで見つけて、予防するというようなことが70歳をめどに
ですね、そのようなことはできないのか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。認知症の診断につきましては、厚生労働省の認知症の診断基準やWHOの疾病及び関連保健問題の国際統計分類等の基準によって、一般的身体検査とか脳の検査、脳画像診断検査、知的機能を測定する心理テスト等が行われた上で、医師が検査結果と問診から前述の基準に基づいて認知症か否かを診断されているようです。一般的に広く普及されている長谷川式簡易知能評価スケール、いわゆる長谷川式スケールですけれども、これにおきましてもですね、簡易的ではありますが、認知症かどうかというのはですね、医師の診断が必要であるということで、その診断につきましてはですね、保健師が判断するというのは難しいのかなと思います。そういった事例をですね、相談を受けたところで、専門医の入った認知症初期集中支援チームのほうで検討して、適切な医療等へつなげるという方法で進んでいくと思われま。

それから、定期的な物忘れの検診の実施についてですが、認知症の初期発見、早期診断を推進するため、全国では医療機関のほうに委託をして、認知症の簡易スクリーニング検査による検診を実施している自治体がありますので、その自治体でも65、70、75、80といった節目の検診になっているようです。今後、費用等をですね、検討しながら導入できればということで考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） これは誰でもですね、かかり、誰がかからない、かかるというようなことではありませんので、是非そういうふうな医学的な見地からですね、検診制度等も考えられてですね、実施されたいかがかなというふうに思います。

あと介護関係の質問がありましたけれども、後ろ向きの質問になりますので、一応これで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時15分

○議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に5番、立道徹議員より、1、国民健康保険について、2、ドローンの試行についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険についてでございます。いよいよ平成30年度から国民健康保険制度が変わります。県が市町村とともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すということでございますが、現在は、当村の国保運営は大変厳しい状況だと思います。県が標準的な算定方法で税率を算出すると、現在の税率よりさらに高くなるのではないかと予想されております。

最近、村民の方からですね、「国保税が昨年より高くなった」という声を聞きますが、その高くなった理由と被保険者に高くなったことの説明をされたのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。まず、国民健康保険の運営がどのように決められているか、仕組みを簡単にご説明いたします。国保加入者の方が病院等を受診された際に、医療費を一部支払われますが、残りの医療費については村で負担しているところでございます。これが国保会計での主な支出、いわゆる経費の部分でございます。これに対しまして、調整交付金等、国や県からの交付金を充て、その残りの経費は国保税として国保加入者で負担し、賄うようになっております。いわゆる相互扶助、互いに支え合う制度ということでございます。つまり、経費である医療費が上昇すればするほど国保税率を上げ、財源を確保する仕組みになっておるところでございます。

これまでは、運営主体が村であったため、税率をあまり変動せず、不足した財源につきましては、基金等を取り崩し、それを補填しながら運営を行ってまいりましたが、平成30年度から運営主体が県へ移行することになり、税率については、県がかかった医療費等を勘案し示すようになります。当村は、県下でも医療費は高い状態であるため、税率が極端に上昇することがその当時予想されましたので、急激な

税率アップを避けるため、平成28年6月議会においてご承認をいただき、平成28年度より税率を変更しているわけでございます。

ご質問の最近税額が上がっているということでございますが、本年度、平成29年度におきましては、平成28年度と同様の税率で変更はいたしておりません。従いまして、国保税が上昇している要因といたしましては、加入世帯の所得の上昇が考えられます。国保税を算出する根拠といたしまして、加入世帯の前年の所得等を踏まえ、課税標準額というものを算出いたしまして、それに税率を掛けて国保税を割り出しておるところでございます。

参考といたしまして、本年の確定申告時の状況と昨年の申告時の状況を比較いたしますと、農業収入及び肉用牛収入が前年比約13から14%の増となっておりますので、このようなものが要因と考えられます。その他といたしまして、その所得が上昇したことにより、軽減措置、これは2割、5割、7割軽減というものがあるんですが、それらに該当しなくなったり、限度額の改正がっております。医療分が52万円から54万円、後期支援分が17万円から19万円、このようなものがあっておりますのでその影響。それから、社会保険等からの国保加入へ追加された世帯等が考えられると思われまます。

また、国保税が上昇した理由で被保険者へ説明をしているかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、税額は所得や加入者の人員に左右されるわけでございます。そのため、税率の変動がなくても、税額が毎年多少なり変わるわけでございます。それに伴いまして、当村におきましては、国保全加入者の方へ、所得が税額に反映するなどを記載しました「国保税のしくみ」というものを本算定時に同封しております。また、特に税額が昨年度と比べて増額された加入者の方には、別添にて所得上昇のため税額が増額した旨や、加入者の変動等にて増加した旨を記載した文書を目にさせていただけるよう紙の色を変えて、同封しておるところでございます。さらには、電話や窓口にてお問い合わせの際は、その都度ご説明をして対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 課長から一応いろんな文書で説明はされたということですね。

続きましてですね、医療費水準や所得水準を基に、県への納金が決まります。国保税は当村ではですね、どのようになるか。上がるか、変わらないか、下がるか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。平成30年度からの国民健

康保険の財政運営責任の県移行に向け、現在、熊本県及び運営協議会等で検討を重ねておられるところでございます。

まず、その中で市町村連携会議が今年度1回目が5月15日、2回目が9月4日、2回開催されております。9月4日、最近開催されました連携会議の内容を踏まえましてご説明いたします。結論を言いますと、平成30年度の税率は、現在のところまだ示されていないというのが現状でございます。資産の基準となります平成28年度及び平成29年度の1人当たりの平均の保険料を算出したものを、今月末にマスコミ等にて公表されるということではございますが、平成30年度の率ではないため、参考程度にしかならないと考えているところでございます。県の説明によりますと、年内または年明けまでには各市町村の税率案を示したいとのことでございました。また、急激な税率上昇を避けるため、激減緩和措置も検討されているということでもございましたので、現在、当村の税率と比べましても同等程度の率になるのではと想定をしているところでございます。

しかしながら、先ほど説明しましたとおり、加入者の本年の所得及び家庭環境等により税額が確定することから、税率の変動が仮に少なくとも税額が増減してまいりますので、この辺はご理解いただければと考えております。

いずれにしましても、税率を上げない、あるいは下げる手立ては一つしかありません。加入者の皆さん、お一人お一人が健康に心がけた生活、自己管理、健康診断等の受診、そこで指摘を受けた場所の早期治療等の重症化防止をしていただくことにより、結果、全体の医療費を抑えることができ、ひいては国保税の引き下げにもつながる可能性があります。加入者の皆様には、これをご理解の上、ご協力いただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 全く課長の言われているとおりだと思います。国保税をですね、下げるためには、村民の皆様が健康であることが一番だと思います。

そこで、現在のですね、予防医療と健康増進への取り組み状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問の予防医療と健康増進への取り組みについて、お答えいたします。まず、予防医療につきましては、病気になるのを防ぐための医療ということでありまして、例えば、歯周病にならないように歯医者で歯周病菌を除去する、胃がんのリスクを減らすため、ピロリ菌検査を受け、菌に感染していた場合は処置をするといったようなことのように。また、各

種の予防接種につきましても、予防医療というふうには位置付けられております。病気の原因となるものを早い段階で、あるいは定期的に医療行為を行って予防していくということだと思えます。

予防医療のほうには3段階ありまして、まず一次予防としては、健康な時期に栄養、運動、休養など、生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育等による健康増進を図り、さらに予防接種による疾病の発生予防と自己防止による傷病の発生防止をすること。具体的には、高血圧にならないように塩分を控える。肥満にならないように運動する。体の状態を確認するために特定健診を受診するといったことのようにです。二次予防につきましては、発生した疾病や障害を検診等によって早期に発見し、さらに早期に治療や保健指導などの対策を行って、重症化を防ぐ対策というふうになっております。具体的には、人間ドックを受けて病気を発見する。糖尿病患者が血糖をコントロールして、悪化、合併症を防ぐことのようにです。三次予防につきましては、治療の過程において、保健指導やリハビリテーション等による機能回復を図るなど、再発防止対策や社会復帰対策を講じることということで、具体的には、脳卒中患者の機能回復訓練、腎不全患者への人工透析、後遺症の治療といったものになるようにです。二次予防、三次予防につきましては、病気になってからの段階で、重症化予防対策となるようにですので、まさに必要なのは一次予防であると思われまます。病気になる前の段階での予防ということで、検診や特定健診、人間ドックというのがこの一次予防にリンクするものとして位置付けられております。胃がん検診とか大腸検診は、二次予防に入っておりますが、がんにかかっているかを確かめるといふ点では、重要な予防であると思っております。

村におきましては、集団施設検診、人間ドック、歯周疾患検診、がん検診等を行っており、年に1回は検診を受けていただくように、申し込みのない方には個別訪問による受診勧奨を続けております。受診勧奨に取り組む前の平成23年度の国保被保険者の特定健診受診率は51.7%でありましたが、平成28年度の検診受診率は69.7%に上昇しています。この69.7%につきましては、まだ法定報告前の数値でありますので、若干変動があると思われまます。69.7%ということ、70%に近い数値を上げているということは、村民の方々の健康に対する意識に変化が表れている結果だと思われまます。重症化してからでは医療費も高額になり、完治までに時間がかかりますので、検診を定期的に受けていただいて体のチェックを行い、病気の早期発見、早期治療に努めていただきますようお願いいたします。

また、健康増進についてですが、健康とは、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされている状態のことを指し、また健康の3大要素は運動、栄養、休養と言われております。健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業のう

ち、山江村では健康手帳の交付、健康教育の実施、健康相談、それから訪問指導等を実施しております。健康手帳につきましては、特定健診、保健指導の記録、あるいは予防接種の記録など、健康の保持、増進のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に、40歳以上の方に交付をしております。

それから、健康教育につきましては、病態別健康教育と一般健康教育の二つがありまして、病態別としましては、胃がん、大腸がん、慢性腎臓病などの病気を中心とした健康教育を行っております。それから一般健康教育としては、生活習慣病予防や認知症予防、転倒予防などについて実施しております。健康相談は温泉センターのほうで生き生きデイサービスという事業をやっておりますが、そのときに行っているものと、公民館事業を各地区でされておりますが、そのときに保健師が出向いて実施しております。訪問指導につきましては、特定保健指導をはじめ検診で紹介状が出た人への訪問指導、それから紹介状は出ませんでしたけれども、今後重症化の恐れがある人への訪問指導、それから状態の変化がないか確認のための訪問指導等を実施しております。また、高齢者におきましては、要介護状態にならないように、運動機能の向上などを図るため、地域包括センターで元気が出る学校、たっしゅかクラブなどの介護予防日常生活支援事業のほうを取り組んでおります。

日本人の6割が生活習慣の改善などで予防ができる生活習慣病が主な病気ということでございますので、自分の健康は自分で管理していただく必要があります。自己の健康管理にもP D C Aサイクルを取り入れていただいて、運動や食事など、健康を増進するためのP l a n、計画を立てていただく。それからその計画を実行する、D o。C h e c kで年1回検診を受ける。A c tで、悪かったところを改善していく。こういったサイクルを整えていただくことで、健康を維持増進し、重症化予防にもつながっていくと思います。運動の機会の提供につきましては、関係部局と連携しながら、誰でも気軽に取り組める健康づくりの環境を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 受診率もですね、だんだん上がってきております。これが100%は無理としても、あと10%、20%に上げてもらうために、医療費のですね、推移とか主な疾病の要因、また検診の状況等をですね、地域づくり研究所のICTでデータを分析し、医療費、国保税の削減を図る考えはないか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。まず、医療費の推移や疾病の分析には、レセプト（診療報酬明細書）や国保のデータベースの情報などからデータを活用することになりますが、非常に秘匿性の高い個人情報も含まれております。また、分析等を行うには、専門的な知識も必要であると考えております。地域づくり研究所での分析というのは難しいのかなとは考えております。ただし、健康福祉課におきましては、ただいま第2期のデータヘルス計画の作成を行っております。本村の国民健康被保険者のレセプト等のデータを分析し、それに基づく被保険者の健康保持、増進のための事業計画を立て、健康管理や予防の必要性、個人に対する動機付けなどに取り組んでいくこととしております。

地域づくり研究所におきましては、このような健康福祉課が行ったデータの数値化された結果を基に、客観的な指標などを用いて、原因、課題の整理や地域性、社会性といった視点からの分析、将来の改善策、対策などについて調査、研究をしていただき、医療費の削減という課題を担ってもらおうということは可能ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 一応、国保税について、村長の見解はございませんか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 国保税全般につきましての私の考えということだと思います。

今やり取りしていただきましたように、30年から県が事業主体となって国保業務を運営するということになるわけでありまして。今まで基金を導入しながらですね、国保の保険料を抑制するために使ってきたというのが、実は30年からは県の調整の交付金、基金を借りて調整しなくちゃいけないということでありまして、県のほうが一括して国保業務を運営するようになった場合、国保税がどうなっていくのか、要するに税率がどのように指示されてきて、その指示された税率を用いて算定した場合、急激にですね、国保税が激変しはしないかなという心配を実はしているところであります。その辺につきましては、今回の議会におきましてですね、繰り越しの中から3,500万円を新たに国保のほうに基金として積み立てながら、その激変緩和として使っていきたいというふうに考えております。市町村が現に今の時点でですね、有している基金については、県は申し立てはないということでありまして、その安定のために使わせてもらいたいと思っておりますのでございます。

また、もう1点、その国保の業務について大きく変わる点は、保険者の努力支援制度、要するに700から800億円をですね、国はインセンティブを付けて「い

ろんな施策をやったところに優先的にお金をやりますよ」というようなことを言っております。その支援制度の中身というのが、特定健診の受診率だとか、メタボの該当者の減少率、それとがん検診の受診率、歯の歯周病の受診率ですね。それから、糖尿病の重症化の取り組みの実施状況だとか、わかりやすい要するに役場からの情報提供の在り方だとか、それから、薬を重複してお医者さんをいっぱい持って薬を飲む方の取り組み状況を把握しているかだとか、それから後発医薬品、いわゆるジェネリックと言われる先発よりも安くですね、効能は一緒でできるジェネリック医薬品をどれぐらい使っているかだとかというのが勘案されて、そのお金が来るということになっています。

今の時点でのその支援制度によります結果を見てみますとですね、受診率が要するに県が40点満点に関しまして29.11で、がんの受診率は、これは得点率は100%であります。パーセントを申し上げた方がいいですね、失礼しました。受診率は66.7%です。県が示した指標から。がんの受診率は100%になっております。糖尿病の重症化予防の取り組み実施状況は100%になっております。わかりやすい情報提供が42.5%、これは下回っております、県の平均を。重複服薬者に対する取り組みの実施状況については、実はやってないと、0点であります。後発、ジェネリックですね、をどれぐらい使っているかは、23.3%でありまして、合計得点がですね、平均の62.0%、これがどれぐらいの位置にあるかということではありますが、熊本県内の得点率からいきますと、45市町村のうちの16番目いいと。良いほうから16番目という結果であります。全国1,741市区町村の中では374番目ということになっているわけではありますが、いずれにいたしましても、先ほどから申しております健康寿命を上げると、要するに村民の方々が健康で長生きしてもらおうということと、この取り組みは密接に関係しておりますので、わかりやすい情報提供だとか、県より下回ってございました重複の服薬者に対する指導だとか、それからジェネリックの使用等々につきましてはですね、さらに努力する必要があるというふうに出ていますので、しっかり取り組んでいければと思いますし、そのことによりまして、国保の医療費の低減、また村民の方々が健康で長生きされるような具体的な施策を展開していければなということを考えているところであります。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） じゃあ、次の質問に入ります。この質問はですね、先般の6月議会で中竹議員からありましたけど、ドローンの活用についてでございます。ドローンの活用もですね、さまざまありますが、今後急速に活用されることは間違いないと思います。当村では、まだケーブルテレビの撮影の活用しかないみたいで

が、当村のある会社ではですね、いち早くこのドローンを使用して、現在施工する上で活躍しております。

我が国においてもですね、さまざまな分野で実証実験を行い、実働に向けて動き始めております。最近の実証実験では、これは災害時を想定されて、救援物資を運ぶ、これは非常食とか水であります、この件はですね、白岳のあの災害があったときに交通が寸断された、そういうことにも活用はできるんじゃないかと思えますけど、これは来年度には実証化を目指すということです。このような災害があった場合はですね。また、日本郵便ではですね、郵便局間の荷物の配送、これは来年度には一部導入を目指すということです。そのほか放射能汚染検査とか、産廃監視、不法投棄対策、ソーラーパネルのメンテナンス、また地形調査とか測量、また警備ですね。特にですね、山間の農地で大きな問題になっている鳥獣害対策ですね、これにはドローンにですね、赤外線カメラ、光源装置、マイクを活用して鳥獣を追い払うという試みで、各地の猟友会と連携でやるというような動きも活発になっているということで、また農業においては、農薬の散布ということもございます。

この6月の議会ではですね、答弁では、「業務等で活用が進むことがあればドローンの購入等も検討していく」ということでもございました。先駆けて検討し、取り組んでいることがあるのか。また、近い将来、実働に向けてのどのような考えを持っているのか、まずはですね、農業関係と林業関係ですね。農業関係なら栗園、水田への農薬等の散布とか、鳥獣害等の対策、林業関係は森林の構成状況等の撮影、この2点について答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） ドローンの農業、林業にどういうふうな活用ができるかということでございます。先ほど議員が申されましたとおり、農業、林業に関しましては、有害鳥獣もですけれども、先ほど議員が申されたことに活用が可能ということでもあります。

6月の一般質問からどういうふうな検討がなされているかということでございますけれども、まず、このドローンの活用につきましては、実証実験も本村では行われております。これは先日、機械利用組合によりましてですね、農薬の散布の実証実験が行われております。そしてまた近いうちに今度は認定農業者会によります農薬の散布の実証実験が行われるということを知っております。有害鳥獣はですね、これはカメラを登載して捕獲率を上げるということが期待できるということでもあります。林業関係につきましては、森林の成長具合とかが確認できるということでもありますけれども、今後ですね、このドローンをどういうふうにご利用するかということでございますが、まずドローンに素晴らしい性能を今後持たせるために、やはり I

CTを活用した技術が必要となってくるということでございます。つまり、G空間とかICTを利活用した技術によりまして、農林業に対しましてはスマート農業の実現を図る必要があるということでございます。先日、9月の上旬に行われました近未来会議を実施しておりますけれども、そこがですね、このスマート農業の取り組みに対するスタートというふうに考えているところでございます。

今後、本村に設置予定の水位、水温、気温等が現場に行かなくてもスマホ等で確認ができるという、その学校田に今1基設置しておりますけれども、それを今後10カ所ぐらい、今からですね、設置する予定であります。これを利用しまして、物と物とをインターネットでつなぐと、IoTということでございますが、これにドローンにもこの性能を持たせまして、いろいろな作業が可能となってくることが考えられるということでございます。

今後でもですね、このドローンの利活用について、最先端技術を利用した実現に向けてですね、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 続きまして3番目に、防災、災害関係、緊急時状況等の撮影、それから対策ですね、これについてお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 現在総務課のほうで課内のほうでですね、災害時の活用ということで検討を行っております。まず、現在検討しておりますのは、災害時における現状把握、人が立ち入れないエリアでのですね、迅速な状況把握に使えるんじゃないかと。また、行方不明者等の捜索などにも考えられるということで、そのときの気象条件によって左右される部分ではありますが、有効に活用できるものと思っております。また、調査しましたところ、空撮の映像をですね、リアルタイムで配信できるような仕組みもあるようでございまして、200万円程度必要でございますけれども、こういったものも状況把握には活用できるんじゃないかなということで思っております。

それから、先ほど来議員申されましたような孤立集落への物資の輸送ということですね、これにつきましても民間のほうではもう実証実験も進んでおります。高性能のドローンが開発されまして、GPS機能等を搭載しますと、プログラムによって目的地座標を目指して飛んで行くこともできるんじゃないかなというふうに考えております。現在は、目視できる範囲内でしか飛ばせませんので、そういった規制の緩和等もですね、今後なされるんじゃないかなとは思っております。

いずれにしましても、有効活用ができるものと思っておりますので、開発が進み

ましたら即座に使えるような体制、操縦できる人間というのを育成しておくことが一番重要だと思いますので、今後職員のですね、講習会などを開いて、扱える人材を増やしておくということを考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 検討されるということでございますけど、ここ最近ですね、鳥獣害等の対策が一番大切だと思うんですけど、丸岡公園の付近ですね、栗園にサルが出現し、被害が出るということももう時間の問題だと思うんですね。最近はまだ平山地区あたりの上にもサルが来てるということで、今村長が常々言われますように、300トンの栗ですね、これを目標に今頑張っている状況でございますけど、このやっぱり鳥獣被害対策のほうがですね、早急にやっぱり取り組んでいくべきではないかと思います。そしてまた、今年万江地区に発足した農業法人万江の里ですね、こういう会社にもですね、やはりこのドローンの活用が大変重要ではないかと思います。この件について、村長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私、防災・災害の関係で建設課長を指名し忘れてはいたけれども、一緒に私のほうからと思います。ドローンの活用というのは、我々地上からしかですね、いろんなものは見えませんが、ドローンはカメラを持っておりますので、空からその今ある状況を把握できる、確認できるというようなことでありますので、もう全く違った見え方がして、違った情報を私たちに与えるということでございます。そういう意味ではですね、いろんなことに、ただいま課長たちが答弁しましたとおりですね、いろんなことに活用してできるんだろう、いくんだろうということをおっしゃっているところでございますが、とりあえず、その建設課ではですね、今2回ほど実は活用しております。1点が下段地区の集落の北側で山林が山が崩落しているというような情報でしたので、これをドローンで確認しております。それと、村道湯原境野線、いわゆる七曲ですね、通称七曲のカーブですが、ここに法面上部の樹木が倒れているというような情報がありましたので、この連絡を受けて、道路から確認できない場所でありましたから、急斜面でしたので、ドローンで確認をしたというようなこともやっているところでございます。そういうことに今後ますます積極的に取り入れていきたいと、有害鳥獣等々もですね、特にサルあたりにつきましては、即座に移動しますので、情報を得て、その場に現場に行ってももういないというような状況ですから、サルも同じ場所を周遊するというふうな癖もあるというようなことありますから、ドローンの活用によってですね、猿害を未然に予防するというようなことに使えるかと思っております。

と言いながらもですね、今、ドローンを扱える職員が2名しかおりませんので、

実はその現場で先ほど確認しました下段、それから七曲はですね、ドローンが扱える企画調整課の職員が操作しておりますから、当然それぞれの担当課で操作できる職員を増やしたいとまず思っております。それに伴いまして、必要ということであればですね、そのドローンをそれぞれの産業振興課、建設課あたりに今、十数万でそのカメラだけならですね、できますので、積極的に活用していきたいと思っております。

ただ、先ほど申しました農薬散布等になりますとか、ものを孤立した地域に運ぶということになりますと、ちょっと大型のドローンが必要となりますので、200万円程度するということでもありますから、当初入り口はその付近から始めながら、またいろんな使い方、使用の仕方をですね、勉強させてもらいながら、対応をしていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 次に、4番、西孝恒議員より、1、村道神園平山線の道路改良について、2、万江神園地区の排水対策について、3、通学路の要改善箇所についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

○4番（西 孝恒君） 4番議員、西です。議長の許しが出ましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

通告いたしております質問内容は、1、村道神園平山線の道路改良について、2、万江神園地区の排水対策について、3、通学路の要改善箇所についての3点であります。

まず、1点目の村道神園平山線の道路改良についてであります。実はこの質問につきましては、ちょうど1年前の9月定例会におきまして、ただいまの立道議員より質問がありました。また、本日のトップに質問されました松本議員もこの部分の質問予定でありましたが、重なりまして、私のほうに譲られましたので、大変責任を感じながらですが、それだけこの部分の改良は皆さんが必要性を感じるわけであります。

丸岡農道が平成26年3月に竣工しまして、丸岡や山田地区へもだいぶ近くなったような気がします。そのような快適な道路であります。いかにせん丸岡からは出口の部分であり、万江地区からは県道17号線ですか、からの入り口の部分であ

ります神園平山線の一部分の5、60メートルぐらいですが、この部分でせつかくの丸岡農道の魅力も半減していることであります。

執行部においてもお考えのことと思いますが、幅員拡張工事について、その後の用地買収や交渉の状況を含めて、今後の計画についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、神園平山線、用地買収等の状況と今後の計画と
いうことですが、まず、県が整備を進めておりました丸岡農道との関連もありまして、農道整備が平成25年度で完了することに伴い、神園平山線の道路改良事業を併せて取り組んだところでございます。平成24年度は調査測量設計業務を進めながら、概略の道路改良事業について、地元関係者へ説明会を開催し、農道取り付け部分においては、検討、協議、また地権者との協議を重ね、事業を進めてきたところでございます。

事業の推進につきましては、計画路線の中間点付近は地権者の方々の用地の協力が得られましたのですが、起点側の県道坂本人吉線の取り付け部は未改良区間でございますけれども、協議が進まず、また一部の相続、登記等の問題がっております。また、終点側の農道取り付けの三叉路においては、県が農道整備事業を行った道路でありまして、県から譲与を受けた、譲り受けた際の道路、財産譲与契約からは一定の期間、改築または改良工事の行為はしてはならないということがあり、その後の用地買収、道路協議等は進んでおらず、改良計画は進まない状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 24年度からですね、調査説明会をなさっているということ
あります。一応私もここに図面がありますけれども、一応また前回の立道議員のときの説明からしましてもですね、用地買収が終わったところ、またこれから必要なところがまだ残っているということではありますが、一応その1年前と今のお話では
ですね、大体同じような状況であるということであったかと思えます。ただ、入り口の部分でちょっと期間を置かなければならないとかという部分があるようであり
ました。

万江地区の県道17号線からの起点と、それから丸岡農道までのこの狭い路線は、山田や丸岡からの車と平山方面からの車が合流しまして、県道17号線へ出るために、またその逆もありますから、特に往来が多いわけです。もちろん救急車など緊急車両もスムーズに通る必要があります。この5、60メートルぐらいの区間の神園平山線の一部分についてですが、県道側、神園側から入りますと、中間付近に離合できる少し広い場所が1カ所だけあります。ここまでは割に見通しは良いと

と思いますが、ここから丸岡農道との三叉路までの間は特に狭く、カーブして、さらに上り坂の頂上付近のようになっていまして、直前まで車が見えないという危険な地形となっています。カーブミラーもあるにはありますが、このような地形ではほとんど役に立っていません。

そこで、この中間部分の離合箇所から農道との三叉路までの間は2、30メートルくらいでしょうか。最も危険な区間ですから、まずはこの部分の幅員拡張ができましたらと思うわけです。一応先ほどのご答弁でも、用地交渉のほうはですね、そちらのほうは終わっているということでもありますけれども、この部分だけでもですね、改良されますと、かなり利便性は高いのですが、執行部では全線同時にやるのが、前回ですね、理想と聞いてはいますけれども、その部分的な拡幅工事の施工についてですね、再度お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、道路改良後の部分的な改良ができないかというご質問ですが、一般的な道路改良事業等では補助事業、それから単独事業等があります。補助事業の採択としては、主要道路であり、一定の交通量が要件となるわけでございます。また、単独事業につきましては、地域の重要路線、それから村の総合計画、基本計画の位置付け、また過疎地域自立促進計画などの取り組みとして計画を立てて、財源のめどを立て進めておるところでございます。

例えば、事業の財源として、地方債を充当する起債事業がありますけれども、その対策事業債にも道路構造令に基づいた採択要件もあります。今回の対象路線も起点、終点の用地のめどが立たなく、計画全区間において改良ができない状態でございます。起債事業等の採択要件も見込めない状況でありますので、事業としては財源の一般単独持ち出しということになることですので、今回、部分改良は現在考えていないというところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 前回と同じようにですね、なかなか難しい状況ということのようではありますが、前回も坂本人吉線側の共同墓地のほうが進んでいないということ、また、相続の登記とかですね、問題があるとかということもあるようです。全線もですが、一応補助事業としてですね、一定の条件があるとかということもあるかと思えます。

山江村は村制施行今年で129年目ぐらいになるようです。山田と万江は直線では近いのですが、どうしてもその間には山がありまして、昔から山田、万江を結ぶ快適な路線の実現については、長年の課題であり、願いであったかと思えます。歴史的にもトンネルの計画とか、丸岡、万江、井手ノ口の井手ノ口線とか、計

画などありましたが、時の状況から施工には至っていません。今回の丸岡農道の完成もそのような計画の一環ではなかったかと思います。

そのようなことから、山田万江線の道路改良には歴史を感じますし、時の歴代村長、それぞれお考えだったとことと思います。現代の村長、内山村長よりお考えや今後の見解をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 山田地区と万江地区を大字同士を結ぶ道路というのはですね、やっぱり村民の長年の念願だと考えております。一時期トンネルを使いながらも山田と万江をつなごうという計画があったということですが、これは用地交渉の関係でうまく運ばなかったということでもあります。

実は私以前村長をしておりましたときも、丸岡農道をそのまま井手ノ口のほうに下ろそうと、8億円程度の予算を獲得していたと思いますけれども、その後、諸事情でそれが実現しなかったというようなことでもございました。なかなかその念願の道路がつながらない中に、農道を使ってつないではというようなことであろうかと思えますけれども、1年前、ちょうど立道議員が質問されたのと今回答えることがまた違ったら、おかしいわけありますので、その理由はですね、あの箇所については、先ほど松本議員にも申しましたが、役場としては地域が望まない事業はもうやれないということです。それと、用地が取得できない道路はできないということです。昔は登記をしないままやったところもあったようでもありますけれども、今はできないということです。

道路をつくるには起点と終点が要りますので、起点、終点がはっきりしない道路については、補助金、起債が付かない。ということは、丸つきし山江村の一般財源での対応ということでもありますので、1年前と同じ回答になるわけでもありますけれども、是非用地交渉が進まない部分についてのですね、墓地がある部分だということでもありますけれども、についての地元のほうでしっかり協議をして、その実現に向けて話し合いますというのを実はちょうど1年前、立道議員のほうからその言葉をもらって結びとなっていたわけでもありますので、是非そのようにお願いしたいと思うところでもあります。部分的にできないかというのはその付近でありまして、ただ、途中、議員がおっしゃいました交通量が多くて、離合が大変不便だということもおっしゃいました。ということであれば、その部分的によって可能であればですね、離合箇所を確保するというような工事をするということですね、あり得ようかと思えますけれども、開通しないまま全面的に、あそこは構造物が相当要るようでもありますから、相当金額もかかるということが予想されますので、できればその補助事業、起債を事業としての取り組みができた時点で、全線を開通させてもらい

たいということを思っております。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 先ほどの白川課長からもありました。また今村長からもいただきましたが、その区間ですね、全線開通は非常に難しいということはわかりました。しかし、その神園平山線ですね、そのほんの一部分、2、30メートルですか、そこがですね、本当に危ないと思うような区間であります。一応そのところを皆さんに知っていただいて、その辺をですね、お考えいただければということでありました。現在の村長、内山村長からもですね、その思いは伝わりました。

山田万江間ですね、路線は何本かありますが、地域によっては人吉周りをしてもあまり時間も変わらず、今でも人吉周りがメインかもしれません。丸岡農道の完成は県の事業体ではありますが、着工から14年の歳月と14名の方の農地提供などのお力もいただき完成に至ったようです。この丸岡農道を十分に生かすには、先ほどの神園平山線の入り口、または出口の部分の難関を突破できたらと、地域の皆様も願っておられるところであります。

以上で、この質問を終わります。

次に、神園地区の排水対策についてであります。この排水対策は、特に集中豪雨時は他の地域でも同様なことはあると思いますが、神園地区のその地形的な構造ですが、その地区を通る県道17号線の左右に住宅があります。その県道の側溝の流れを見ますと、地域の中心付近にある公民館近くを分水嶺にして、水は川下、城内地区の方向と川上、神園橋のある方向と分かれて流れますが、気になりますのは、この川上の方向へ流れる地域のほうで、さらに道路より低い所に万江側の左岸に当たる側ですが、住宅が何戸もありますので心配をなさるわけです。通常の雨では問題ありませんが、豪雨時は公民館から川上へ側溝を流れた水は神園橋近くにありませんが、堤防の中間付近に丸い排水溝がありまして、ここから万江川へ流れ出る構造になっています。以前、豪雨のため県道に溢れた水は4分団詰め所近くの道路を流れていきますが、そちらにも住宅がありますので、土嚢を積んで対応されています。このときは万江川の水位も上がりまして、排水溝から逆流して、近くの畑など、池のようになったと聞いています。

この地域の地形的な構造から、このような場合の排水対策は難しい面がありますが、執行部ではこのような状況について、どのようにお考えかお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の地形的な構造に対する排水対策ということでございますけれども、ご承知のとおり、神園地区は主に山間地と万江川の間にある集落でありまして、その間を県道が縦断をし、その県道を挟んで住宅が

密集している地域でございます。

県道の側溝が溢れる要因としまして、山の急斜面から幾つかの溪流があり、その湧水等は大雨時には大量の量となって県道の側溝へ流れ込むのが原因の一つかと思えます。そもそも道路側溝は、道路排水のための水路でありまして、道路勾配に合わせて敷設してあるのが通常でございます。県道坂本人吉線の神園地区の神園橋付近は、側溝の排水を設けるため、緩やかな勾配を付けて万江川のほうへ排水されておるところでございます。逆流といいますか、流れない原因としましては、道路縦断勾配が橋梁、橋台の高さになり、道路側溝は排水勾配が空いているため橋梁側に向かっております。通常では問題はないかと思えますけれども、大雨時に河川の水位が上昇したときに発生するかと思われまます。

当地域は、河川の護岸改修もおおむね済んでおります。万江川の想定外の増水で水害の恐れが予想される場合は、情報等を確認されまして、指定避難場所への早めの避難が自分自身の身を守る防災面の手段かと思うところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 神園地区の状況把握とですね、避難の大切さということで今、聞きました。

それから、今ありました側溝ですね、神園地区の県道沿いの側溝の改修工事の、これは県の事業ということですが、それがあろうございませう。その計画内容についてお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、県道坂本人吉線側溝改修工事の計画内容ということですが、整備については、管理を行う県が行っているところございまして、側溝の改修工事ですが、ここ数年、側溝の整備を行っております。昨年度においては、城内地区の側溝整備を行いました。今年度におきましては、城内地区、それから神園地区の2カ所を側溝整備をするという計画をしております。現在、万江小学校前の側溝のかさ上げ工事を行っているところでありまして、県は年次的に予算の範囲内で工事を行っていくという計画でございます。

本村としましては、県道整備と併せまして、側溝の補修工事の要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 側溝工事についてはですね、今のところは、万江小学校の運動場、東側ですね、測量もされているのを見ましたけれども、東側に当たる県道の部分で、大体4、50メートルぐらいかなと思います。計画ではその後ですね、この計画は県道平山線から管理センターですね、その付近まで行く予定でしょうか。こ

の辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、側溝整備の内容ですけれども、現在万江小学校から出て来る所から、神園橋のほうに側溝のかさ上げ工事ということでしております。神園平山線までには行かないということで、年次的には整備するというですけれども、本年度については、途中までの工事になるかと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お尋ねの路線でありますけれども、ちょっと山江村はですね、事業主体ではありません。県が事業主体、県管理として県のほうに山江村から要望して、そういう整備をするというような事業を県の情報を基に、今建設課長がお伝えしているというようなことですので、その付近については、お間違えのないようによろしくお願いしたいと思いますし、球磨地域振興局の県のほうの土木部についてはですね、冒頭の議会の初日に私、8月23日、球磨地域振興局土木部との事前調整会議というのをやっております。これは地域の座談会で出てきたもろもろについて、その県が当然、県の直轄しとる管理している河川、道路についての要望を行って、それについて県が予算を付けてやっているというような状況でありますから、くれぐれも山江村が工事主体と事業主体ではありませんので、よろしくお願ひしますと同時に、もう1点はですね、是非この手の質問、地域からどうせ、いろんな話が出てきている、座談会等でも聞いておりますが、事業でありますから、県のほうに直接ですね、議員の皆さん方も要望活動をするなりの方策もですね、是非お願いしたいというところで、質問を継続させていただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今村長がおっしゃられました。最初にですね、これは私も神園地区の県道沿いの側溝の改修工事、県の事業ですがということで、ここに最初から書いておりますので、これはそのとおりに読んだと思いますが、一応県の事業ということでは思って、それを県に要望されて改修をされているということでは把握しているつもりでございます。

側溝の工事についてはですね、この工事がですね、完了しますと、多少の雨ではですね、支障はなくなると思いますが、しかし万江川の水位が上がった場合は、また逆流などの課題は残りますけれども、その点についてお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 先ほども申しましたけれども、県が進めている側溝整備、

かさ上げの改修工事ですけれども、そもそも道路勾配に合わせた水路のかさ上げであります。万江川が増水した場合については、確かに排水できずに県道が冠水したと考えられます。その神園橋の排水口のほうをですね、変える手立てもあるかと思えますけれども、流末の排水先を検討し、する考えもありますけれども、また新規の排水路、それから既設の水路へつなぎ込む、いろいろ対策はあるかと思えます。県道に対する整備でございますので、県道整備については県へということで、大雨時の道路状況、それから側溝の排水状況など、それぞれを確認し、県へ報告することも整備することの一つの対策かと思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 地形的にですね、大変この排水というのはもう難しい状況かと思えます。私たちも思うんですけれども、豪雨のときは神園地区は前田溝付近がですね、低いと思えますので、溝は溢れながら、その水路は万江小学校の校舎と運動場の間を通りますので、普段からその付近の溝周辺は流れやすい状況にしておくことも大事ではと考えるところです。水が淀んでですね、水位がなるべく上がらないようにと思うわけですね。なかなかその万江小と運動場の間は水路がですね、広げられません。限られますので、ちょっと運動場のほうまで上がるかとは思いますが、そこにもいろいろものがありますと、今度は流れにくくなってですね、田んぼのほうの水が上がったり、床上浸水とか、その辺を地域の方が心配されるわけでございます。

近年の気象状況は予測ができないような豪雨が続き、未体験な雨量とか、数十年に一度といった異常な事態も毎年のように表現されまして、それでこれまでの注意報や警報のほかに特別警報とか、さらに記録的短時間大雨情報など、かつてない状況に対応した情報が出されるようになってきているようです。そのような近年の気象状況にですね、ただいまのような地域の皆様も大変心配をなさるところであります。

以上で、この質問を終わります。

最後に、通学路の要改善箇所についてであります。まず、今回は主に万江小学校前の道路や県道沿いの歩道の老朽化している範囲でありまして、万江小保護者の方からも以前から改修を願っておられるような話を聞いています。前にもその付近のことについてあったかと思えますが、その後、ピンポイントで修理された所はありました。しかし、まだ学校近くの歩道には危険箇所ではと思う所があります。もちろん山江村教育委員会、また建設課におかれても、村内通学路の要対策箇所、山田小、万江小を調べられまして、要対策箇所一覧表を出してもらっています。一応ここにその要対策箇所を出してもらっています。既に対策済箇所と、それから未対策箇所を分けてありますので、今後の要対策箇所一覧表にですね、今回の部分も加

えていただきまして、一応県の管轄の部分でございますから、県のほうへ改修要望の検討をいただけましたらと思いますが、見解をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。先ほども申しましたけれども、県道坂本人吉線、県が行うところでございます。道路、それから道路側溝、歩道整備についても、毎年のように要望を行っているところでございます。また、歩道の老朽化により、段差等によって整備の要望も行っているところですが、なかなか要望どおりいかないのが現状でございます。県はですね、人吉球磨管内の歩道整備などは、予算内で優先順位を付けて整備を行っているということでございます。また、先ほど議員申されましたけれども、各関係機関、通学路につきましては、県、警察、学校、教育委員会など、関係機関と通学路の合同点検を毎年行っております。今回危険と思われる箇所は、関係機関と協議をしながら整備を進めるようにいたしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 最後にですけれども、ただいまの道路の状況、歩道の状況についてでありました。

次に、老朽化した歩道やその危険箇所はですね、学校の行事によってはちょっと心配な面もあります。

次に、その付近の横断歩道とか横断歩道を知らせるダイヤモンドマークがありますが、このダイヤモンドマークは、横断歩道の手前50メートルとさらに30メートル手前に表示されていまして、横断歩道がすぐ先にあることを知らせているわけですが、このような表示、また歩道自体もかなり風化して、特に学校周辺はわかりにくくなっています。付近はカーブが多いですから、安心して横断できませんし、ましてこのような標示もよく見えないような状況では意味がないようであります。山田地区も見ましたけれども、万江地区のほうの方がより風化しているようです。ただ、最近のカラー舗装の部分は割に良好な感じであります。

そのようなところから、先ほどの村内通学路の要対策箇所もですね、その一覧表と同時にですね、改修のご検討をいただけましたらと思います。標示、標識についてお願いしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問ですけれども、先ほども申しましたけれども、先月の村内の各学校の通学路の合同点検におきまして、その際も横断歩道、それから路面標示等は点検をしているところでございます。状況の確認をしておりますので、交通規制にかかる標示、標識等は、警察のほうで改善がなされるという

ところで判断しているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 一応県道でありますので、県の管轄ではあります。また、交通量もですね、県道ですから多くて、また急ぐ車もですね、多い区間であります。そのようなところの道路の標示は、事故防止のためにも、運転者の方から気付かなかったということでは重大ですから、はっきりと目立つようにきれいな標示や、それから速度標識もありますが、これも経年劣化してしまて目立ちません。実は学校付近は30キロ以下になっています。交通安全のためですね、せっかくの標示や標識も役目を果たしていないように見えますので、県の管轄ですが、交通安全対策について質問をいたしました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時40分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番議員、横谷巡議員より、1、林業振興、森林保全施策の推進について、2、万江小学校の将来の展望についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、2番議員、横谷から通告に従い、一般質問を行います。

連日、35℃を超えた今年の暑さは尋常ではなく、原因が地球温暖化のせいだけでなく、気象がある次元を超えたような気がします。そのせいか、栗と農作物の生育にも影響が出ているようでございます。7月5日、6日の福岡・大分両県を襲った九州北部豪雨では、死者、行方不明者40人を超す大災害となりました。記録的な豪雨とともに驚かされたのが、被害拡大の要因に挙げられているおびただしい大量の人工林の流木の姿でありました。人工林の保全、整備と防災の観点からの森林

管理を促す国挙げての政策実現が求められるところです。

それでは、質問事項の1点目、林業振興、森林保全施策の推進について質問をいたします。6月議会に農林業振興のところで質問する予定でしたが、時間の都合上、今議会に通告をさせていただきました。平山産業振興課長も「バージョンアップして待っています」ということですから、楽しみにしているところであります。

本村の森林面積は1万525ヘクタール、村の90%を山林で占めています。この山林が今、木材価格の長期低迷や高齢化による担い手不足が原因で荒廃しています。山が荒れると川が汚れ、川が汚れば海が死ぬと言われていています。それほど多面的な機能、環境保全など、森林の役割と位置付けは大きいのです。伐期適齢の木材も採算性が合わず、たとえ所有者が伐採したとしても、森林に再投資ができない状況にあり、森林の維持経営は大変難しい時代となってきました。

そこで、森林所有者、成熟した森林資源の蓄積などの実態と聞き取り調査を行い、現状に即した森林経営計画の策定をする考えはないか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えします。バージョンアップをお願いしますということはお入っておりませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、本村における森林所有者数ということをお話していきたく思いますけれども、1ヘクタール以上の森林を所有されてる方は、本村では約150件ということになります。全体の森林面積は先ほど議員が申されましたとおりです。この森林が後継者不足、高齢化により荒れているということでもあります。これも木材需要率の低下による木材価格の低迷、また所得推計によりますと、総生産額で見ますと、農業の総生産額が約5億3,000万円ということでもあります。林業、いわゆる木材の総生産額は約2,000万円ということでもございました。これを総収入金額ですので、これを所得率ということで見ますと、農業の所得率は約35%ということでもあります。それに比べまして、林業の所得率は約10%ということでもありますので、農業の所得率に比べれば林業の所得率は非常に低い状況であるということが言えると思います。この木材の価格の低迷と所得率の低さが林家の生産意欲の低下につながっている原因かというふうに思われるところでございます。この森林を今後整備をどのように推進していくかということが、それに対する支援策は何が必要かということを検討する考えがもう出てきているというふうに思っております。

現在、この森林整備が行われていない、また遅れている森林の整備を推進するた

めには、国のほうで森林環境税の創設に向けての動きがあっております。今後、来年度の税制改正で結論は出すということでございますけれども、どういうふうなことをするかと、まだ明確ではございませんけれども、市町村に交付されるという話でありますので、これを市町村が事業主体となってするというところでございます。ですから、市町村のアイデアとか企画力にかかってくるんじゃないかなというふうにも思っております。これをこの創設に向けてですね、村としましても林業の振興に対しまして、しっかり準備をしていきたいというふうに思っております。

また、森林経営計画の策定についてということでございますけれども、森林経営計画は、森林所有者、または森林経営の委託を受けた者、ほとんど森林組合というふうになると思いますが、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象としまして、森林の施業及び保護について作成します5年を1期とする計画であります。この計画は、本来所有者が計画するものでありますが、この計画策定に当たり、森林所有者、森林組合、行政が一体となって、今後どのような林業経営をしていくのか、現場において必要な支援策は何なのかをしっかりと話し合いですね、今後も今の森林の現状に即した森林経営計画の作成を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今の森林の実態と現状を知り、本当に林家の方は経営意欲をなくしています。この山主さんの考えを聞いて、どのように今後、成熟したこの山を経営していくか、整備をしていくかなどはやっぱり対策を立てる必要があると思います。これはやっぱり行政の大きな役割でもあります。

また今、課長が答弁しましたように、2016年度の林業白書出ましたけれども、近年の林業情勢や森林環境税の実現がなされたとき、国は森林整備を市町村主体に踏み切るという考えであります。そのためにも、今から先行してよく実態を調べ、そして森林経営計画等の策定を準備していたほうが交付金のときにはスムーズに行くのではないかなというふうに考えます。

森林の再生には林業の担い手が必要不可欠です。森林、林業を仕事の間とし、仕事を行うのが人であることから、森林、林業が活力ある仕事場となるためには、担い手、すなわち人の育成が重要であり、新規就業者の雇用の場としても期待が寄せられております。

そこで、本村における林業従事者の育成と確保、支援策の状況について見解を答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 林業従事者の育成の確保と支援ということでございます。林業従事者の育成と確保の支援策としましては、林業の事業体には従業員の社会保険掛金等の助成を行っております。個人には、いろいろな林業に対する研修を受ける経費、そして就業するのに必要な機材の購入の経費に対しまして助成を行っております。

林業はですね、木材価格の低迷に加えまして、搬出経費の増大が森林所有者の整備意欲の妨げになっているというふうに思っておりますので、今後とも、この林業の後継者に対しましては、しっかりとした支援策を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この林業の分野はですね、はっきり言って林業従事者の確保は本当に難題と、本当に難しい問題です。しかし、我が村は90%が山であります。この問題は解決しなければならない課題であります。今事業主体への保険金の掛金の一部助成とか、機械の購入等制度を答弁いただきましたが、雇用、就労の場として、意欲ある担い手、まだ若い人もいると思います。意欲ある担い手を村内に限らず募集し、その研修フィールド、研修の場所として、本村の村有林や万江川木のふれあい館などの公共施設を使って、森林組合や林業者等を指導者としてですね、今森林組合も広域的になっています。指導者として林業従事者、担い手の育成を図る長期的な研修を山江から行って見たらどうか考えるが、見解を伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 林業の後継者、また林業をしたいという意欲がある方の研修の質問ということでございますけれども、確かに本村の村有林を生かした研修ということでございます。村有林もほとんど伐期に達した林齢がほとんど結構ございますので、森林の持つ性能、そして森林に対しまして直接興味を持っていただくというためにも、村有林を活用した研修は必要というふうにも思っておりますし、先ほど議員申されました木のふれあい館、あれも丸太組でつくっておりますので、あれもですね、生かして、こういうふうな家もできるんだなということをですね、今から意欲ある方を募集しながら、研修を図っていくことも視野に入れながら、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） ただいまの件ですが、素晴らしい提案だと思います。で、その募集した人がですね、どこが事業主体として帰属しながら、その人を雇っていくのか。それに対して、役場がどういう支援で公有林あたりでそういう研修を積むのかというような課題もございます。提案としてしっかり受けとめさせていただきたい

と思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 是非ですね、検討いただきたいと思います。うちの村が持っているこの貴重な山林、90%、この資源を生かして雇用の場が創出できたらいいなあという思いからの質問でございます。

次に、木材受給率の向上等を目的として、平成22年に公共建築物等木材利用促進法が成立し、これを踏まえて、地域材を活用して多くのモデル的な木造公共建築が整備されてきました。本村においても学校、住宅等取り組んできました。しかし、相次ぐ地震災害等の発生等で耐震構造の課題もあり、利用のペースが落ち込んでいるように思われます。

本村における木材の利活用の現状と課題について、伺いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 木材の利活用の現状と課題ということでございます。

村としましてもですね、木材の利活用を推進しております。平成24年度に地域材活用促進支援事業という制度を制定をいたしております。これは地域材を使いましょうということでございますけれども、これは人吉球磨管内で産出された木材を利用し、住宅または建物等の新築、増築及び改修等に対しまして、その利用量に応じまして、上限40万円でございますけれども、これを助成しております。昨年度までに申請された方が12件ということでありまして、地域材の使用量は、この12件で約340立方メートルということでありました。助成金にしますと約370万円を助成をいたしております。

課題と言いますか、原因につきましては、家屋では、以前はどこの家でも床の間という高級感のある部屋が存在しておりましたけれども、ハウスメーカー等によりまして、柱が見えない大壁工法と、それと最近のライフスタイルの変化によりまして、従来の柱が見える工法から柱が見えない工法ということで、和室が減ってきたのがそれも原因の一つかなというふうに思っております。

しかしながら、木材住宅にはですね、精神的とか調湿、湿気を吸うというようなメリットもありますので、今から建てます公共の建物はもちろん木材を利用したいと思っておりますし、個人住宅に対しましても、積極的に木材利用を推進しながら、森林に少しでも木材に興味を持っていくために施策を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 木材の利活用は地道な取り組みをしないと、なかなか一気に進んで行きません。例えば、本村は非常に村外から今後移住者、定住者が増えてく

ると思います。そういったことを考えたときにふと思い出したのが、この新築住宅へ「山江の家柱50本プレゼント事業」などを創設して、家をつくられるときの大黒柱を例えば村有林の新層にはいっぱいいい木があります。ここにご案内して、そこで家族にその大黒柱を選んでいただくと。そうすることによって、非常に木材、山に対する身近な感じとか、あるいは環境にも目が覚めて、いいほうにつながっていくのではないかなということも感じました。

次に、議長の許可を得てですね、お手元に配付しております資料は、7月9日の熊日新聞記事で、九州北部豪雨災害の人工林流木の状況を書いたものです。「土砂、流木暮らし飲み込む」ということで、本当に今この人工林が特に二次災害、土砂崩れ、河川災害、災害を起こす要因として挙げられております。こういったことはうちの村も万江川、山田川流域に民家がいっぱいありますから、もし土砂崩れと流木が発生したときには大きな災害になるなあということを心配をしているところでもあります。

そういったところから、今、山の経営が非常に悪いと、搬出費も捻出できない。山に放置されていた間伐材が大量の流木となって流れたと、災害につながったと言われております。このことは、決してよそごとではありません。

そこで防災の観点からも、単なる森林整備じゃなくて森林の適切な管理を促す取り組みが必要と考えますが、その見解を伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 防災の観点からもということでございます。先ほど議員申されました7月の九州北部豪雨によりまして、流木の被害によりまして災害が起きているということでございます。これを受けまして林野庁のほうで現地調査が行われているということでございます。その結果がですね、山腹崩壊が発生した森林と発生していない森林を比較されております。間伐を実施しているところとしていないところによりまして崩壊発生との関連性はなかったということでございます。また、溪流内に堆積しております流木は、木の根っこが付いているのがですね、ほとんどでありまして、林内で伐採された、いわゆる放置された切り捨て間伐とかですけれども、それによる流木は少なかったということの調査結果が出ております。原因としましては、記録的な豪雨によりまして特定の箇所集中した雨が原因で、森林の有します土砂崩壊防止機能の限界を超えたということで、山共々滑り落ちてですね、それが発生して流木が発生したということでございます。

本村におきましてですね、いつ、どこで、どのような山腹崩壊が発生するか想定はできない状況でございますので、本来、今までは森林の持つ機能、水源涵養ということを重視されておりましたけど、今後はその水源涵養に加えまして、防災の

面からもですね、森林の適切な管理についても周辺も含めまして、積極的に推進を
してまいりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 森林は国土保全を担います。広大な人工林を防災にどう生かし
ていくのか、市町村だけではできませんので、国を挙げた森林の整備と管理の抜本
的な対策が急がれるところだと思います。森林の維持、保全は、長い期間を要し、
個人が森林の保護、山を守ることは昨今の林業情勢から自ずと限界が出てまいりま
す。森林という重要な資源保護と森林の持つ国土保全機能を高める観点から、間伐
等の森林整備、作業道の整備、山地災害を防ぐ治山事業、担い手育成など、さまざ
まな森林保全策を進めていくためには、森林環境税等の特定財源の確保が不可欠で
あります。

国における森林環境税の動きについては、議会開会時に村長に触れていただきま
したが、いよいよ森林環境税の創設に向けて、実現の判断時期が差し迫っていま
す。森林環境税の実現による財源確保へ向けて、更なる強い要望活動をお願いした
いと思いますが、村長の見解を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 森林環境税の件ですが、去る5月23日に全国森林環境税創設
総決起大会が東京のほうで行われております。全国町村会館だったわけですがけれど
も。今年その総決起大会、いつもになくですね、人数も多くといいますか、全国
の町村長集まりまして、大変盛会だった、にぎわった大会だったということでござ
います。

と言いますのも、今年の12月の自民党の税制調査会で、新しい税としていよいよ
決着をみようかというような流れになっているところでございます。この森林環
境税関連はですね、もともと昭和62年に水源税の創設の連盟ができております。
今から31年前であります。その後、25年前、平成4年に森林交付税としての創
設を求める連盟に変わったということでありまして、そしていわゆる地球温暖化対
策を含めた森林環境税の連盟ができましたのが14年前であります。相当の歴史を
踏んで、やっとここに来てできようかというところでもありますし、また、確実に新
しい税が創設されるというふうに決まったわけではありませんので、先般8月の議
員の研修時におきましても、国会議員の先生方に要望いただいたところでありま
すけれども、あと町村会におきましても、別冊にてですね、時期11月にまた要望活
動を行うわけでもありますけれども、いよいよ最後の詰めとしてですね、しっかりと
要望活動を行っていきたいと思っておりますので、また議員の皆様方も議員の連盟
もありますので、お力をお貸し願いたいと思います。

加えて言いますと、この新しい税ができたときですね、内なる課題をどう解決するかということが市町村、山江村にも求められております。先ほど言われました林業従事者の減少にどういうふうに対応していくのか。現在寄付の申し出が、「税金を払うより寄付をします」というような申し出もあっておるような問題の森林についてどうするのか。それから、探しても所有者が今どこに住んでおられるのか、不在山林もあるわけでありまして、もちろんご案内のとおり、鳥獣被害の課題もあります。

また、先ほどおっしゃいましたとおり、防災関係者の方が一堂に驚きましたのが、北部災害による流木の丸太の皮が剥がれるあの量でありました。そういうことに対する対策、そういうものをしっかり把握しながら、いかにお金を山江村に持って来るか。と言いますのは、林業経営所得をどう安定させていくかということに着目しながら、山林がどうしたらお金を生むか、その木材、または林産物、観光交流、またそれに伴う施業あたりをしっかりと考えていきたいと思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 是非要望をお願いしたいと思います。国の拡大造林政策と昨今の林業衰退、このことは国の施策にも一因の責任があると思います。その反省を踏まえ、それに代わる森林環境税という政策の実現によって、財源が確保され、林業の再生と、そして地方創生が果たせるよう一層のご努力をお願いしたいと思います。

次に、特用林産物のことです。この特用林産物は、林業経営の貴重な収入源として役割を果たしてきましたけれども、今は林業の衰退とともに低迷しています。

そこで、シイタケ、タケノコ、ワサビなど、特用林産物の振興策については、どのように考えておられるか、お願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 特用林産物の振興についてというご質問でございます。特用林産物、今は森林の収入は植林してから約40年、50年というふうになっておりますけど、短期間で収入になりますこの特用林産物、例えばシイタケ、タケノコ、花木も最近支援しておりますけれども、その振興にももちろん力を入れる必要があるというふうには考えております。

特用林産物の振興策として、鳥獣防止対策事業としまして、特用林産物に限り、防止ネット及び電気柵の設置経費の90%を補助するという制度を設けております。しかし昨年度はですね、この制度を活用される件数が1件もなかったということでありまして、林業経営に対しまして、収益性の高い作物が何なのか、そしてこれ

も林業関係者の意見を聞きながら、また関係機関等の情報収集にも努めながら、支援も含めたところで、今後この特用林産物の奨励と新規作物の推進について検討をしていきたいというふうにも考えております。

また、議員の皆様、そして村民の皆様もいいアイデア等がありましたら、是非ご提案いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この特用林産物はですね、本当に山村地域における所得対策の上からも必要なことだと思います。山村活性化支援交付金事業によって、この特用林産物の振興に取り組んでいるところもあります。貴重な副収入源として、いろいろ施策等の検討をいただければと思います。

次に、森林施業方針の大転換について提言したいと思います。県は2016年度の輸出額で中国、韓国向けの木材輸出が好調で18億6,000万円だったと発表しました。一方、国は、EPA（欧州連合）との経済連携協定交渉で、木材の関税撤廃削減に応じることで合意、欧州は集成材に強みを持ち、安価な集成材の大量の輸入で木材業界は大打撃を受け、日本の林業は森林の保全に特化することでしか生き残れないのではないかという不安もあります。

林業の先行きに期待と不安が交錯する中、お隣の宮崎県では、大型の製材工場、バイオマス発電所が次々と本格稼働し、需要が旺盛で大量の木材を必要とするため、先を見据えて、早生のスギの植栽による30年伐期の循環型ボリューム林業、成長が早く材積を重視した林業へ舵を切る施業方針の大転換をしつつあります。今までヘクター3,000本から4,000本植栽から、半分の2,000本程度植栽し、無間伐で皆伐する林業、今は山元に立米当たり4,000円程度返ってきているそうです。

また、熊本市において、センダンやユリの木など、スギやヒノキに比べ成長が早い早生の樹木の生産技術や利用の可能性を探るシンポジウムが開催され、多くの林業関係者が参加しています。早生の樹木は短期間に幹が大きく成長するため、収益性が高く、炭素を効率的に吸収するので、環境にもやさしく、産業として十分に成り立つ可能性があるとの報告がなされています。

このように、先を見据えた森林施業へ取り組むことも大切なことだと思います。森林環境税が導入され、実現したときに、森林整備のハード面ばかりでなく、村長言いましたように、どのようにこの税金を使うか、都市住民の理解を得るのか、そのために今からしっかりと今提言したようなことが参考になれば、やはり山江村も交付金を先立って取ることもできるというふうと考えての提言でございます。

この見解については、非常に大きな問題でございますので、結構ですけれども、

是非この林業の問題については真剣に、90%の山を持つ村として施策の方向付けを検討していただければというふうに思います。

次に、質問事項の2点目であります。万江小学校の将来の展望について質問いたします。今、全国的に学校の再編や統廃合が進む中、万江小学校の存続をさせたい立場から質問をいたします。

国は、平成27年1月に、公立小中学校の適正規模、適正配置などに関する手引きを策定し、教育委員会に通知しました。このことは、あくまでも各市町村における主体的な参考資料としての利用であります。県内でも統合や閉校、郡内でも小規模校の休校や高校の再編が進んでいます。人口減少社会になり、少子化による児童・生徒数の減少、財政的事情等が要因として挙げられます。

万江小学校は、昭和63年4月に万江地域の大川内小学校、屋形小学校、城内小学校、山田小学校尾寄崎分校の3校、1分校が統合し誕生しました。豊かな緑と清流の育む環境の中、地域とともにある学校づくりを目指し、小規模校の特色を生かした学校経営で、新たな歴史と伝統を刻み込んでいます。

そこで、現在の児童数と今後の児童数の推移について伺います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。国の算定基準日でございます平成29年5月1日現在の村内の児童・生徒数でございますけれども、山田小学校が205名、それから万江小学校が41名、それから山江中学校が123名でございます。全体といたしまして369名でございます。

各学校のですね、5年間の推移につきましては、データとして出しておりますけれども、万江小学校のご質問でございますので、万江小学校の今後5年間の推移について述べてみたいと思いますが、平成30年度が39名、平成31年度が38名、平成32年度が36名、それから平成33年度が30名、平成34年度が37名でございます。そういう状況でございますので、大体40名前後を推移して、今後5年間は児童数は推移していくようでございます。5年後の全体の山江村の児童・生徒数ですが、349名ということになっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 児童の健全な育成を図るためには、学校教育の充実が重要であり、より良い環境が求められます。万江小学校の特色を生かし、学力を育み、地域とともに歩む、学校経営の状況はどうか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。先ほど議員からございました

ように、万江小学校は昭和63年に3小学校、1分校が統合いたしまして、ちょうど今年で30周年目に当たります。その間、地域、保護者の方々の学校に対する非常に強い思いによりますご支援、ご協力をいただきながら、校長を中心といたしまして、学校経営がなされてきたわけでございます。

毎学期行われております授業参観、それから行事等におきましては、保護者の出席率は毎回ほぼ100%ということでございます。教育への本当に関心の高さが伺えるところでございます。また、地域住民の皆様方も、万江小学校のPTAの準会員ということでございまして、清掃活動等にご協力いただきますし、学校を全面的にご支援いただいているというところでございます。

また、学力向上に向けましても、少人数でございませけれども、その良さをですね、生かしまして、一人一人の状況をしっかり把握して、個に応じた適切な指導をいただいております。学力充実の時間には、全ての先生方が、複数指導で子どもたちの指導を行いますし、またそういう効果も上げております。また、複式学級におきましては、担任が一方の学年を指導する際には、片方の学年はICTを活用いたしまして、主体的に学びながら、基礎学力の定着を図っている状況でございます。さらに、全国今問題になっておりますけれども、いじめ、不登校の問題もなく、ここ数年発生件数はゼロでございます。

このように、少人数であるがゆえにできる特色ある教育を地域とともに今行っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 小規模校の特色を生かして、学校経営に当たっているというところでございます。小規模校には小規模校なりのデメリット、メリットがあると言われております。いろいろ切磋琢磨とか、相互啓発とか、人間関係の固定化など、難があると言われておりますけれども、小規模校の教育上の諸課題と申しますか、どのようなものがあるか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。小規模校でございませけれども、先ほど申し上げましたように、一人一人に対しまして手厚い指導ができるということでございますし、また保護者、地域が一体となつてご協力いただけるメリットもございませけれども、一方、諸課題もございませ。万江小学校の入学者は、ほとんどが万江保育園からの入学者でございまして、転出入もほとんどございませせん。そのため、子どもたちは小さいころからお互いのことをよく知っておりますし、仲も良く、上級生が下級生の面倒を見たり、また下級生も上級生を非常に慕っているという状況でございます。

一方で、先ほど議員申されましたように、人間関係や集団における立場が固定化されやすい傾向がございます。また、授業におきましては、少人数であるために多様な意見が出にくいということで、練り上げて最適化を見つけるような学習形態が取りにくい現状もございます。また、中学校、高校等に進学する際、大きな集団への適応とする面で少々心配する面もございます。ただ、これらの諸課題につきましては、小学校では山田小学校とのですね、合同によります集団宿泊教室とか、それから修学旅行等も合同で行いますし、そういう行事等を行いながら、お互いの理解を深めながら、スムーズな進学ができているところでございます。

また、もう一つは、教育課程の編成でございます。複式学級であるために、単式学級とはまた違う教育課程を組んで、学力の向上を図る必要がございます。同じ内容を重複して履修しないようにするとか、それから履修漏れがないように慎重にですね、教育課程を編成する必要がございます。さらに、教職員の数が少ないため、校務分掌の負担が増える部分もございます。その辺につきましては、多忙になる教職員もいるということで、村内の学校におきましては、教育委員会と学校とが連携いたしまして、先生方の働き方改革、これを見直しまして、いろいろな施策を打ちながら、衛生委員会等を開催しながら、先生方が子どもたちの教育に邁進できるような環境づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 私たちもよく山江中にいろんな行事のときに行きますけれども、万江小の子どもが中学校で一堂に会したとき、何ら臆することもなく、堂々としていて、むしろ優れた能力を発揮し、リーダー的役割を担っているなど頑張っている姿を目にします。小さな学校だからこそ駄目でなく、むしろ特色を生かした教育の成果が表れているように感じています。

小規模校には課題、デメリットがあります。その最小化を図るため、本村の特徴であるICTを活用した学習活動の充実、実践について、どのようなことを考えておられるか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。本村では、全国に先駆けましてICT教育に取り組みまして、授業での積極的な活用によりまして、主体的、対話的で深い学びを実現しております。そのため、子どもたちは全国学力学習状況におきまして、全国平均を大きく上回る学力値を示しているところでございます。万江小学校でも少人数ではございますけれども、その特性に応じた活用をですね、図り、成果を上げているというところでございます。

先ほど申しあげました複式学級での効果的な活用でございましたり、それから少人数学級と普通学級との合同学習ということで、ウェブ会議システムを導入いたしまして、テレビ会議ですね、これを通しまして授業を万江小と山田小で行ったり、それから先ほど申しあげました修学旅行等の事前学習で、このテレビ会議システムを活用いたしまして、合同学習等を実施しているところでございます。

それから、昨年度のICT教育の研究発表会では、見られた方もいらっしゃると思いますけれども、万江小学校の1年生が1名でございました。その1名とそれから山田小学校の1年1組の17名で、テレビ会議システムを活用いたしまして、道徳の合同授業を公開いたしまして、1人の児童でも主体的に学ぶ姿を公開することができたわけでございます。また、タブレットパソコン等を福祉やそれから地域学習等の体験活動に活用しておりまして、動画等を撮影いたしまして、事前学習、それから事後学習での活用を図っているところでございます。

今後、小規模ならではのですね、ICT活用の可能性を探っていきたいということ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 小規模校の強みの中に、ICTの活用によって更なる特色を生かす教育ができれば、学習効果がより以上に発揮され、具現化していくんではないかというふうに思います。

次に、学校は人づくり、地域づくり、村づくりと言われます。万江小学校はどのような学校を目指すのか、見解を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。先ほどから申し上げておりますように、学校は本当に地域の拠点でございます。その地域が集える場所でもございます。そこに将来を担う子どもたちがおりまして、その子どもたちも地域とともに育つと私も考えております。

現在、万江小学校は校訓が「なごやかに、すこやかに、ひとすじに」という校訓でございまして、21世紀をたくましく生き抜く子どもを育てるため、校長先生を中心に、地域に根ざした教育活動が展開されているところでございます。また、平成25年度に学校運営協議会を立ち上げまして、地域、保護者の方々が子ども見守り運動など、地域コミュニティとして積極的に活動をしておられます。今後は、さらに小規模校の良さを生かした教育の充実やICT教育を通じた主体的な学び、それから基礎、基本の定着に向けました取り組みを充実させていきたいと考えているところでございます。また、万江地区や山江村の自然、あるいは文化、歴史、産業

等をですね、主体的に学ばせるとともに、地域の行事等にも積極的に参加させまして、万江地区の良さ、ひいては山江村の良さに気づかせ、山江村を大切に、山江村に生まれたことを誇りに思うような子どもたちが通う学校にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 万江小学校の存在は、万江地域全体の元気度を表すバロメーターであり、拠り所であります。そして学校は、地域の歴史・文化を学び、未来を考える学習の場でもあります。万江小学校の特色を生かした教育の実践と効果で、子どもたちの学力が付き、豊かな心を育むことができれば、「万江小学校へ通わせたい、万江地域へ移住したい」と考える村外住民のプラス材料になることも考えられます。そのような期待を生み出すことで、地域に希望と夢を与え、地域と共に歩む学校づくりができていくのではないかと考えます。

最後に、万江小学校の将来の展望について、教育長の率直な見解を伺います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。今の子どもたちが社会に出て活躍するところでございますけれども、これは人工知能等ですね、発達によりまして、社会を取り巻く環境は非常に大きく変化していくと考えております。

そんな中、今年3月に新学習指導要領が告示されました。2020年度より小学校、それから2021年度より中学校で新学習指導要領によります教育が行われることとなりました。その中で重要視されているのが、主体的、対話的で深い学びでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、情報化やグローバル化などの急激なですね、社会変化の中でも未来の作り手となるために必要な資質、能力を確実に備えることができる学校教育を実現していきたいと考えているところでございます。そのため、万江小学校におきましては、自然豊かなふるさと山江村で、心豊かに学び、新しい時代を切り拓く子どもの育成を図ってまいりたいと思っているところでございます。小規模校であるがゆえの良さをですね、十分に発揮して、地域に根ざし、地域に開かれた学校にしていきたいと考えているところでございます。

議員が申されますように、全国で統廃合が進んでおりますが、先ほど申し上げましたように、万江小学校は、小規模ならではの特色ある教育活動を展開しているところでございます。また地域住民の拠り所として、地域住民の方々から広く愛されている学校でございます。従いまして、現段階では万江小学校の統廃合は考えておりませず、今後とも地域、保護者の皆様のご協力をいただきながら、「この山江村

に生まれて良かった、万江小学校で教育を受けて良かった」と子どもたちが思うような、そんな万江小学校にしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 教育長の力強い将来の展望について答弁をいただきました。

本村は、学校教育にICTを活用するなど、教育の村として先導的な役割を果たしています。万江小学校は、統合という歴史から万江地域全体からの関心が高く、地域文化の拠点として、また地域活性化の観点からも学校に寄せる期待は大きく、地域になくてはならない施設であります。しかし、小規模校としての先行きに不安視する課題もあり、小規模校ならではの強みと特色を生かし、活性化を図っていく必要があります。少人数で最大の効果を発揮する教育によって、万江小学校が本村の教育振興の一翼を担い、未来に向かって大きく前進、発展することを期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を3時40分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時32分

再開 午後3時40分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に6番議員、谷口予志之議員より、1、河川堆積土砂の現実的な対策について、2、鳥獣被害対策についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

○6番（谷口予志之君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、6番議員、谷口予志之より、2点について一般質問をいたします。

1点目は、河川堆積土砂の現実的な対策ということで通告をしております。上流からの山地崩壊等による流出土砂や土石により、河川の河床が上がり、豪雨による川の氾濫による災害が心配されます。本年7月に甚大な災害をもたらした九州北部災害も記憶に新しいものです。近年、大規模な自然災害が相次いで、異常気象は日

常にも近い感じもします。地球温暖化が進み、気候変動が激化する今日、十数年に一度とか、観測史上とか、身近な現象になりつつあるような感じもします。「災害は必ず発生する」との意識を社会全体で共有しなければならない時代だと思えます。

ある新聞に「国土交通省によると、2016年に全国で約1,500件の土砂災害が発生し、土砂災害の恐れがある地域は、推計67万地域になるとされ、土石流や土砂崩れで甚大な被害を出した7月の九州北部豪雨は、対岸の火事ではなく、住民は自分の家がこうした地区にあるかどうか市町村などに確認し、身を守るように備えることが寛容である」というような記事が掲載されておりました。まさにそのとおりだと思います。

今回の質問の川の堆積土砂の現状と今後の対策につきましては、昨年12月の定例議会の一般質問において立道議員より質問され、担当課長より、「河川に堆積する土砂は河川災害の要因であり、山江村としても日常の管理の中で見回りを行いながら維持管理を行い、県に対し河川掘削の要望をしている」との答弁であったと思います。県としても、人吉管内の河川の状況を確認し、危険性の高い状況を踏まえ、優先順位を付け実施されているというようなことでございました。

また県は、打ち合わせの中で、山江村万江川、山田川、それぞれ1か所、整備するという方向で回答を得ているとの答弁でございましたけれども、その後どうなっているか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、本村におけます昨年度の状況について説明いたします。平成28年度におきましては、議員申されましたように、万江川と山田川、それぞれ1カ所、河川掘削の整備が行われております。県からの説明では、万江川について、下之段橋上流の河川掘削を行いまして、掘削量としまして4,093立米を搬出、山田川については古賀橋上流の河川掘削をし、掘削量としましては386立米を搬出しておるということでございます。いずれも搬出先につきましては、受注業者の自社処分ということになっておりまして、自社の管理する土地へ搬出されたということでした。

それから、今年度の河川掘削の計画箇所でございますけれども、先月、県は各市町村からの要望があった河川状況の聞き取りを行っております。本村は昨年度と同様に、万江川、山田川、それぞれ要望をいたしておりますが、県としては、各市町村1カ所が原則ということで、未だ整備箇所は決定されていないところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 昨年度は両川1カ所ずつ実施され、本年度は各市町村1カ所が原則というような回答でございました。また、堆積土砂の搬出先は、仕事を請け負う人の管理する土捨て場であったとのことでございました。

昨年、立道議員より、堆積土砂の土捨て場についても質問されております。答弁内容として、「村内の土捨て場も考えていないわけではないが、国土交通省が球磨管内の林地に仮置きしている箇所の森林の林地開発許可を申請中であり、許可が下りたら相当数の土砂が入り、人吉球磨全体で活用できるのではないかと」との答弁であったと思います。

この申請の許可は下りたのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 昨年のですね、立道議員の河川の浚渫の一般質問を受けまして、私は川辺川の治水対策事業に関わる説明会、これは九州地方整備局の局長以下知事も来ます。各市町村長が揃います。の中で、さらにそのころは球磨川の河川浚渫については、わざわざ芦北のほうまで持って行って行っておりましたので、その件について、「人吉球磨の管内にそういう場所を見つけてくれ、できれば市町村に見つけてくれ」というようなことはもちろん、そういう一般質問も私は受けていると。一番、この川辺川の治水対策事業で、河川掘削工事がですね、最初に取り組む事業であるからにして、そういうのをしっかり考えていただきたいと言っております。議事録に残っておりますけれども、そういう中において国は、この人吉球磨の管内において林地開発もあり、その場所を指定したようであります。

従いまして、県、そして市町村も、いつでも捨てられる状況でありますけれども、市町村ですとね、その箇所と契約をすることができたら自由にいつでも、災害の土砂を捨てること、それから、道路工事の捨て土等々に活用できようかと思っております。議事録さん方と一緒に見に行きました吐合のあの道路の土砂のたまったものも、「捨て場さえあれば検討します」ということでありますので、その付近についてもですね、ちょっと県の方にも申し入れをしたいと思っております。ただ、県は先ほど課長が言いましたとおり、各市町村の河川の掘削、捨て土については、それぞれ危ない箇所を設けて、毎年毎年決めているようでありますけれども、そこについての要望もしっかりしていきたいと思っております。ただ、その折にですね、川辺川の治水対策協議会の中で、隣の和田村長が申しましたのはですね、「河川の掘削は捨ててくれ」、ただなぜ砂利がたまるかということ、同時に治山工事をしないと、イタチごっこですね。土砂を取ってはまた山から流れてきてたまるというようなことになりますので、「同時に治山工事と一緒にしてくれ」というような要望もしてあるところであります。強く要望してあるところであります。そうい

う動きの中であります。

議員おっしゃいますのは、村内にもということではありますが、適地が全くないというわけでありませんので、その件につきましては、ある地権者には相談して、「その地域でまとめることはできないか」という相談はしているところではありますが、まだ返事はもらっておりませんが、そちらのほうも併せて進めていければと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、村長お答えのとおり、許可が下り、捨てられるようになったというようなことでもあったと思います。また、村内にもというようなことであるわけですが、言われるとおり、地権者の同意はもちろんでございますけれども、捨て土する場所の下流域の状況や捨てる場所の利用目的によって、その捨てられる泥とか、捨てられない泥なんかが出てくると思います。いろいろ定住関係で「山江村に住みたい」という方が多くおられるようでございますので、住宅用地とか、工業用地として、村内にもそのような場所が本当に必要ではないのかなというふうに思っているところでございます。

河川の土砂対策状況の調査、把握は管理者として行われているとのことでございます。その調査された堆積状況を地図上に落としした河川の土砂堆積対策マップ等の作成の考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、対策マップの作成ということでございますけれども、もちろん村内の河川は県が管理する万江川と山田川があるところでございます。人吉管内におきましても県が管理する河川は各市町村にあり、それぞれ管理者として県が把握をしているところでございます。その土砂堆積状況は、例年の梅雨時期や夏場の局地的な大雨、さらに台風等による豪雨により、毎年のように河川の状況が変化し、少しずつですが、土砂堆積場も変わっていくところでございます。そのようなことから県は、重要水防区間や各市町村の要望箇所の調査を行っている状況でございます。県としては、河川の状況が毎年のように変化するので、土砂堆積対策マップ等の作成は考えていないということでございました。

また本村におきましても、対策マップ等の作成は考えておらず、河川の状況を確認し、異常等が見受けられれば注意喚起をし、住民へ周知を行い、県へ状況のご報告をしたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 言われるとおり、こういう豪雨とかなんかで山地崩壊とか崩土等によりまして、堆積する土砂の量が変わったりすることはあり得ると思いま

す。そういうことで、県のほうは今言いましたとおり、状況が変化することもあるので、マップの作成は考えておられないと、村としても河川の対策マップの作成は考えておらず、河川の状況を確認しながら、県に要望していくというようなことだろうと思います。

確かに、山田川、万江川とも県の管轄であります。冒頭申しましたとおり、昨今の異常気象は、想像を超える変化が見えます。九州北部災害のように線状降雨帯の発生により、一極集中型の豪雨がいつ発生するかわかりません。河川が氾濫した場合、大きな災害で被災を受けるのは村民であります。そのためにも県任せではなく、村でできる範囲で、河川の土砂堆積状況を調査、把握し、河川の防災マップに落としておくことは、県に要望される場合とか、防災の観点からも大切なことではないかなというふうに思っております。また、村民の安全を守ることにもつながるのではないかと思います。

村としては、一応今のところ作成の計画はないというようなことでございましたけれども、山江村では今、各地区ごとの山江村防災マップというのを作成されておると思っています。その中に河川等も入れられておりまして、先ほど一番初めに松本議員に図面を見せてもらったわけですが、その中には、現に堤防の低いところの道路が記載されてあります。そういう観点から、村が作成する防災マップに記載をするという考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 村が作成いたしております地域版防災マップへの記載ということでございます。地域版の防災マップにつきましては、地域において発生が予想される全ての災害を想定してつくらなければ意味がないと思っております。こういった河川に堆積した土砂による河川の氾濫、それによる浸水区域というのは、当然考慮に入れるべきと思っておりますので、今後作成します折には、地域の方々と現地を点検しながら、地域の特性に合った地域の方々の意見を取り入れたものにはしていきたいというふうには考えております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、総務課長より、一応検討をするというようなことでございます。これには地域の方々のいろいろな意見等も交えながらのことだろうと思っておりますけれども、良い方向に検討されることを期待し、以上で河川堆積土砂の対策につきましての質問は終わらせていただきます。

2点目に、鳥獣被害対策ということで通告をしておりますので、この件について質問させていただきます。本村においては、鳥獣被害対策施設整備事業等の事業によりまして、農林産物の有害鳥獣による被害防止対策を実施されてきておりますけ

れども、この対策をしたことにより、被害の状況に変化、また効果があったのかを答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 有害鳥獣対策の被害状況ということでございます。山江村では、鳥獣被害対策防止計画というのがありまして、これによりますと、推計ではございますけれども、これは5年に1回作成します計画でありまして、平成24年度には、被害額が約330万円ということでありました。しかし、3年後の27年度には、被害額は約170万円というふうに推計をいたしております。この被害額が数字が減った要因といたしましては、最近ですけれども、有害鳥獣の捕獲の頭数が年々減少しつつあります。それによりますことと、電気柵とかの防護柵がですね、設置の増加が見受けられるということが主な原因かというふうにも思われます。

しかしながら、被害額が減りました、減少しましたと言いましても、農林業の所得の向上、そして生産意欲の低下の防止のためにもですね、まだまだ被害防止策は必要であるというふうに認識をしております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 答弁によりますと、24年度、27年度では被害額が半減をしているというようなことであったと思います。そういう観点から、その被害対策の効果が出ているものだと評価をしたいと思います。

この被害防止策としましては、今言いましたとおり、被害対策関連の施設の整備も大事だろうとは思いますが、それだけでは対応ができなくなるんじゃないかというようなことも考えます。有害鳥獣を捕獲する捕獲従事者の確保も必要ではないかというふうに思っております。捕獲を行う猟友会が主体になっているかと思えますけれども、その従事者が高齢化、減少の傾向にあるのではないかというふうに思っています。

そのために、村として捕獲従事者を確保するために、新規の狩猟免許を取得する人に対しまして、助成措置をとっておられると思いますけれども、新規取得者の状況と今後の捕獲従事者の確保について、どのような考えがあるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 狩猟免許の新規取得者の状況でございます。まず、これは新規取得者に対します村が支援してます制度がありまして、平成23年度に狩猟免許取得支援事業という制度を制定をいたしております。

この制度は、有害鳥獣駆除の効率化を図る目的でありまして、新規に免許を取得

される方に対しまして、必要経費を上限10万円でございますけれども、これを助成するものであります。この23年度に制定以降にですね、この制度を活用していただいている方は、わなの新規取得者が5名、銃器ですね、鉄砲ですけども、これが1名でありまして、合計で助成額にしまして8万7,000円を助成をいたしております。しかしながら、この4年間はですね、この制度を活用されてる方はおられません。つまり、新規取得者が4年間誰もいらっしゃらないということでございます。また、捕獲従事者も先ほど議員申されましたとおり、高齢化が進みまして、猟友会には現在49名の方が会員がおられます。その49名の平均年齢が68歳ということであります。ちなみに、一番高齢の方が86歳、一番若い方が45歳ということでございます。

今後、この捕獲従事者の確保の対策を図る必要がございます。新規に取得される方が増えるにももちろん越したことはございませんけれども、なかなか望めないのが現状というふうに考えております。このまま新規取得者が少なく、そしてますます高齢化が進みますと、猟友会が減少しまして、有害鳥獣の駆除が十分にできないという状況も考えられます。こういう状況になった場合には、猟友会との調整も必要でございますけれども、村が駆除の専門員を雇用して、月給制といいますか、給料を支払いながら雇用することも視野に入れながら、考える必要があるかなというふうに認識をしております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、言われますとおり、猟友会、最高の方が86歳ですか、若い人で45歳というようなことで、全然若い後継者というか、そういうのがなかなか見つからないのが現状かなというふうに思います。狩猟の免許には、わなとか網、猟銃等がありますけれども、なかなか新規が増えないということでございます。狩猟は命を狩るということから、自分自身の気持ちの持ち方とか、家族間内での意見の相違も一つの一因になっているのではないかとも思っております。実際、私も免許を取るときには、かなり家の中のほうで「やめろ」とか、そういうことも言われたこともあります。そのようなことで、農林産物の有害鳥獣等によります被害を防止するためにも、1人でも多くの狩猟免許取得者が増えることを望むところでございます。

農林産物に被害をもたらすものとしましては、イノシシ、シカ、サル、カラス等が挙げられると思いますけれども、ここ最近、アナグマの被害を耳にすることが多くなってきております。アナグマの生態としては、集落に近い雑木林から山地のササとか藪の中に暮らし、斜面などに頑丈な爪で穴を掘って数頭で生活し、食性は雑食性で、ネズミ等の小動物や昆虫、また果実、キノコなどを食し、繁殖期は交尾期

が大体4月から6月で、出産は翌年の3月から6月ぐらいで、巣穴の中で年に2頭から4頭を出産すると記載してありました。

山江村でもこのアナグマというのが、先ほども言いましたとおり、若干声が聞こえてるわけですが、このアナグマの生息の実態と被害の状況、被害額等がわかっていたら、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） アナグマの生息状況と被害の額ということでございます。アナグマにつきましては、先ほど議員が申されましたとおり、村内の農地において、果樹等への被害情報が寄せられております。最近多くなってきたかなというふうにも思っております。そればかりではなく、住宅周辺への侵入や糞尿によります被害の情報も増えてきておまして、生活等に影響が出てきております。また最近では、生息数も増えつつありまして、農作物への被害の拡大が今後懸念されるというところでございます。

駆除もしておりますけれども、ちなみに、昨年度のアナグマの捕獲頭数ですね、が30頭ということでありました。被害額としましては、住民からの通報によりまして、推計で被害額を出しておりますけれども、アナグマによります実質の被害は約10万円ぐらいかなと推計をいたしております。これはあくまでも通報があった場合だけの推計ですので、通報がなかったことを考えますと、もうちょっと被害額は増える可能性があるというふうに思っております。今後、この被害額を増大させないような施策が必要だというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 農作物の被害額も本当に言われるとおり増加すると思えます。また、アナグマは夜行性というようなことで、前の日に取り残した品物を次の朝に行ったらもう食べられていたというようなことも聞いております。アナグマの住居は普通地中の巣穴でございますけれども、建物の天井などにも棲み付くとも言われております。人家に侵入し、床下や庭に棲んで糞尿、これがアナグマ関係は糞といいますか、一所に糞尿をするという習性もあるようでございますので、穴を掘ったりするなどの生活被害も考えられるのではないかと思います。また、年に2頭から5頭ぐらいを出産するというようなことでございますので、少々捕獲してもまた産まれるということで、イタチごっこになるかもしれません。

農産物の被害や生活被害を少なくするためにも、早い時点からの強力な駆除、捕獲が必要ではないかと考えますが、アナグマに対する捕獲補助金があると思えます。その額と今後の対策と捕獲に対する補助額の増額の考えはないか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） アナグマに対します捕獲補助金の額と、その補助額を今後増額する考えはないかということでございます。先ほど申しましたとおり、捕獲頭数は昨年度は30頭でありました。この頭数がですね、多いか少ないかと言いますと、生息数から考えますと少ない状況かなというふうにも考えておりますので、まだまだ駆除をですね、捕獲を強化していくべき鳥獣であります。

捕獲の助成金でございますけれども、1頭当たり1,000円でございます。これは国からの補助金をいただいて、支給してるということでございます。この助成額の1,000円がですね、この捕獲頭数の少ない要因であれば、その助成額の増額も今後検討する必要があるというふうに思っておりますし、また、駆除に加えまして、村民の方、免許を持ってない方でも捕獲できる、自分の敷地とかですね、捕獲できるような体制が一番いいのかなというふうにも思っております。ですから、補助額の増額も踏まえまして、村で例えば箱わなを購入しまして、村民の方に無料で貸し出すとか、そういう方向も考えまして、その両方の面からですね、今後検討していきたいというふうに思っております。

また、このアナグマに加えまして、最近では、近隣市町村ではカワウの被害もひどいというふうにも聞いておりますので、この駆除につきましても、本村だけではなく、郡市の市町村が一体となって取り組むべきでありますので、今後とも協議して対応していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） そういうことで、答弁もありましたように、甚大な被害がならないように早めの捕獲に取り組まれることだと思います。

先ほど立道議員からも話がありましたけれども、サルも小森集落辺まで来ており、丸岡でも見かけるというようなことも聞いております。栗の最大収穫地であります丸岡付近にサルが団体で上がって来たということになりますと、300トンの収穫を目指している栗も危機的な状況になるのではないかというふうにも思います。危機感を持って、早急にこのサル対策につきましても対応されることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） これで、本日通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時12分

第 3 号

9 月 1 5 日 (金)

平成29年第5回山江村議会9月定例会（第3号）

平成29年9月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 事件の訂正請求について
- 日程第 3 議案第34号 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 同意第 3号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 4号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
- 日程第 6 認定第 1号 平成28年度山江村一般会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
- 日程第12 認定第 7号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
- 日程第13 議案第35号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第36号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第37号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第38号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第39号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第40号 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第41号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）
- 日程第20 陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情
- 日程第21 議員派遣の件
- 日程第22 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）
- 追加日程第1 発意第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治 君	教育長 藤本 誠一 君
総務課長 北田 愛介 君	税務課長 山口 明 君
企画調整課長 松尾 充章 君	産業振興課長 平山 辰也 君
健康福祉課長 一二三 信幸 君	建設課長 白川 俊博 君
教育課長 蕨野 昭憲 君	会計管理者 迫田 教文 君
農業委員会事務局長 柳瀬 真奈美 君	代表監査委員 木下 久人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第10の本会議で、一般質問後、質疑、討論、表決となっております。

まず、第1、一般質問については、お手元に配付してありますとおり、2名の議員より一般質問の通告がなされております。

通告順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問、答弁、合わせて60分といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、はじめに3番、森田俊介議員より、1、やまえ栗について、2、高齢者に対する熱中症対策についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。3番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

○3番（森田俊介君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3番、森田から一般質問を行います。現在、台風18号が接近中であり、農作物の稲、栗、果実、野菜等の被害が心配でございます。早めの災害対策と防止の備えをお願いしたいというふうに思います。

2点ほどお伺いいたします。1点目、やまえ栗の方向性についてお伺いをいたします。最盛期のとき、30年前は300トンから400トンの出荷があり、日本一として名高いやまえ栗として、また、天皇献上栗としても有名な栗として生産されてきましたが、最近では生産者の減少や高齢化、後継者不足から、出荷、生産額も年々減少し、100トンを下回っている。栗農家の昔は約400戸ありましたが、現在は約185戸まで減っている状況だそうです。

村長は、「3、4年後には300トンの出荷、生産を目指す」と言っておられますが、本当に可能なのかお尋ねいたします。私も栗農家としてやっていますが、300トンの生産目標のことは大変なことだと思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。先ほど議員が申されま

したとおり、栗の農家戸数は年々減少しております。今現在ですけれども、生産者が約190戸ということでありまして、栗の栗園、いわゆる面積が120ヘクタールほどということでございます。昨年度、平成28年度の栗の生産量は、約100トンというふうに受け取っております。生産額にしますと約8,000万円、反収にしますと反収当たり約83キロということで、1反当たりの価格は6万5,000円ということでございます。

300トンということですが、なかなか簡単にはいかないというふうには認識しておりますが、まずは200トンを目指すということを目指して掲げておりまして、反収当たり200キロの収量があった場合、全体では240トンの収量が見込まれるということでございます。将来的に300トンを目指すということでございますけれども、この240トンから300トン、その差60トンでございますけれども、この60トンをどういうふうにもっていくかということでございます。200トンをまずは目標にしまして、最終的には300トンを目指すということでもあります。この60トンが不足しておりますけれども、この60トンは、面積にしますと約3ヘクタールほどの栗園が必要ということでございます。これを毎年、7年ぐらいをかけまして約4反ずつ新植が増えたら、この目標とします3ヘクタールの面積が確保できるということでもあります。また、新植ばかりでなくてですね、改植も今進めております。今後、まずは200トンを目指して精一杯支援をしていくということでございます。今現在もですね、栗の生産向上推進員の方々と、この目標達成にはどのような支援が必要なのかを生産現場の意見を聞きながら、検討しているところでございます。

今後この200トン、300トンを目指して掲げまして、村としましてもしっかりと支援を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからも補足をさせていただきます。今、山江の栗の生産量、100トン昨年ということでもありますけれども、通常ですね、何も被害がなくいきますと、自家消費等々も含めて140、50トンあるんじゃないかなと思うっております。その140、50トンの量が今全く足りない状況であります。もちろんいろんな、営業と現場の話をよくするわけでもありますけれども、物産館のほうにはですね。営業がどんどんどんどん営業すればするほど、現場が追い付かない。この緊張感というのは実は持つとかなくちゃいけないわけですね。なあなあでやっていったら、営業も「現場が大変だから、あんまり営業かくんまい」、現場も「あんまり営業せんでくれ、現場が追い付かんで」というような会社経営では

ですね、伸びないということでもありますから、しっかり営業と現場と緊張感を持っていく。ですから、今は栗が営業をちょっといろんなところでかけております。ローソンがそうでありますし、各都会へ向けての栗の出荷もそうでありますし、フランスの評価も得ましたし、また、先般は帝国ホテルにも行って営業をかけたということではありますが、そういういろんなところで山江のブランディングとしてのですね、キロ当たりの単価を上げようというような取り組みをしているわけではありますが、全く足りない状況であるというようなことであります。

私3年前に、「5年で200トン、10年で300トンを目指したい」というふうに産業振興課に指示をいたしました。もちろん現場のほうが、その栗生産農家の方々がですね、しっかりその生産活動をやってもらうというのが第一でありますので、やまえ栗の品質増産委員会ですかね、向上委員会をつくりまして、20人ぐらいおられますけれども、その方々と協議をする中においては、反当たり200キロ、1反当たり今、平均しますと83キロぐらいしかとれませんけれども、200キロを目指そうとしておられます。各委員の皆さん方が、村内の各農園を回って、いわゆる減反調査で各地域を回ってですね、その減反の調査をされますが、栗園も全く同じような活動をされながら、増産のためにはどういふことが必要だというようなことをされている。役場としましても、改植についたり、また今回は新たにですね、肥料の助成は前は1万円打ち切りだったんですけども、使った額の8割、「どんどん肥料をやってください」と、「それで200キロという増産に向かっていきましょう」というようなことをやっているということでございます。200キロが達成できますと、現在栗園が120ヘクタールあるということ把握しておりますので、200キロとれますと240トンになる。ただ60トン足りませんので、その60トンの分は、あと3ヘクタール必要だということでもありますから、今後7年間でですね、毎年4反ずつの新植が必要になるということでもありますから、その4反につきましては、しっかり土地、農家の方々、またいろんな方法を見つけてですね、新植もしていきながら、将来的には300トン、またそれ以上ですね、今足りない状況をしっかり満たしていこうというようなことを考えているところであります。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 村当局もですね、栗農家に対して鳥獣対策とか、新植とか、肥料とか、剪定などでですね、多額の他の市町村にもない生産確保のために補助金を出していただいているのが見受けられます。平成28年の栗農家のための補助金支出額は幾らであったでしょうか、お聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 平成28年、昨年度の栗に対する補助金の支出額ということであります。細かい数字は把握をとりませんが、全体補助金として300万円ほど補助をしているということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） また、先ほど村長からお話がありましたが、29年度からは栗の肥料ですね、補助が変わると聞きましたが、どのような条件にするのか、またどういうふうな申請をするのか、どのような肥料を使うのか、決まっている範囲内での答えをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 栗に対します肥料の助成ということでございます。昨年度までは購入額の2分の1、上限1万円としていたところでございますけれども、栗の生産向上委員の方と一緒に現場を回ってですね、この栗園がどういうのが足りないかと、もっと収量を増やすにはどういうことをしたらいいかということの一つ一つ検討していただいたところでございます。その中で、剪定不足、足りない、それと肥料の施肥が足りないということを知りましたので、それに対しまして、肥料をもっとやってほしいということで、今回の肥料の助成の増額としたところでございます。購入額の80%で上限なしとしているところでございます。

肥料の種類としましては、二つに絞っております。一つは、「粒状熊本栗有機特号」という肥料と、もう一つが「有機栗一発」という肥料でございます。この2種類は、実際の生産農家であります栗生産向上委員の皆さんの意見を取り入れながら、限定させていただいたところでもあります。これは現在JAで販売されております。これは今までですね、どういう農家の方に、もちろん肥料の助成金の増額もありますけれども、今までこの肥料の申請の際に、いろいろな民間の会社とか買って来られたら、領収書を添付してもらわないと、こちらでも金額が把握できないということもありました。申請される農家の方も、ちょっと手間が要って申請されない人もいらっしゃるということも知りましたので、農協に絞らせていただいたということでもあります。これによりまして、村から農協のほうに確認しますと、金額が一発でわかるということですので、領収書の添付は省略させていただきたいというふうに思いますので、申請がスムーズになるのかなということも考えて、この2点に限定をさせていただいたところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） それでは、以前の肥料を購入して補助金をしてもらっていたということは、もうできないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 29年度に限りましては、土壌改良としまして、この肥料の二つに限定させていただいたということであります。今年度改正しました要綱の中に、その都度年度で、その肥料の種類を決めることができるというふうに設けておりますので、来年はこの二つに加えてもう一つ出てくるかもしれないということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 栗がですね、落下、落ちるときにですね、下のほうに収穫ネットて青いやつがありますけれども、あれを張るとですね、鳥獣がですね、対策にして非常にいい効果が出ると聞きましたが、このネットの補助なんかはどうかできないでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 収穫ネットの設置に対します補助ということでございますけれども、現在のところ、収穫ネットに対します補助の制度は制定をいたしておりません。ただ、現場の状況もありますけれども、この栗の増産、そして品質向上、有害鳥獣の防止対策、そして労力の省力化と、これを図る上で必要であるという意見がありましたらですね、生産者であります栗の生産向上推進委員の皆さんと協議しながら、設置に対します補助に向けて、ちょっと検討していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 検討のほどをよろしく願いしておきます。

山江村村議会ではですね、先日、8月29日から31日まで、和歌山県の北山村と九度山を産業視察に行っていました。北山村の人口は約450名、本州で一番少ない村の三重県と奈良県に接する飛び地の村であり、観光では筏下りとか、幻の果実と呼ばれるじゃばら、これはユズに似たような柑橘系の栽培をしておられました。地域活性化事業の主体として大きく牽引していて、ふるさと納税では7億円もの納税があるそうです。山江村では万江地区と同じような感じがいたしました。役場職員がですね、22名、村長、教育長、1名ずつ、新規採用が2名、雇用が2名、計28名で、一職員が二つから三つの課を担当し、従事している様子でした。

また、九度山町については、真田幸村の地であり、NHKで放送があり、「幸村いざ決戦の地へ」ということで名高い観光地になり、平成28年には約176万人の観光客が来られたと驚きでしたが、私たちの研修にも町職員がですね、全員で出迎えてもらい、感謝でありましたが、少し照れくさい気もしました。この地域は富有柿が日本一だそうです。京阪神を中心に、関東地方に出荷されていて、

果実の90%は柿で、富有柿の甘柿が42%、残りは58%が渋柿だそうです。それが生産されていて、柿の木オーナー制度を導入しておられました。資源化志向にする募集もされている様子でした。九度山町はあまり補助金は出していないということで、町では九度山町柿の里振興公社を設置、個人での販売と農協、公社への出荷で販売高を高め、農家の収入を1,000万円の目標としたそうです。

やまえ栗として名前を誇っていましたが、山江は現在、JAに大半が出荷しておられます。球磨栗として全国に出ております。やまえ栗の名前は薄れつつあります。物産館を中心に集荷、出荷をし、山江独自の選別機械の導入やペーストにする機械の導入はないものか、お聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今後の政策を含めた質問でありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。北山村、それから九度山町の話は、また議員の皆様方大変お疲れさまでございました。先進地に行かれながら、いろんなことをですね、学ばれて、その報告も私受けまして、私自身も刺激を受けているところであります。いわゆる先進地であろうかと思えますけれども、全国各市町村には、それぞれですね、その風土に応じた地域資源、柿の高いそういう品物がある。その品物を富有柿だとか、じゃばらというユズ科、柑橘系ですね。だとか、そういう品物をいかに売り出すかというようなことが大事ですし、それがふるさと納税7億円と今おっしゃいましたけれども、成功例の一つであろうかと思っております。

山江村は、幸いにもと言いますか、本当に昭和52年だったと思えますけれども、天皇陛下に栗献上以来、栗の生産が活発になりつつですね、本当に日本一の栗として、皆さん方、生産農家の方、山江村の方々が誇りとしてきたものであります。そういう栗がありますので、この栗を山江村の特色ある地域資源の一つとして、しっかり売り出していくということが求められているんだろうと思います。現在、100トン前後のですね、生産量では、とてもブランディングできるとか、今ふるさと納税もですね、「山江の生栗をください」、ふるさと納税も27年度までは90万円ぐらいだったのが、その栗とか何とかを出して、それからインターネットを使ってやりましたら1,000万円を超える伸びを示しておりますし、今一番多いのが「生栗をください」、台風がちょっと心配ですけれども、それが一番多いわけでありまして、しっかりとしたその供給体制といいますか、量の確保ができれば、生栗でももっともっと儲けることができると思いますか、出荷できるというようなことを目指しながら、300トンを目指そうというようなことを言っているところでございます。

そのやまえ栗の件ですけれども、実はこれはしっかり私たち認識しておかなく

てはいけないのはですね、農協が合併してJA球磨になった、栗を集荷した時点からですね、やまえ栗という名前はなくなっておりました。なくなっていたんです。一部でわれわれやまえ栗、やまえ栗とって、そのやまえ栗を求められる方もあったんですけども、やまえ栗として出したものもあったんですが、市場からはやまえ栗という名前は消えたわけです。そのやまえ栗を復活したいという旨で、実は3年前ですね、これも二度か三度、この議場でしゃべっておりますけれども、JAの組合長と担当と、それから市町村長とですね、そのお茶と栗についての協議の場を、これは振興局の音頭で取ってもらいました。私も実は農協は農協のほうで「やまえ栗はわかりますけれども、できるだけ農協のほうに出荷をしてください」ということを一生懸命おっしゃいます。「その代わり、やまえ栗は別に選果をしてやまえ栗として必要とする分はこちらに供給してください」と申しました。という方法でやっているところでありまして、実はその折にもですね、「やまえ栗はやまえ栗として、選果場をつくりながら集荷したいんだ、本音は」と言いましたら、農協のその付近の、農協とけんかするという言葉はおかしいんですが、そのやり方の相違があったわけです。そういうやり取りの中からですね、当時の振興局長が「じゃあ、人吉球磨は球磨栗とやまえ栗でいきます」と、そのときからやまえ栗という名前が復活したと私は認識しております。当然、やまえ栗の名前を使って、いろんな事業を起こしてきましたけれども、そういう中においてですね、今回、やまえ栗生産向上推進委員会、要するにやまえ栗を増産しよう、それから品質を良くしようという委員会、委員さんたちを20名委嘱した折にですね、ある委員さんから、こういう話をされたわけですね。「村長、これでやっとなやまえ栗と自信持って堂々と言っつごとなったですよ」と。今まで果樹研究会の中では、農協にぶら下がった団体だから、やまえ栗とは言いにくかった。「これでやっとなやまえ栗と言えます」というような、そういう生産者の方々もですね、認識をいただいたというようなことでございます。

選果場をつくる、ペースト工場をつくるということについての将来の展開でありますけれども、選果場の120トン程度の選果に対しては、選果場をつくるだけの採算性の面ではですね、果たして合うのかなという気もいたしております。もちろん、卵が先かニワトリが先かで、選果場をしっかりとつくった後に増産体制をしっかりとつくっていけという話もありましようけれども、しっかりとその増産の経緯を見ながら、その選果場の件については、また農協との話し合いも必要でありますから、やっていきたいと思っております。

それとペーストの話でありますけれども、青果で出荷いたしますと、先ほどは8,000万円という話をいたしました。ところが加工しますとですね、物産館で

10トン程度は加工しますが、5,400万円、栗まんじゅうとびっくり団子、要するに1トン当たり幾らになるんですかね。加工しますとですね、5,400万円になるわけですね。青果で出しますと100トンで8,000万円ぐらいにしかならないわけですけれども。やまえ堂があまり言うといかんとでしようけれども、1億円近くの売り上げがあるということでもありますから、やまえ栗についてはですね、総生産高は、青果で6,000万円と5,400万円と1億円で、2億円ぐらいの総生産高はあろうかと思います。その加工のほうをどう伸ばすか、どのように商品開発をしていくかということが求められていると思いますけれども、ペーストに関しては、その栗の加工品ですね、皆さんが欲しがるのはペーストでありまして、加工品の第1商品ですね。第1加工品だと思っております。今、ペーストについては、農協のクマレイをお願いして、やまえ栗を持ち運んで、クマレイをお願いして、例えばローソンから注文があるやまえ栗モンブランのそのペーストをですね、提供しているという状況でありまして、クマレイもある意味では委託事業でありますけれども、非常に面倒くさいというか、相当の量を頼みますのでというようなこともありますから、外部も含めてですね、自分のところでもペーストについてはですね、しっかり加工の原型でありますから、加工品の第1商品でありますので、1丁目1番地でありますから、そういうものはつくらなくちゃいけないんだろうということで、今いろんなところでいろんな情報をですね、集めさせてもらっているというところでございます。

やまえ栗の近い将来、それから今後のことはそのようなことで、一段階、一段階その場に応じて必要なものを、一気にというよりもですね、その段階に応じて考えていけたらと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 今、村長がお答えになりましたが、私もちょっと難に思いますけれども、苗木とか肥料とか、補助金などはですね、村から出して、今度はその製品になったやつはもうJAに持って行かれるような気がしますので、何か不具合な気もいたします。言わせたら、やまえ栗のブランドといいますかね、それをつくるにはやっぱり物産館を中心にして、入荷したり、出荷したり、加工したりして販売するのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

また、栗生産者のためにも一生懸命ご尽力とご協力をいただいているのは、大変村長に対してうれしく思っておりますけれども、山江村活性化支援交付金事業を活用して、27年度から講演会とか販売とか、栗商品の分析、乾燥機械の開発、それから28年度には、やまえ栗のパッケージ、それからパンフレットとか、真空調理及び冷凍保存技術開発とか、今年3年目には、やまえ栗商品のフランス展

開、海外に向けたパッケージ開発と、やまえのユズ商品のパッケージなどの開発のこれを目指して今年が3年目だというふうに思います。3年目で終了ということで、それに代わる交付金なんかは何か見つけていらっしゃいますでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 活性化交付金に代わる事業ということでございます。議員申されましたとおり、平成27年度から29年度までの事業交付金でございます。今年度で終了ということでございます。しかし、この交付金を活用しましてですね、いろいろな事業を進めてきましたけれども、交付金がもうないからこの事業は終了ということとはできないというふうに思っておりますので、この事業に対しましても続けていかななくてはいけないというふうな事業でございます。

この活性化交付金に代わる補助事業に対しましては、今のところ模索中というところでございます。これを今後、例えば県南フードバレー構想や地方創生交付金の補助金が受けられるような新しい事業のメニューを検討する必要があるというふうに思っておりますので、このことにつきましてもしっかりと模索もして、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 検討のほどよろしく願いしておきます。

フランス展開も悪いとは言いませんが、まずは国内商社など、やまえ栗の生産出荷量に当たった展開をしたらいいのではないのでしょうか。私はフランス報告会にも参加しましたが、生産者参加の大半がですね、65歳以上の方々が多く、終了後にいろいろな意見が出ていました。「フランスまで行ってなあ」とかですね、冷たい言葉もお伺いしましたので、これも一つ生産者にしてアンケートなんかも取っていただいたらいいんじゃないかなというふうに考えます。

9月1日の新聞で、「外国人就職農業への提案」ということで記載が出ておりました。記事の内容は、「人手不足で担い手が足りない農業分野に、外国人労働者を受け入れ、国家戦略特区を国に提案し、人材確保を後押しする多様な研究で人材現行制度で従事できない成果作業にも対処している」と記載がありました。外国人労働者は、原則農業に従事していけないのが年長3年間外国人の受け入れを認め、技能実習制度では、成果作業を除く農作業に従事している。またこれは農林業ですけれども、「国は6月の農業分野の外国人労働者に関し、特区に限り可能なように法の改正をした」と記載してありました。人材派遣などの派遣業者が、派遣先が外国人と雇用契約を結び農家に派遣する、農繁期が異なる各地を回り、植え付けとか収穫、伐採ですね、いろいろな手助けをする成果などに従事するようなことが書いてありました。

熊本地震、地震復興を対象に、「熊本型」と言って割り込みを後押しするというのがありました、山江村も名乗りを挙げる、要望される考えはないか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 外国人労働者をどう受け入れるかということでありましてけれども、じゃあどこが、誰が受け入れるのか、役場が受け入れて配るというわけにはいきませんので、そういう体制がしっかりあるのか。例えば、今回法人化した万江の里のほうでそういう要望があるのかどうかというようなことの状態を見ながら、その付近を考えるべきだと思っております。

それから、そのフランスの件がちょっと気になりましたので、申し上げますが、これは是非ご理解いただきたいのはですね、やまえ栗のブランディングの戦略ですね、戦略じゃないです。戦略であります。実はこういうことがありました、効果はですね。例えば、長野県小布施がですね、また栗の里でありますけれども、あそこには葛飾北斎が晩年をあそこで過ごしていろんな作品を遺しております。北斎館もあります。その北斎に焦点を当てながら地域づくりをずっと進められてきた。その小布施がどこで、いつ、どのようにですね、脚光を浴び始めたかというのは、やはりフランスのパリでですね、葛飾北斎展をやったんです。「それが何だ」という話なんですけれども、そのことが外部から非常に高い評価を受けたというようなことでもあります。

今回、議員の皆さん方と29、30、31、私も同行させてもらいましたけれども、あそこで山鹿市長に私会いました。それから、松村参議とあの中でも話をしました。向こうがおっしゃるには、「県内では山江村が一番元気がいいという評判ですよ」というような話を「じゃもんな」という話を松村参議されてましたし、山鹿市長は、「山江はまた元気よかことしよんな」ということを食堂で言われたということで、ある意味ではですね、そのブランディングの戦略は効果があっていると私は思っております。いわゆるですね、やまえ栗というのをやっぱり広く、ほかの人に認知してもらい、評価してもらい、大きなイベントであったらうと私は思っております。

そのことで、昨夜も実は錦のほうに出向きましたけれども、錦のほうでも「山江は頑張るな、よかな、山江の栗は」というような評価もいただいておりますし、外ではですね、ということをやっております。先ほど営業と現場の話をしましたけれども、それは営業の一環だと思っておりますし、しっかりやまえ栗のブランディングを図りながら評価を上げていく。そしてそれについてですね、しっかり現場のほうで生産者の皆様方がですね、その評価を受けながら増産していく、い

い品質の栗をつくっていくという繰り返しをですね、していけたらということでもありますから、戦略の一つでもありますからね、その付近がいきなり内なる山江村に影響があつてどうだというよりも、評価を上げるということでご理解をいただきたいと思いますので、これは議員の後ろにおられる栗生産農家の方々、また村民の方々にも申し上げたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 先ほどご質問の外国人労働者の受け入れはできないだろうかということでございます。これは栗ばかりではなくてですね、農業をされてる方、林業をされてる方も全般的に非常に忙しい時期がございます。現在でも本村におきましても、その忙しい時期に人を雇用しまして、雇ったりしてですね、されている農林家もございます。生産者が外国人の労働者を必要とされておられるかはわかりませんが、そういう声がありましたら、事業メニューを模索していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 人吉のですね、ある畜産農家では外国人がですね、5人から6人来ています。さっき村長が言われました「受け入れ体制をしっかりとしていかにゃわからん」ということで、そういうことも頭に入れて、一つ検討をしていただきたいなというふうにも考えております。栗に関しては、まだいろいろと課題がいっぱいあると思います。関係者とともに協議を交えながら、第一次産業から第二、第三、第四、第五、第六まで、しっかりと足を踏まえて、生産、加工、販売のスムーズなですね、流通になるように期待して、栗に関しての1点目の質問を終わります。

2点目でございますが、今年も自然災害で地震災害、火災など、多くの災害が全国に多発しております。7月に発生しました北部九州災害、改めてお見舞いを申し上げますとともに、早々の復旧をお願いしたいというふうに思います。

私どもも平成5年に発生した万江川の氾濫で、当時のことを思い出しました。いつ来るかわからない、この自然の状況であります。防災への取り組みを早めに対応をお願いしたいというふうに考えます。また、今年もですね、全国的に猛暑、35℃から40℃の暑い日々がありました。農作業や各仕事中に体調を崩し、搬送された方が多く、熊本県下で熱中症で搬送された方は1万5,000人あられたそうです。人吉下球磨消防組合の報告によれば、夏の熱中症で救急搬送した件数は消防組合管内で48件あったそうです。そのうちの65歳以上の搬送人員は18人で、山江村は3件だったそうですが、山江村ではケーブルテレビや防災無線などで「熱中症対策に注意をしてください」と、いろいろな対策で連絡はい

ただいておりますけれども、自分自身で体調管理はしていかなければならないのが現状だろうというふうに思います。

各公民館に空調設備、クーラーなどの設置はできないのでしょうか。災害避難、老人会の会合、各地区のスポーツ大会の懇親会など月々の常会もあり、空調設備がないため、館内は熱気で大変な状況にもあります。山江村公民館整備事業補助金としては、新築、改造、設立から15年を経過したものが対象で、最高300万円が限度ということで、各地区のところではスロープ、炊事場など、増改築をして利用があるものの備品に関しては補助が全然ないということを知りました。その備品に関して、全額とは言いませんが、2分の1とか3分の2などの補助の対象にはならないものかお聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 公民館への空調設備ということでございます。公民館のほうは教育委員会のほうが一応管轄をしております、先ほど申されたような補助金は、そちらのほうで取り扱っております。ご質問の内容が空調設備、備品購入ということでございますので、総務課のほうから少し説明をさせていただきます。

現在、山江村のですね、自然災害などの避難所として山江村地域防災計画におきまして、公民館、公共施設等を避難所、緊急避難所として指定をいたしております。先ほど申されましたように、今年も35℃を超える猛暑日であるとか、25℃を超える熱帯夜などが続いておきまして、体調を崩される方も多かったということでございます。こういった場合に、避難所として指定したところで空調設備がないということであれば、非常につらい場所で過ごすことになる、また体調を崩すことになりかと思っております。こういったことから、避難所等への空調設備の設置というのは、私どものほうもいろいろと事業がないかということで模索をしているところでございます。一番大きな山江村体育館につきましては、補助金を使って空調設備ができないかということで、今模索をしております、こういったものにつきましては、多額の予算を要しますので、補助金等を探しているところでもございます。

特に、各地の公民館につきましては、公民館で集会場等があるわけでございますけれども、その中で空調設備が設置されているのが、私どもの調査では7カ所ございます。こういったところにつきましては、ほとんど単独でやられているところもございまして、特別の積立金を使ってやっておられると。数年前から村のほうで実施しております山江村地域自立支援事業というのがございます。こちらの補助金を活用されて設置されたところもございまして、本年度もこの補助金につきましては、4月の区長会の折に区長様方へ説明を行っております。この中で、

地域住民の防災、防犯、安全の確保に関する事業とか、地域住民の福祉の増進に関する事業という項目がございます。こういったものを活用していただければ設置も可能でございます。29年度につきましては、一つの地区から「空調設備を付けたい」ということで申請が上がっておりまして、そちらのほうも今年度この事業で設置されるようになっております。この事業につきましては、予算総額が60万円ということで、一地区20万円を限度としておりますので、20万円しか出ませんが、こういったものを活用していただければというふうに考えているところでございまして、本年度はもう3地区決定いたしておりますので、来年度こういったものを活用しながら、空調設備を設置していただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 空調設備も山江村では7カ所あると聞いております。あるところではワンコイン式のクーラーも設置されているところもあるというふうに聞いております。日常生活のときも老人とか、地区の方も利用されていて、暑いときも集まり涼んでおられるそうでございます。休憩や憩いの場所として利用される様子でした。また、設置していないところもありますが、区長を通じながら、また課長のほうで一ついろいろな方法、手段をよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

これで、一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時00分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に1番議員、赤坂修議員より、1、山江村建築物耐震改修促進計画について、2、地域版防災マップについての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。1番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

○1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂でございます。2日に分けての一般質問の最後になりますが、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、1点目でございますが、1年前の平成28年9月の定例議会でも質問しておりますが、今回平成25年に策定された山江村建築物耐震改修促進計画が改定され、山江村のホームページに掲載してありますので、計画の内容について伺いをいたします。

今回改定された建築物耐震改修促進計画の中に、計画策定の必要性として、「平成28年4月に熊本地震が発生しておりますが、今後も日奈久断層帯南部の地震や南海トラフ沿いの地震をはじめ大きな地震の発生が憂慮されており、いつ、どこで大規模な地震が発生してもおかしくないとの認識のもと、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要がある」と明記されております。

人吉球磨にも、今後30年の間に大規模地震が発生する確率がやや高い人吉盆地南縁断層があることはご承知のことだと思います。最近では、7月に鹿児島市で震度5強、熊本阿蘇地方で震度5弱の地震が発生しており、9月8日には秋田県で震度5強、熊本市でも震度4の地震がありまして、耐震化の推進については、具体的な支援策を示し、積極的に進める必要があると考えます。

そこで、今回改定された促進計画は、平成37年度までの10年間と長期計画となっております。上位計画である熊本県の耐震改修促進計画を基本に策定されたと思いますが、前回の促進計画と住宅戸数や耐震化率の数字は変わっておりますが、内容についてはほとんど変わっていないようであります。現実には甚大な被害が出た熊本地震を経験した後の促進計画として、村民の方が耐震化に向けて積極的に意識していただけるような独自の支援策、取り組みなどを具体的に示していただきたかったなと考えたところであります。

前回の一般質問では、耐震化率については、「平成25年3月末時点では、耐震性があると思われる住宅505戸で耐震化率40%であったが、平成28年3月末では512戸、40.3%で、わずかではあるが耐震化率は向上した」との答弁でありました。今回の促進計画の4ページにある村内住宅の耐震化状況（表3、表5）の内訳の表で、平成25年度では村内住宅戸数が1,272戸でありましたが、今回の促進計画では1,714戸で、前回より442戸増えております。耐震性があると思われる住宅についても962戸、前回より457戸増えており、耐震化率も56%と大幅に上がっております。8月末の村内世帯数が1,217世帯ということから見ても、あまりにも増えているなと思いますが、村内住宅戸数、

耐震性があると思われる住宅戸数などについて、どのような基準に変更されているのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の建築物耐震改修促進計画について説明いたします。まずは議員申されましたように、平成24年度に策定しました計画は28年度に計画の改定、見直しを行ったところでございます。項目ごとに新耐震基準以降の住宅、それから新耐震基準以前で改修済みの住宅、それから新耐震基準以前で耐震性問題なしの住宅、そして新耐震基準以前で耐震性不十分の住宅という分類に分けて調査結果を今回公表し、見直しを行ったものであります。

村内住宅戸数としては1,714戸となっております。今回の改定見直しで住宅数も増加しております。耐震化率も伸びたということで計画表には記載しているところでございますけれども、今回この住宅戸数につきましては、本村の固定資産の調書の家屋台帳からの資料を基にしているところでございます。以前の旧耐震改修促進計画では、住宅数は1世帯に1棟1戸ということでの戸数を計上しておりました。今回の28年度改定、見直しで行いましたところでは、各世帯の建物ごとの棟単位ということで、同一敷地内にある住居とする建物を全てカウントしたということでありまして、村内の住宅数が前回よりも大幅な増加となったところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 25年度、1,272戸の住宅で、今回の見直しで敷地内にある建物、これで住宅戸数ということですが、1,700軒の住宅戸数が果たして10年間の耐震計画でですね、見直して増えて、前回の質問で耐震化率43.3%ということだったのが今回56%に増えたということですね、どちらのほうか今後その村民の方の安全安心を守る上でですね、基準としてはどういうふうなかなというふうに考えます。今後しっかり精査をしていただきですね、検討をお願いしたいと思います。

次に、促進計画の6ページに、公共建築物の耐震化の状況として、多数の者が利用する施設として黎明館、保育園、小中学校、温泉センターなどの耐震化の状況が載っております。対象施設12施設のうち1施設が耐震診断未実施となっておりますが、この施設は14ページの表から、国登録有形文化財になっている時代の駅むらやくば、昭和12年建築で、平成17年に改修工事は行われております。現在は、指定管理者としてNPOの方で運営されておりますが、1階がレストラン、2階が研修室、簡易宿泊所となっており、1階にある農村レストランでは、地元の食材を使った料理を提供され、多くの方が利用されております。耐震

診断未実施ということで、今後診断の結果ではですね、耐震改修などの対応が必要になってくるかと思いますが、今後どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、議員お尋ねの時代の駅むらやくばの耐震化について、お答えをいたします。時代の駅むらやくば、旧山江村役場庁舎につきましては、先ほど議員が申されたとおり、昭和12年に地元産木材を利用して建築をされております。昭和54年の新庁舎移転後は、中央公民館として利用され、平成6年以降は文化財収蔵庫として活用されていまして。また平成10年には、国登録有形文化財に指定されている村の重要な施設であります。平成17年、都市と農村との交流拠点、村民の活動拠点として利用すべく山江村都市農村交流センター施設整備工事を行っております。この工事の設計段階において、建物自体が構造基準を満たしていない、いわゆる耐震基準に適合してないということが明白であったため、国登録有形文化財であることから、施設の正面外観の維持を優先しながら、筋交いをはじめ基礎などについても構造基準を満たす工事、いわゆる鉄筋工事とかですね、コンクリート工事、鉄骨工事、スリット新設工事などが施工されているということでございます。私も専門的な知識がないため、平成17年に設計施工管理をされました業者のほうにも問い合わせたところ、耐震基準の見直しがですね、昭和56年並びに平成12年に大きく変わってるということですのでけれども、そちらの基準を満たして設計をし、施工をちゃんとされてますということをお聞きいたしておりますので、時代の駅むらやくばにつきましては、耐震基準をですね、満たしているということでございます。

議員がご質問いただきました山江村建築物耐震改修促進計画にはですね、耐震未実施という施設になっておりました。こちらの記載のミスということでございますので、お詫びをしてですね、計画書の修正をさせていただきたいというふうに思っております。

これからも多くの方々に安心安全にご利用いただけるよう施設管理に努めていくところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、答弁いただきましたように、促進計画のほうの記載のほうですね、間違っているということで、多数の者が利用する施設については、12施設ありますけれども、全体的にですね、100%耐震化されているということで了解をいたしました。この耐震基準についても、先ほど課長のほうが申されました

ように、平成12年にですね、現在の新基準に改定されておりますので、その基準もクリアしているということで了解をいたしました。

次に、民間建築物で避難所となっている公民館についてお伺いをいたします。公民館については、11カ所のうち6カ所が耐震性がないと思われる建物、14ページに表に昭和55年以前に建築された建物として公表されておりますが、促進計画の中で、「耐震化への補助等を実施し、災害に備える体制の整備が必要です」と指摘されております。

現在、補助金制度としては、新築、改修等に要した経費の2分の1で、300万円を上限とした補助制度があるということですが、各地区高齢化、人口減少の問題があり、行政の更なる支援がないと耐震化は進まないと考えます。前回の答弁では、「財政状況等を考慮し、総合的に判断し、本村に適合した補助金交付要領を検討したい」という答弁でございましたが、地区公民館においては活動の拠点でもあり、中心施設でもありますので、公民館の耐震化は、村民の安全・安心を図る上で優先順位は高いと考えます。

この促進計画に沿って、積極的に村内建築物の耐震化を進めるのであれば、昭和55年以前に建築された6地区の公民館の新築、または耐震改修の要望があった場合に限り、特例として補助限度額の引き上げ等の優遇策の考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。今、議員申されましたように、山江村建築物耐震改修促進計画におきまして、この民間避難所といたしまして公民館が11指定されてございます。その中で、6つの公民館がですね、昭和55年度以前に建設されておりますので、この耐震診断、それからその結果によりまして改修が必要になってくるのではないかと考えております。

そこでですね、昨年、1年前の議会でも「検討する」ということで申しましたが、その後検討いたしまして、この本村の公民館を整備するための支援策といたしまして、この要綱をですね、山江村公民館整備事業補助金要綱を平成29年4月1日施行で制定をしたところでございます。その内容につきましては、先ほど申されたとおり、補助のメニュー、「新築、増改築は本体工事費の2分の1以内とし、一坪当たりの建設単価が35万円」。それから改修につきましては、「建設または改修後15年を経過したものを対象とする」ということで、「経費の2分の1以内で300万円を限度として補助をする」ということで、この内容につきましては、これまでと同様でございます。それからこの昭和55年度以前に建築された公民館については、この耐震化がですね、やはり地震等も予測されますので、

耐震化を図る新たな支援策が必要であるということで、公民館の安全性を評価するための耐震診断ですね、これに要する経費。それから、その診断の結果を受けて、安全な構造になるための耐震改修に要する経費の一部を補助することといたしました。補助率につきましては、ほかのものと同様に、耐震診断及び改修に要する経費の2分の1以内で、300万円を限度とするものでございまして、本年度から新たに追加した補助のメニューでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、耐震化に向けての補助制度のですね、4月1日付で改定をしていただいたということでございますけれども、是非広報誌等でですね、周知方、村民の方への周知がないと村民の方もわからないのですね、その辺のところ積極的な取り組みを希望いたします。

次に、促進計画の15ページに公営住宅の耐震化の状況が載っておりますが、新寺の下住宅、建築年度が昭和48年、林田団地、建築年度が昭和49年ということで、昭和55年以前の建物になりますが、この促進計画では、耐震改修工事等の対策がされているということだと思いますが、耐震化有となっていると思いますが、林田団地においては2階建てでもありますので、再度確認を求めたいと思います。

促進計画の9ページの基本施策の取り組みで、費用の削減として、「村では耐震化への取り組みに対して、できる限りの支援を行うという基本方針を基に、耐震診断、耐震設計、耐震改修に要する補助の実施を行う」となっておりますが、28年9月の定例議会で、球磨郡市の耐震化診断、耐震改修の補助金の取り組み状況を紹介しながら質問しておりますが、答弁では、「国・県が進める耐震化計画に合わせた社会資本整備総合交付金事業を取り入れながら、耐震診断及び耐震改修事業補助制度の制度要項を制定し、29年度から進めたい」との答弁でありました。

また、促進計画の11ページに、計画の実現に向けてとして、耐震化の検証の項目として、「住宅については、各年度の耐震診断補助事業、耐震設計補助事業、耐震改修補助事業の実績を基に、進捗状況を確認します」となっており、耐震化の進捗状況の確認資料にもなっているようであります。

そこで、耐震診断、耐震改修等に対する補助金交付要領の作成状況について、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、診断の補助金要領の作成状況ということでございますけれども、議員申されましたように、本年度から本村は耐震化へ向けての支

援に取り組んでおるところでございます。まず、本村で行っております要項につきましては、山江村戸建木造住宅耐震診断事業補助金要綱と耐震改修事業補助金要綱の二つを制定しているところでございます。

まず、戸建木造住宅耐震診断事業につきましては、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、山江村建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断を行う者に要項を定め補助金を交付するものであります。主な対象としましては、村内に在住する戸建住宅で現に居住している者。また、昭和56年5月31日以前に着工したものなどを対象と認め、経費はその対象経費の3分の2以内の額を補助金額とするところで、1戸当たり13万円を限度として交付するものでございます。

また、住宅耐震改修事業につきましては、戸建木造住宅耐震診断事業に基づき耐震診断、それから同等の耐震診断と認められたものが対象となり、その対象経費は国の要項に定めた費用を上限とし、補助金1戸当たり60万円を限度として交付するものであります。

いずれも国の社会資本整備総合交付金事業に基づき、今年度4月1日から施行をしているものでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 耐震診断、耐震改修事業補助金交付要綱については、平成29年1月20日施行で4月1日から実施をしておられるということで説明をいただきました。耐震診断補助金については、どちらも改修につきましても対象建物としては昭和56年5月30日以前に着工した建物となっております。診断事業につきましては、国の定める経費以内で1戸当たり13万円、耐震改修費につきましては、国の要綱に定める費用の補助限度額が60万円を限度ということで説明がありましたけれども、これは7月27日の人吉新聞に、「人吉市は震災に備えた地震防災マップの改訂版を全戸に配付した」ということで、「校区単位の住民説明会をはじめ木造住宅の耐震化を呼び掛けた」という記事が載っておりました。

先ほども申しあげましたけれども、山江村戸建木造住宅耐震診断事業補助金、耐震改修事業補助金についても広報紙での周知、また耐震化をですね、積極的に進めていくというような促進計画を立ててありますので、本村でもですね、5月から6月にかけて行われた村政懇談会でもですね、住民の方への資料の配付等を行ってですね、直接説明されたほうが良かったのではないかと思いますので、今後積極的な取り組みを期待いたします。

次に、本年度予算でございますけれども、29年度当初予算には住宅建築物耐震改修補助金として80万円が予算計上されておりますが、平成29年度も上半

期は終わろうとしております。住宅建築物耐震改修補助金の利用状況等について、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。本年度から先ほども申しましたけれども、4月1日から施行しているということで、当初予算のほうに予算を計上しているところがございます。今回定めた要綱につきまして、住民の皆様方に周知が確かに行き届いていないということも認識をしているところでございます。この制度につきまして、現在のところ問い合わせ等もまだ1件もないところがございます。議員申されましたように、今後もですね、広報、それからケーブルテレビを利用して、周知を図りたいと考えているところがございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 29年度予算にですね、計上されたということで上半期利用がないということでもありますけれども、下期はですね、是非村民の方への周知広報に努めていただき、予算の消化ができるようにですね、期待をいたします。

8月16日の熊日新聞に「木造耐震診断で新手法」という見出しで、「日本建築防災協会が木造建築物の耐震診断について、所有者自身の確認作業を取り入れた新たな耐震診断の手法を開発した」ということで、四つの項目として、「チェック1、家の形状は整っているか。チェック2、柱と梁の接合部に接合金具が使われているか。チェック3、1階の外壁面で、窓やドアなどの開口部のない壁の長さの割合は3割以上あるか。チェック4、外壁、屋根、基礎などは劣化していないか。以上4点をチェックし、問題点が1点以上見つかった場合、外壁や基礎などの写真や図面を建築士などに提供すれば、現地調査なしで耐震診断が受けられ、従来の耐震診断より費用が約3分の1程度に抑えられる。このチェック項目をまとめた冊子は市町村で配付している」と載っております。この新手法は、これまでの耐震化促進の対象建物は、昭和56年6月以前の建築についての議論でありましたが、今回の新手法の建築物は、熊本地震で特に倒壊が多かった平成12年6月以前の木造建築物ということで、先ほど申しましたけれども、現在の耐震基準は平成12年に改定されておりますので、それ以前の木造建築物ということで、対象範囲が大変広がっております。

今後いろいろな見直しも出てくるのが予想されますが、補助金交付要領も制定していただきましたので、建築物耐震改修促進計画に沿った年度ごとの検証もしっかりとしていただき、耐震化率向上に向けての対策、また住宅の改造、改修補助金については企画振興課、健康福祉課、産業振興課の地元産材利用に対する補助等がありますので、各課連携を取りながら、耐震化向上に向けて積極的な取

り組みを期待いたします。まず、1点目を終わりますけれども、次に2点目に移りたいと思います。

次に、地域版防災マップについてということで質問しておりますので、よろしく願いいたします。役場のホームページに、地域版防災マップを作成しましたということで、現在7地区の地域版防災マップが公開されております。地域版防災マップの作成事業については、27年度が2区、3区、8区の3地区、事業費約62万9,000円、28年度は1区、7区、9区、13区の4地区、約72万9,000円の事業費で作成されておりますが、作成が済んでいる7地区の防災マップについては、各家庭への配付まで済んでいるのか。また、平成30年度で16行政区の防災マップができ上がりますが、どのような活用を計画されているのか、併せて伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 地域版防災マップの件でございます。本村におきましては、議員申されましたように、これまで平成27年度に3地区、28年度に4地区と7地区の作成が終わっております。これにつきましては、全戸に一応該当する地区ですね、には配付をいたしております。また、さっき申されましたように、ホームページにおきましても掲載をいたしております、地区外の方も見れるようになっておりますし、またプリントアウトして備えることもできるようになっております。

また、この活用方法でございますけれども、現在、災害等が多いということから、自主的に地域において、避難訓練、それから敬老会等において防災講話等を開催しておられる地区がございます。本年度につきましても数地区そういったものを開催していただいておりますので、そのときにこういった防災マップを活用いたしまして説明会を行っております。この防災マップにはいろいろな災害時の対応の方法とか、日ごろからどんなものを備えておればいいのかというふうなですね、そういった防災情報も掲載いたしておりますので、災害時だけでなく、日ごろからそういった備えが学べるというふうなものになっておりますので、そういったことで各家庭にお配りをしまして、十分活用していただきたいというふうに考えております。

また今後、あと残された地区につきましても年度ごとに作っていくわけでございますけれども、これは現在、球磨川の防災・減災の補助金を使っておりまして、最終年度終わりましたら、山江村全体を合わせまして全体のマップにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 16地区完成後には全体的な防災マップを作成したいということで、承知いたしました。ホームページに「地域版防災マップとは、各地域ごとに河川が氾濫した場合の浸水想定区域や土砂災害の危険がある土砂災害警戒区域等を明記するとともに、住民自ら地域を巡回し、発見した危険場所を記載するなど、地域の実情に合わせて作成した防災マップです」という説明がなされております。公開されている7地区の防災マップを比較したときに、3地区の防災マップについては、主要施設や消火栓、防火水槽等は記載されておりますが、地震の場合に避難道路や緊急自動車が通行する道路を倒壊してふさぐ恐れがあるブロック塀や石垣、崖地等の記載が少なく、地域の実情を反映した防災マップになっているのかなと私は感じました。

防災マップの作成方法としては、住民自ら地域を巡回し、発見した危険箇所を記載するとなっておりますので、地区を回られた方が危険箇所ではないと判断されたのであればですね、このような防災マップになると思いますが、行政側としては防災マップをつくる事前準備として講習会等を開催され、指導されていると思いますし、地域の方と一緒に巡回して作成されると思いますので、地図上に記載する構造物、危険箇所など、各地区統一した内容の地域版防災マップになるようにですね、助言、指導が必要ではなかったのかなと私は思っております。全地区出来上がってから全体的な防災マップを作成されるという計画もありますので、3地区の防災マップについては見直しが必要ではないかと思うところですが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 地域版防災マップにつきましては、本村におります危機管理防災監が専門で担当いたしております。各地区に出向きまして、事前に防災マップの必要性であるとか、その効果等について説明をいたします。その後、町歩きと言っておりますけれども、各地域を回りながら危険箇所を点検をいたします。先ほど申されましたように、危険な箇所、それに避難所、避難経路の確認、消防水利、消防詰所の位置、過去に災害があった箇所等を図上に落としていくと。さらには古いブロック塀ですね、先ほど申されましたような災害の場合にふさがれるであろうというような箇所、それに狭い道、行き止まりですね。こういったものを総合的に点検をいたしまして、確認しながら地図をつくるということになっております。

そういったことで、地域の方々が危険だということで認識をされたところを上げていくわけですが、やはり今申されましたように、抜けている箇所もあるかとは思っております。こういったものは随時地域です、消防団等を中心

にしながら、見直しをやっていただきたいと思っておりますし、最終的に全地区合わせたものをつくるというふうに考えておりますので、そういったときに再度地域を回りまして、不足している部分があればそのときに補いをする、修正をするということで一応考えております。

これにつきましても予算を伴いますので、補助事業等を活用したいなというふうに考えておりますけれども、先日、球磨川流域の減災・防災の補助金のヒアリングの際に、最終年度つくった時点で全体を合わせた防災マップをつくりたいということで、そのあたりの補助金の相談もいたしておりますので、そのときには山江村全体を網羅した現状に合った修正版ができるのではないかなと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 対応方よろしくお願ひしたいと思います。

次に、地区の住環境や自然環境が変わったときなど、今後定期的に見直しをして、実情に応じた防災マップに更新していく必要があると考えますが、防災マップの更新の時期についてはどのように考えておられるのか。また、27年度から30年度までの事業については、補助事業を活用されておりますが、今後更新していく場合の事業費については、どのように考えておられるのか。地区の負担が発生するのか、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 現在、7地区を完了いたしておりますして、本年度4地区、その後残りの地区を整備するというにしておりますして、30、31年度ぐらいまでは引っかかりかなということ考えておりますけれども、その後、先ほど申しました全体のマップを作成予定でございます。こちらのほうで修正版をつくらうというふうに一応考えております。この点につきましても、補助金を充てるように今計画をいたしておりますので、地元負担というのは今のところは考えてはおりません。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 防災マップの更新については、この防災マップというのが各地区が主体となってやっていくということですね、私としては地区の負担が出てくるのではないかと感じておりましたが、今後も役場の事業としてですね、取り組んでいただけないということ、自主防災組織を中心とした地域の防災意識の向上、啓発については、まだまだ関心が薄いといひますか、行政側の指導、助言がないとですね、進まないと考えますので、今後も継続的な支援、取り組みを期待いたします。

次に、地域版防災マップには、災害時に自力で避難することが困難な災害時要支援者の情報を書き込むとか、地区内で要支援者の情報を共有する取り組みも必要になってくると考えるところですが、平成23年の東日本大震災においては、被災者全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍になるなどの調査結果が出ております。こうした教訓を踏まえて、国においては、災害対策の強化を図ることを目的に、災害対策基本法が改正され、円滑かつ安全な避難を確保するため、市町村に避難行動要支援者の名簿作成が義務付けられ、名簿を消防機関や警察、民生委員、自主防災組織など支援機関にあらかじめ提供することについては、本人の同意が前提ではあるが、災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、同意がなくても必要な個人情報を提供できるように改正されております。

本村においても、山江村地域防災計画書に避難行動要支援者対策として、避難行動要支援者の把握に努め、避難の支援や安否の確認、生命または身体を災害から保護するための措置を講ずるなどの四つの項目が示されております。

そこで、本村における避難行動要支援者の対象人数と平常時から名簿提供に同意されている方の人数、名簿の提供先、また名簿と一体して重要な、どの要支援者を、誰が、どのように避難させるかという避難支援に関わる個別避難支援計画の策定状況、以上4点についてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。避難行動要支援者につきましては、平成27年6月議会、それから28年の6月議会と毎年質問をいただいております、本制度の周知に大変ご協力をいただいておりますことに感謝いたします。

避難行動要支援者の対象人数は、29年3月31日現在で428人、名簿情報提供同意人数は35人、8.2%となっております。名簿の提供先につきましては、民生委員・児童委員、山江村社会福祉協議会、避難支援者、消防署、山江村消防団、自主防災組織、警察署、村の関係部署となっております。個別避難支援計画の策定状況につきましては、同意をいただいた35名につきましては、作成しておりますが、ほかの名簿登録者につきましては、情報等がまだ不足していることでもありますので、完全に計画を作成しているという状況ではございません。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今答弁をいただきましたが、同意をされている方が対象者428名のうち35名ということで、割合としては8.2%になりますが、私としては

非常に少ないように思います。先ほど名簿提供先として答弁いただきました民生委員、消防機関、警察などの村が指定する支援機関に避難行動要支援者として登録をしておけば、いざというときに、本人はもとより家族の方においても心強いのではないかと私は思うのですが、同意をしていただけない要因としてどのようなことがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。災害時避難行動要支援者の名簿の同意につきましては、特定個人情報や身体等に関する情報が含まれているということから、関係機関への事前情報提供の同意を得るのが非常に難しい状況であります。しかしながら、災害が発生した場合、生命が危険にさらされる事態となるわけでありますので、事前に関係機関が情報を把握している場合のほうがより迅速に、的確に避難や救助等を行えると考えておりますので、避難行動要支援者の対象者に対しまして、制度の重要性を理解していただくよう働きかけを行うと同時に、提供先の関係機関での情報管理の徹底を図っていただくよう働きかけを行いたいと考えております。

今後は、さらに制度についての広報周知を行うとともに、対象者名簿の更新の際などに合わせ、情報提供の同意について、ご本人やご家族のご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今後の方針についてもご説明をいただきましたけれども、それぞれ個別の案件ということでですね、いろいろ問題があるようでございますけれども、個人情報保護法ということがよく言われますが、災害時には何を優先させるべきか、プライバシーなのか人の生命なのかと思うところですが、総務省のですね、平成28年4月1日現在での避難行動要支援者の避難行動に要する取り組み状況調査によりますと、避難行動要支援者のうち事前に支援機関に名簿情報を提供している割合として、山江村はこれは28年4月1日現在ですので、対象者440名のうち36名、8.2%となっておりますが、錦町、多良木町、湯前町、水上村、五木村、球磨村、あさぎり町は、100%事前に支援機関に対し名簿を提供されております。人吉市が69.7%、相良村が37.9%となっておりますが、この調査の中の人口に占める避難行動要支援者の割合については、山江村は440名で12.9%となっておりますが、相良村が1.5%、錦町1.8%、あさぎり町4.6%、人吉市4.9%、多良木町5.5%ということで、非常に少ない数字となっておりますので、避難行動要支援者の捉え方がですね、山江村と違うのではないかと考えると

ころですが、この調査結果については把握されておられるでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。先ほど赤坂議員が申されましたとおり、総務省のほうで調査されました避難行動要支援者の名簿作成の取り組み状況調査結果というのが出ております。この中で先ほどありましたように、他の町村ではですね、100%同意取得を取って、提供しているところの数値が上がっているところがありますが、うちのほうで確認をさせていただいたところではですね、山江村の場合はですね、対象者の把握については、健康福祉課の中ではですね、身体障害者であったり、高齢者の介護、要支援者とか、そういったものが一元的に把握ができる場所ではありますが、大きい市町村におきましては、名簿登録の申請があった方を対象者として登録を行い、そのときに同時に名簿の提供の同意もいただいているということで、全ての対象者を把握しているという状況ではないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 一応了解をいたしました。これはホームページにちょっと載っておったんですけども、要支援者の登録についてはですね、「随時受け付けをしております。健康福祉課の窓口へお越してください」と載っておりましたが、この同意取得については、もう個別訪問等は現在ではされておられないということでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。現在は個別の訪問は行っておりませんが、これからいろんなときにですね、併せまして、個別の訪問を行いながら、制度の理解と同意取得に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。私は避難行動要支援者の方のですね、名簿情報提供については100%同意を取るということを前提に申し上げるところですが、山江村災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱も平成27年4月28日に制定されております。この要綱の中の特に第1条の目的、第8条の地域支援者の責務としての守秘義務等をですね、個別訪問により誠意を持ってご説明いただければですね、理解をいただけるのではないかと思いますので、今後積極的な取り組みを期待いたします。

最後になりますけれども、災害対策基本条例、この条例は山江村にあるのか、それについてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいまご質問の山江村における災害対策基本条例は、現在のところは制定はいたしておりません。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今条例は当村にはないということでございますけれども、国の災害対策基本法第49条11、2項に、「市町村長は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについては、本人の同意が得られない場合はこの限りではない」となっておりますが、内閣府の平成25年8月の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針の中に、「避難支援と要支援者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものにするなどの観点から、本人の同意がなくても、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を災害対策基本条例等で別に定める場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないとしているので、当該市町村の実情に応じ、必要な対応を検討されたい」ということで載っております。

避難行動要支援の対象者については、29年3月末で428名、人口の12%に当たります。その中で災害時要支援者として情報提供に同意されている方が、先ほどの答弁から35名、8%と少ない現状を考えると、支援機関での情報の共有や日ごろからの要支援者との交流や見守りは、いざ災害が発生した場合に非常に重要だと考えます。

そこで、平常時でもですね、消防機関、警察、自主防災組織などの支援機関に要支援者の情報を提供できるように盛り込んだ災害対策基本条例を制定する考えはないのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 条例の制定でありますので、私のほうから答弁をさせていただきます。山江村の場合は、現在、災害対策基本法に基づきですね、山江村地域防災計画をつくっております。これは防災会議の中です、関係者の区長、消防団長等々各種団体の方々、議会からも今年は議長が欠席でしたので、西議員に出席いただいているところでありますけれども、そういう中で、ことこまめにですね、その防災体制の説明をさせてもらっております。山江村災害対策本部等の

設置、また運営マニュアルと、また山江村の危機管理規定基本マニュアル等を策定しておりまして、特に今日もですね、台風が18号が接近しておりますので、各関係者についてはですね、そのマニュアルに則った準備をしておくようにとっておるところでありまして、大体これに応じて、その防災的な動き、タイムライン的な動きはできるのかなと考えているところです。

それで、地域における豪雨災害、また地震等々における避難行動は、先ほど地域防災マップの中で話もあったところでありまして、ただ、そういう要支援者がおられるという場合について、災害基本条例があれば、ある意味役場のほうの執行権でですね、そういう方々の救助ができるという意味に私聞こえておったわけですが、ただ現場をちょっと見てみますとですね、243名中36名だったですかね。というような規模ではありますが、小山田というか、私の住む地域、議員が住まれる地域におかれまして、ひとり暮らしの高齢者の方が2人おられるのかな、というふうに私ちょっと考えてたんですが、その方々をじゃあ、要支援であろうとなかろうと、希望なされてなくてもですね、有事の際はやはり地域コミュニティの中でですね、しっかり誰かがそういう手立てをするものだろうと思っております。そういう良さがまだ山江村には残っておろうかと思えます。都会になりますと、個人情報保護条例の関係で、プライバシーにはもう触らんほうがいいということで、隣は名前も知らない、誰が住むかも知らないというような状況がある中において、しっかりとしたその法の定めも必要になってこようかと思えますし、果たしてその付近の必要性が本当にというようなこともございます。

ただ、当然その災害基本条例を定めてある自治体もあろうかと思えますので、しっかりその状況を見極めながら、それぞれの義務あたりもですね、書いてあろうかと思えます。目標であったり、理念であったり、長期的な政策をどうするかだとか、手続きをどうするかだとか、組織、予算とか制度あたりもですね、当然定めなくちゃいけないと思えますし、それぞれの人が担う義務についても定めるというようなことになろうかと思えます。

そういうことも含めてですね、現場をちょっとしっかり勘案させてもらいながら、必要とあればまた先進的事例もですね、しっかり研究させてもらいながら、また議会のほうにもそのときには相談させていただきたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。昨年の4月に熊本地震が発生しておりますが、熊本地震で被災された市町村の職員への聞き取り調査というのがあります。避難行動要支援者名簿についてはですね、「避難行動要支援が必要な住民の安

否確認等行うのに有効だった」「今回の地震で名簿の重要性に気付いた」「今後、個別計画の策定を進めていきたい」「より多くの対象者の事前同意を得て、名簿を平常時から避難支援等関係者に提供していれば、もっと活用できたのではないか」というような声が出ているそうであります。

先ほどの答弁からですね、現在の活動といたしましては、社会福祉協議会、民生委員及び地域見守りネットワークによる安否確認や情報伝達体制の強化により対応できるというふうな、私はもうそう受け取ったわけですが、要支援者ですね、丁寧な説明が前提ではありますが、消防機関や警察、自主防災組織との平常時からですね、要支援者情報の共有は重要であると考えます。村民の生命または身体を災害から守るという立場からですね、二重、三重の備えが必要であると思いますので、避難支援に必要な範囲内での名簿情報提供についてですね、積極的な取り組みを期待いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後 1 時といたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、議事日程順に、質疑、討論、表決を行います。

発言については、山江村議会会議規則第 5 3 条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第 5 4 条（同一議題の質疑の回数 3 回）の規定と、同規則第 5 5 条（発言時間制限 60 分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。

なお、3 回を超える場合は、第 5 4 条の但し書きにより議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

日程第 2 事件の訂正請求について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第 2、事件の訂正請求についてを議題とします。

村長から同意第 3 号及び同意第 4 号の事件の訂正請求書の提出がありました。提

案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議長より説明の機会を与えていただきましたので、内容についてご説明を申し上げます。同意第3号、第4号の人事案件でありますけれども、今議会初日の9月6日に提案をいたしました同意第3号、第4号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてでございますけれども、議案文中の「次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める」と記載をしておりましたが、正式には「次の者を山江村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める」が正解でございます。いわゆる「審査」の文字が記載されておりませんでしたので、お詫びを申し上げ、ご訂正方よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） お諮りします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求については、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、事件の訂正請求については許可することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第34号 山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第3、議案第34号、山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第34号、山江村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

**日程第4 同意第3号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求め
ることについて**

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、同意第3号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので起立採決といたします。本案を可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（秋丸安弘君） 起立全員です。したがって、日程第4、同意第3号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第5 同意第4号 山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求め
ることについて**

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第5、同意第4号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件ですので起立採決としたいと思います。本案を可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（秋丸安弘君） 全員起立です。したがって、日程第5、同意第4号、山江村固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 認定第1号 平成28年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第6、認定第1号、平成28年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 28年度の一般会計の決算書について質疑いたします。ページは44ページです。この中に道路橋梁費道路維持委託料とありますが、この内容について、ちょっと説明してください。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、道路橋梁費道路維持委託料についての質問でございます。内容につきましては、村が管理する村道等の維持費に使っておる委託料でございます。内容につきましては、村道路線の除草作業、それから支障となる支障木、それから護岸雑草等々の支出でございます、金額の1,027万9,220円を支出しているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 道路の維持管理ということでございます。非常に今、山江村道路網が広がっておりまして、延長も長い。そして奥地は高齢化を迎えているということで、この道路は生活、暮らしに欠かすことのできないものであります。確かに需要が大変高まっていますので、この1,000万円ちょっとの予算で十分住民の要望になっているのか、予算が立っているのか、もう少しほしいのか、そういう点をどう考えていらっしゃるか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、さらに内容を詳しくということでございますけれども、道路維持につきましては、村道それぞれ河川等いろいろあります。内容につきましては、今回、除草作業についてが450万円ほど支出しているところでございます。それから、支障木も400万円近くということで支出しているわけですが、除草作業についてがですね、なかなかその作業内容によって作業と委託料が伴わず、地区の皆様にもちょっと支障を来しているかと思っておりますけれども、ここをですね、29年度におかれましては、議員ご承知のとおり若干金額を上げておりますけれども、28年度につきましては、地区の皆様にも多少のご迷惑を掛けたと認識しているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 村道路線の維持管理につきましてはですね、集落内においてはですね、集落での作業をお願いしているところでもあります。

ただ、議員もご案内のとおりですね、非常に高齢化も進んでおり、非常に厳しい状況にあるので、村のほうで何とかお願いをしたいというような意見もあちこちから聞こえるようになりました。そして支障木につきましても、本来はその土地の所有者が支障木を切って、見通しを良くするということでありますけれども、大変な労力も要りますし、金銭的な負担もかけるということでもありますので、そういう要望も非常に多くなったというようなことでございます。

今年またちょっと予算を増やしているというものの、是非自分のできる範囲内ではですね、是非お願いしながら、また村と協議していきながらですね、快適な道路環境をつくっていったらと思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 確かに以前は、地区の住民の方と行政が連携して道路の維持管理に当たっていましたが、山間部を中心に非常に高齢化を迎えて、それができなくなったから行政に頼る面が多くなってきました。今はですね、気象変動かもしれないけれども、草とか支障木の繁茂度が早いんですよ。それで定期的に村のほうで草刈りとか支障木等はしてもらっていますけれども、それに追い付かない。ですから道路というのは、今後高齢化を迎えて、山間部を中心に、生活、暮らしになくてはならない道路でありますから、その繁茂度を見てですね、臨機応変に対策をして、暮らしを守っていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） それでは、一般会計の決算について質疑を一つだけしたいと思います。ページは14ページであります。歳入の部の財産収入の中の財産貸付収入6万6,000円という数字があります。これは収入未済で決算をされておるんですが、これは26年度に発生をしております、今年で3年目になります。それでですね、この6万6,000円という数字が貸し付けがどのような内容であったのか。

それから、もう一つは、回収するために3年間、どのような経過をたどってきたのか、どのような方法で請求をされたけれども残ったというようなことを、まず質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいまご質問のありました財産収入でございます。この件につきましては、平成26年6月12日から、当時村のほうに企業のほうがタマネギの栽培を住民の方に行っていたら、そのタマネギの集荷所として旧栗選果

場、村が今購入しておりますけれども、そこを借りたいということで申し出があっておりまして、それで村のほうは契約書を取り交わしまして、貸し付けたものでございます。

これにつきましては、貸し付けの月額が1万6,500円ということで、この4カ月分で6万6,000円という金額になっております。これにつきましては、翌年の2月18日に請求書等をですね、八代のほうに事務所がございましたので、そちらに当時送っているようでございます。その後、納入がないことから、出納閉鎖まで都合2回催促ということで送っておりますけれども、納入がなされていないということで、今度は関東のほうの本部の方へですね、また出納閉鎖前に書留郵便で送っております。5月8日に送りまして、5月10日に到達しているということが確認できましたけれども、それ以降納入がなされておられません。当時の出入りをしてきた責任者のほうへ連絡しても連絡が取れないと。その後も毎年督促状を送っておりますけれども、返事がないということでございます。今年私のほうも出張の傍ら、この事務所になっております八代の事務所、2カ所ございましたので、そちらのほうの調査に参りました。そこはもう引き払っております、事務所がないというような状況でございます。住所地はわかっておりますので、そちらのほうへ今年も督促状を出しております。当時いただいておった連絡先、そちらの個人の携帯でございましてけれども、そちらのほうへも連絡をしますけれども、お出にならないというふうな状況になっております。ということから、現在も6万6,000円が未収入ということで残っておるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 内容はわかりました。回収に向けてですね、督促、書留郵便等で督促をされたのはわかりますが、村民の方にはですね、金額の大小じゃなくてですね、税金については差し押さえまでやって、一生懸命努力をしてもらっておるわけですね。反面、金額は6万6,000円であろうともですね、やっぱり契約をされたら契約不履行ですから、実際その払う意志がなければ、もうもともと詐欺ですからね。だからこういうふうなことはやっぱりきちんと法的に押さえるべきだったかなというふうに思います。

今後のことなんですが、その支払命令措置を出すとかですね、裁判所を通じて、そのようなことを考えておられますか。どうしますか、あと。また来年に繰り越しますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 当初、その会社につきましてはですね、事務所の所在は、山江のサービスエリアの上の山江の所有地に置いてあった会社であります。その後です

ね、アグリセンターの賃借についてもですね、実は山江村のほう申し込みがありまして、その件については、銀行等の調査、また信用調査等々も入れたところですね、しっかりされた会社じゃないと、本当に信用できる会社じゃないというようなことでお断りをしております。

貸しました選果場の施設につきましては、実はタマネギの栽培をされる村民の方ともですね、トラブルを起こしておられるというようなことも私の耳に後で入ってきたわけでありましてけれども、現在、必死にその所在を突き止めておりますが、なかなかその事務所が今ないというようなことの報告を受けておるわけでございます。しっかりまた再度調査をいたしまして、どうしても事務所がないということであれば執行停止等々の欠損をですね、させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） わかりました。ただ、こういうのをですね、やっぱりいつまでも引きずっててもしょうがないので、何らかの法的な基準でですね、きちっと整理をしていく、これがやっぱり公平に扱うことになると思います。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 一般会計の歳入歳出決算書綴、この7ページでございます。この7ページ、款、村税、この中で項の村民税、固定資産税、軽自動車税、いわゆる3税といわれるところでございます。この中でですね、この一般会計の中では、この部分だけが不納欠損額が出ているところでございます。一応村税のこの3税を合計したところが122万9,000円となっております。これが不納欠損でございますが、一応去年は66万8,000円でございますが、これは例えば時効になるときのですね、額がそれぞれ年々違ってくるということで、一応今年は増えているんだろうと思います。一応収入未済額は1,211万5,335円ということで残っておりますが、これは前年よりも減ってはいるわけですね。その分監査意見書にも、執行部の努力により、一応収納率が上がってきているということが書いてあります。これをまだ非常に残りが多いのでですね、今後の見通しについてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。不納欠損額につきましては、地方税法の第18条の規定によりまして行っているわけでございます。内容につきましては、村民税が6名の41万2,696円、固定資産税が10件の79万

7,504円、軽自動車税が4件の1万9,400円ということで、20件の対象となっているわけでございます。実人数につきましては、村税については18名ということでございます。

今後でございますが、未済額もかなりあるわけでございます。これにつきましては、滞納整理の方針といたしまして、毎年度ですが、滞納整理方針を作成し、職員の意識の統一を図っているところでございます。具体的な取り組みといたしましては、現年度課税分の徴収強化を図り、翌年度への繰り越しを増加させない取り組みや未納者との接触を原則とし、期別ごとに電話、文書等で早期納付の勧奨をする取り組みを行っているところでございます。

本年度、28年度の取り組みに加えまして、現在では、催告後の財産調査等も踏まえて、動産及び不動産の差し押さえ実施に向けて取り組んでおるところでございます。また、差し押さえる財産がない場合には、執行停止処分を行いたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 意見書の中にもですね、今後の徴収率アップの改善策を望むというようなことが書いてありました。今、山口課長よりですね、その辺のことも答えていただきましたので、以上で終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております認定第1号、平成28年度山江村一般会計決算の認定について幾つか質疑をいたします。

まず最初に、全体的な質疑をしたいと思いますが、決算の認定議案には、この歳入歳出決算書綴、これによって迫田会計管理者が説明をされました。そのほか、監査委員が提出しております山江村一般会計・特別会計決算審査意見書及び山江村各種基金運用状況審査意見書、さらには参考資料として、平成28年度の一般会計繰越明許費決算調書、また、それぞれの職員が仕事をされたことをこの28年度の事務報告に詳しく書いてあります。決算書綴には、歳入歳出とも、款、項、目、節に分けて金額が記載してあり、収入済額、支出済額を累計した額が実際の収入と支出の額となっているようです。

しかし、この決算書綴だけを見ても、どんな仕事をされたのか審査することは大変難しいです。私たちは先ほどもありましたように、事務報告や監査委員の決算審査意見書、それからこれは平成28年度ですから、平成28年度の予算書の全てを見ながら決算審査をしているところです。行政運営の鉄則であるのは、最少の経費

で最大の効果を上げたのかどうかだと思いますので、これをこの決算の認定において、私たちは審査、調査をしているところだと思います。

そこで、この決算認定のための議案や説明書を上手にリンクさせて、それぞれこの決算書綴には金額は出ておりますけれども、この金額でどういうことをしたのか、どういう効果があったのか、この付近はもう少し足りないのじゃないかとか、そのようなわかりやすい資料が必要ではないかと思います。併せて、この事務報告は、各課によって書式がまちまちのように思います。字の大きさや記載すべき内容については、いま一度全職員で再検討され、書式を統一する考えはないか。わかりやすく統一する考えはないか、質疑をします。

もう1点あります。決算書綴の56ページには財産に関する調書があります。同じく事務報告の14ページ中ほどには地方公会計統一モデルの項目があり、平成28年度は統一モデルを採用したとありますが、今後の決算認定においては、この地方公会計統一モデルの資料も決算認定議案の説明資料として添付する考えはないか、質疑をします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 今回提出いたしております平成28年度の決算報告につきましては、地方自治法によりまして、議会の認定を受けなければならないということをございまして、その決算書に併せて成果を報告することとなっております。この事務報告は、1年間やりました私どもの事業成果報告というふうな形になっております。私も統一してないということをございまして、やはり見にくいかなということは少し感じておりました。一応フォント、それに字のポイントですね、こういったものは統一するべきだろうなということを感じておりました。それから、各課一応それぞれで担当でつくっております。わかりやすいようにしなくては意味がございませんので、そのように改善するところは改善していきたいというふうに思っております。

それから、財政事情につきましては、毎年この決算の承認を受けましてから、広報やまえによりまして、住民の方へも、もう少しわかりやすく解説をして公表をいたしております。この点につきましても、同じようにわかりやすくしたいということで工夫はいたしております。これは決算書にはちゃんと決められた様式がございます。しかし、事務報告、成果報告につきましては、そういったものはございませんので、改良すべきところは改良していきたいというふうに考えております。

それからもう1点、財務諸表でございます。財務四表ということで、これは企業会計等の様式を使いまして報告書をつくっております。これにつきましては、普通使います損益計算書であるとか、貸借対照表とか、そういったものに合わせたよう

な会計でございます。自治体の会計というのは、単年度収支の原則によってやっておりますので、こういった決算の形になっております。しかし、公会計制度を取り入れて、企業会計で報告するように指導されておりますので、そういった財務諸表をつくっておるわけでございます。この作成するタイミングにつきましては、現在作成をいたしております、決算の認定が終わったときにですね、一応確定したところでつくって公表いたしております。平成27年につきましてもホームページ等で公開はいたしております。そういったところで、決算の認定がなされない状況で公表するというのもですね、どうかと思っておりますけれども、資料としてお付けすることはできると思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 例えば、財務諸表についてはホームページで公開してあるということでした。平成27年度末の財務諸表、平成28年3月31日現在というのが出ております。これを見ますと、山江村の財産も多いなあということが一目瞭然にしてわかります。発表の時期もあるとは思いますが、1年遅れの資料となるかもしれないませんが、やはり決算認定等には補助資料、説明資料として添付されるのがわかりやすいんじゃないかと。そして併せて村民についても、ホームページにはあるけれども、広報紙等でもこの財務諸表の主なところを公表されるような考えはないかを2回目の答弁をお願いしたいと思いますが、それに加えて、個別的な8件の質疑もします。

まず最初は、職員研修についてです。監査意見書11ページには職員の状況が、また12ページには職員研修の状況が記載されています。28年度末には、数年前の不適正な事務処理による職員の処分がありました。職員の研修は極めて重要と思われませんが、今後も積極的な職員研修を実施される考えなのかどうか。併せて、職員の昇任試験を実施される考えはないか、質疑をします。

次に、会計表の合計について質疑をします。事務報告の12ページには、歳入歳出の状況として、一般会計とケーブルテレビ会計を合わせた表が添付してありますが、これはどのような意味を持っているのか質疑をいたします。なぜ、合わせてつくっておられるのかという質疑です。

3番目は基金について質疑をいたします。決算書綴の中では58ページ、事務報告の中では52ページに基金の状況が記載してあり、その中で社会福祉振興基金は2億1,473万746円とあります。29年度当初予算では、基金の一部264万円を取り崩して歳入に充ててありますが、条例の目的は大切にしながらも、基金をもっと使いやすいようにこの条例を改正する考えはないか、質疑をします。

次に、村民税の中の100%徴収について質疑をします。決算書綴の7ページ、

報告書の58ページには、村税の中の軽自動車税の歳入状況記載があります。山江村内の軽自動車やトラクターなど、2,306台から平成28年度分1,310万900円の収入済額であり、28年度分は100%の徴収です。今後は、その他の税や使用料、分担金等も100%徴収を目指されるのか、質疑をします。

5番目に、赤ちゃんの出生数について質疑をします。決算書綴の27ページには戸籍住民登録費があり、事務報告64ページには、赤ちゃんの出生数は50人とあります。子育て支援政策を積極的に打ち出しておりますが、近年の出生数の推移はどのようになっているか。増えているか、減っているか、質疑をします。

6番目に、国民年金についての質疑をします。決算書綴の30ページには、国民年金事務費の項目があり、事務報告の76ページには国民年金の納付率が52.3%とあります。そして各種制度の周知及び手続きの促進に努めたとあるが、具体的にどのようなことをされたのか。国民年金の納付率は上がっているのか、下がっているのか、答弁を求めます。

7番目には、農業委員会についての質疑をします。決算書綴の35ページ、事務報告の114ページには農業委員会の項目があり、農地法に基づき農地の所有権移転や賃貸借権設定と約12ヘクタールの許可を出されております。そのほかにも農業委員会は、多くの大変重要な仕事をされています。それで、その事務報告の中に農業委員会制度が変更になり、新しい農業委員制度になったと書いてあり、3月に新しい農業委員の公募を行ったと記入してあります。その公募に対する応募状況はどうであったのか、もし少なかったのならば、その原因はどこにあると考えておられるのか、質疑をします。

最後に、道路橋梁費についての質疑を行います。決算書の44ページ、事務報告の121ページには、道路橋梁費として、翌年度繰越明許費を含み2億5,761万3,000円があり、そのうち約1億円は、道路橋梁費に係る国からの社会資本整備総合交付金のようにあります。執行部は、村道神園平山線の整備については、諸般の都合で補助金事業、交付金事業による建設工事はすぐには難しいとの見解のようですが、この路線は、以前に道路整備の必要性を認められて、一部の区間の用地買収を終えておられます。行政の継続性、買収済村有地の有効活用の面からも早期の整備が必要ですが、村長は、昨日の西議員の一般質問の中で、通行量が多く、見通しが悪く、狭くて危険な村道の離合箇所の建設は必要である、可能であるとも受け取れる答弁をされました。今後、そのような方向で調査を進め、早急に離合箇所をつくられるのかどうか、質疑をします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まず最初の財務諸表の件でございます。こちらにつきまし

ては、決算の報告と一緒にですね、付けることはできますので、来年度から付けたいと思います。

それから、職員研修でございます。こちらにつきましては、昨年度15、6回開催をいたしております。初任者研修、中級研修、それから課長研修、新任課長研修等でございます。これにつきましては、研修期間の研修に併せて行っております。このほか、今年度は、各課です、自主的な研修も行っております。積極的に研修には参加いたしておりますので、職員の資質の向上を含めて、どんどん研修はやるべきだと思っておりますし、本年度は久しぶりに10月から清永主幹のほうで自治大学校へ行きます。やはり職員の資質を上げることは、住民サービスへ直結することになりますので、これにつきましては積極的に進めていきたいというふうに考えております。

それから、昇格試験でございます。私たちが役場に入ったころはですね、主事試験とか主査試験とか、係長試験とかあっておりました。現在はそういったことはないわけでございますけれども、これに代わりまして、人事評価制度を取り入れております。平成26年5月14日の地方公務員法の一部改正によりまして、能力や実績に基づく人事管理の徹底ということで具体的に示されました。これに基づきまして、昨年度から人事評価制度研修会を開催いたしまして、外部講師を雇いまして、評価される側、評価する側の研修を行っております。この目的といたしましては、人材育成、個人の成長、それに住民の満足度を上げると、それから業績向上への貢献というような目的を持っておりまして、こういった中で、個人の能力等を測定し、または能力向上へ向けた取り組みを行っております。こういったことから、総合的に評価をいたしまして、昇給であるとか、昇格であるとかというところで、現在は利用しているところでございます。これにつきましても毎年毎年PDCAサイクルによりまして見直しをやっているところでございます。

それから、事務報告ですかね、12ページの合計の件でございます。これにつきましては、一般会計の中でケーブルテレビ事業会計を含んだところで報告をいたしております。これにつきましては、決算統計、財政状況調査ですね、これは毎年行っておりますけれども、この中では企業会計としてケーブルテレビ事業を別個に財政分析はいたしておりません、国のほうの指導もございまして、一般会計と一緒に分析をいたしております。これは目的別の歳出を分析するところでございます。そういった観点から決算統計に合わせた合計の計算ということになっております。一応この中で繰入・繰出金があるわけですが、これにつきましては、同一会計内ということで1,300万円の繰出金は除いた報告になっております。

それから基金でございます。基金の中で特にはこの社会福祉振興基金ですかね、

ご質問のあったのは。これにつきましては、高齢者が増加するであろうということ
を予測いたしまして、平成2年7月に条例を制定いたしております。これにつきましては
は果実運用型の基金でございます、利息部分については自由に使えるという
ふうなことでございまして、その利息部分を一般会計へ繰り入れて一般財源化する、
あるいはこの積立金へ積み立てるというふうな運用をいたしております。これ
につきましては、その条例の中で、平成3年度以降積み立てた額に相当する額は、
これを処分することができないというふうな一項目が入っておりますので、非常に
使い勝手の悪い、使えない基金というふうな感じを思っております。金利が高いと
きであればですね、こういったものをいろいろな運用によりまして金利を稼ぐとい
う点もありますけれども、現在非常にゼロ金利政策が敷かれておきまして、金利も
低うございますので、なかなか稼げないということで、こういったものにつきまし
ては、ほかの基金も含めまして、使えない基金につきましては、今後条例の改正も
必要であろうかなということは検討いたしております、今後、議会にもご相談申
し上げなければなりませんので、そのあたりは検討してまいりたいと思っておる
ところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） ちょっと補足いたします。特に基金の取り扱いであります。総
務課長が申したとおりでありますけれども、実は、今回もですね、3,500万円
の堂園地区の分譲住宅の造成工事の予算を計上させてもらっていたわけでありま
す。実は土地開発基金で運用したいという思いがありまして、土地開発基金を崩そ
うとしましたところ、当然その分譲地ですから、土地を開発するわけですから、そ
の行為として使えると思っていたら、その中身を見ますと使えないというような状
況でありました。基金につきましては、土地開発基金も昭和49年からですね、そ
のままの状態になっておりますので、いわゆる40数年もうそのままになっていた
状態、ずいぶん時代も趨勢も違ってきているということでもありますから、そういう
基金の条例につきましてはですね、是非こちらから改正をしたいと思っております
ので、議員の皆様方もですね、よろしくご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。税につきましては、賦課、
課税、徴収と業務を行っているわけでございますが、特に徴収業務におきまして
は、課員一同大変苦慮しているわけでございます。その中で、平成28年度におき
ましては、軽自動車税、現年度分ではございますが、100%の徴収ができました。
これもひとえに対象の納税義務者の方のご協力があったのことに大変感謝して

いるところでございます。

また、今後ほかの税も100%かという質問でございますが、もちろん私ども100%を目指して日々努力しているわけではございますが、私たちの力だけでは達成は困難でございます。住民の皆さんのご理解、ご協力が一番と考えております。納税は国民の義務でもあることから、納期限内の納付にご協力いただければと考えております。また、業務におきましても、法に従い、粛々と滞納整理にも力を入れていきたいと考えております。

また、使用料、手数料につきましては、先般、債権管理条例を制定いたしましたので、担当部署、担当者にも適切な助言、研修等を実施しながら、業務を進めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、5点目の赤ちゃんの出生数についてお答えいたします。事務報告の64ページにあります50件につきましては、これは戸籍の届出件数でございますので、本籍地が山江村にある方は、よその市町村で戸籍の届けをされても、本籍地である山江村のほうに送付がされるということで、あと山江村役場のほうに直接出生届があった数の合計でありますので、50件ということになります。

松本議員がお聞きになりたいのは、山江で生まれた方かなと思いますので、住民基本台帳での過去の数値をお伝えしますと、平成25年が21名、平成26年度が34名、平成27年度が32名、平成28年度が24名の出生ということで、出生した後に転出入とかもありますので、年度末の0歳児の年齢ということになっております。

それから、6番目の国民年金の事務でございますが、国民年金の納付率は平成28年度は52.3%で、昨年度27年度の納付率は68.8%ということで、16.5%の減となっております。

それから、各制度の周知及び手続きのための推進の業務ということでございますが、大もとの業務は八代年金事務所のほうがされておりますので、連携した広報紙への掲載を年に5回ほど行っております。年金相談の窓口開設のお知らせ、それから年金からのお知らせということで、広報紙のほうに掲載をしております。それから窓口業務としまして、資格の取得、喪失の届け、それから年金の減免、猶予の申請、それから未支給請求の申請等の窓口の対応をしております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 柳瀬農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳瀬真奈美君）　ただいま質問がありました農業委員会委員の公募についてお答えいたします。まず公募の結果についてですが、農業委員につきましては、定員8名に対し2名の方、農地利用最適化推進委員につきましては、定員7名に対し1名の応募がございました。少なかった原因についてということではありますが、まず状況についてとなるかとは思いますが、今回より農業委員会等に係る法律が改正され、制度が変わり、委員につきましても選挙制から公募制へと変更となりました。公募につきましては、各世帯への配付、山江村ホームページや広報紙への掲載、農業者関係会議における説明会など、各情報媒体等を通じて周知化を図ってございました。しかしながら、結果として、当初3月までとされていた募集期間を1カ月延長したにも関わらず、募集者が少なかったことにつきましては、これまで農業委員会活動につきまして、産業振興まつりや広報紙などを通じてお知らせ等を行っておりますが、私たちが思う以上に村民の皆様に認識されていない点があったことが原因ではないかと考えております。

今回新たな制度となったことにより、農業委員と農地利用最適化推進委員の二つの委員の体制となり、現場を中心とした活動につきまして、これまでと比べ、より農業を営まれる方と密接に関わりを持てるようになりました。

今後は研修等を重ね、委員としての質を向上させていくとともに、農地法を基に農地を守り、また農家の皆様への情報提供や農家の方の意見の集約など、関係課とも連携を図りつつ活動を展開し、より農業委員会について知っていただけるように周知を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君）　村長。

○村長（内山慶治君）　8点目は道路橋梁費に関わる村道神園平山線についてのお尋ねでございます。この路線についてはですね、用地買収も一部してありますし、全ての用地買収が終わったらやると言ってるわけですね。やらないと言っているわけではないわけです。用地買収ができないとやれない、その事業ができないと言っているわけでありますので、まずその付近のご理解をお願いしたいと思います。

当然ですね、昨日西議員のほうもおっしゃいましたけれども、時間帯によっては相当量の交通量があり、離合等にも不便を来すというようなことをおっしゃいましたので、もしそうであればですね、村道でありますから、村の道路管理者としてですね、交通事故の緩和等々を考えながら、必要とあればその場所もありますけれども、それから交通量の調査も要りますけれども、場所の確認等をさせてもらったということであればですね、離合箇所は優先的につくることはできるというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 平成28年度は四捨五入して大雑把に言えば、36億円の収入があり、33億円の仕事をして3億円が繰り越したというようなものがあります。しかし、議員の質問からもたくさん出ておりますし、ただいま皆さんからの答弁でもちょっと周知徹底が足りなかったかなとか、村民の方への周知が足りなかったかなというところが多々あるように見受けられます。

やはり村民を巻き込んだ村づくり、住民自治を進める上からはできるだけ多くの人にいろんな情報を公開して、そして皆さんとともにつくっていくような村づくりが必要ではないかと思いますが、これは村長に答弁を求めたいと思います。

その前にもう1点だけ、これは今年の事業ではありますけれども、昨年来引き続いている、例えば情報化推進員を公募しておられます。これも多分定数には満たっていないと思います。それから、今村政モニターの募集もあっております。これには「役場職員と議員を除く」と書いてありますが、多分私の周りの人に聞けば「どうもな」と遠慮されているようで、あまり多いのではないかというような気もしているんですが、そのようなところが、もし答えることができればその件について、そして最後に村長から、みんなが村づくりに関わってくれるような村づくりを目指すのかという、この2点を質疑をします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 村民参加の村づくりと申しますか、住民自治と申しますか、というのはですね、私就任以来ずっとそっちを、その方向で動いてきておりました。平成20年から21年にかけてはですね、実はそれぞれの地域で、地区でですね、要するに計画をつくってくれ、当然1区の計画と16区の計画は違うわけでありまして。要するに、山江村が総合計画をつくりましても、その作業を要するに人口の推計だとか、地域が持つ課題だとか、そういうものを要するに環境の面、福祉の面、教育の面等々の観点から捉えてですね、住民で考えていただきたい、その計画を持ち合わせて、村としていろいろ関わっていききたいというようなことを申しました。

これはまさに住民自治の基本であろうかと思いますが、また、熟したらですね、そういう試みも是非させてもらいたいと思います。ただ、熟したらと言いますのは、今100人委員会等々でですね、村民の皆様方、未来塾でこの村をどのように考えていくか、またどのようにしていけばいいのか、そして実践をお願いしたいというようなことをしておる姿勢であります。それはまず第1段階でありまして、またその情報化推進委員もですね、いろんな情報、身の回りの情報を役場と共有していきたい。役場はその情報を活用しながら、地域づくりに役立てていきたいという

思いもありますし、もっと災害の面に焦点を合わせますればですね、災害で道路がちよっと落ちたという写真をポンと撮って送ってもらいますと、大体今のやり方は地域の方が役場に連絡して、役場から担当課に連絡して、担当課が現場に出向いて行って、出向いて行って写真を撮って、役場に帰って来て、プリントアウトしてその対策を考える、村長室です。というようなことが情報化推進委員の方々が写真を撮って送ってもらえば、その写真をプリントアウトして、すぐそういう協議に入れるというようなことも具体的に言うところから、情報化推進委員さん方がおられない区もありますが、とりあえずできることから、情報化推進委員がおられない区が4地区あるわけでありすけれども、できる方からそういう体制をとりながら、要するに村政モニターもなかなか集まりにくいということですが、ただ、村民の方々にアンケートを取りますとですね、「何らかの形で村政に関わりたい」とおっしゃっていただいております。いわゆるその居場所がどこのか、何を具体的にしてどうなるのかというような情報をしっかり共有するといえますか、ということが足りないのかなとご指摘があったとおりであります。

そういうことも含めまして、住民参画のですね、村づくりといえますか、住民の住民による住民のための村づくりを今後とも進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解をお願いします。

そのためにはということですが、おっしゃるとおり、徹底的な情報を公開することがまず必要だと思いますし、そのことについて、いろんな意見を、苦情も含めてですね、しっかり役場が受けとめること、苦情を拒否しないことが大事だと思いますし、受けとめながら、一緒にいろんなことを考えていきますと、具体的なものが一つできてきますし、また、そのことによって役場との信頼関係もですね、築けていけようかと思っているところでありますので、よろしくお願いたします。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、認定第1号、平成28年度山江村

一般会計決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第7 認定第2号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、認定第2号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 特別会計国民健康保険事業でございます。歳入歳出決算書綴の62ページ、歳入集計表のところでございます。科目の国民健康保険税、先ほどと同じことでございますが、特別会計では、この国民健康保険だけが不能欠損額が発生しているわけでありまして、総額が327万6,438円となっております。これも担当課の努力によりまして、監査意見書によりまして、昨年よりもですね、2.6%上昇して、収納率が上がったということでありまして、それで収入未済額がだいぶ減少したということでありまして、不納欠損額は327万6,438円ですけれども、収入未済額は、2,562万3,401円でありまして、減少したけれども、これは相当な額であります。また、これは一般会計の収入未済額よりもここだけで比べますと倍近いぐらい、多いんじゃないかなと思うわけでございます。

一応この辺について、今後の見通しをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。議員おっしゃるとおり、村税に比べますと倍近い、倍以上の不納欠損額となっているわけでございます。これにつきましては、一応執行停止がほとんどございまして、内容につきましてはちょっとご説明いたしますと、国保税が死亡が1件の48万7,900円、所在不明が3件の46万7,188円、財産調査が2件の8万1,200円、執行停止が4件の218万500円ということで、その他が3件の6万1000円ということで、執行停止が一番多ございます。つまり執行停止の場合は、執行停止後3年後に不納欠損になるということございまして、3年前に財産調査を行いまして、差し押さえる財産がないということで執行停止を行った分が、3年たって今回平成28年度末におきまして4件の218万500円が不納欠損となったということございまして。

収納未済額のここ最近の動向でございますが、国保税につきましては、平成26年度から27年度にかけてまして、約370万円ほど減になっております。それから27年度から今回のこの28年度決算におきまして、さらにまた314万5,000円ほど減額になっておりまして、ここ2、3年ほどで700万円ほどの収納未済

額の減というふうになっております。

今後ですね、徴収、取るところは取る、押さえるところは押さえる、それから財産調査をしてないところはもう落とすという三大原則に基づいて業務を行っていきたくて考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今、山口課長よりですね、ありましたけれども、監査意見書にもありますように、担当課の努力により一応収入未済額はかなり減ったということでありまして、今述べられたとおりでと思います。

この国民健康保険事業は、30年度からですね、主体を県のほうへですね、移管するというところでございます。各町村、ここは大変厳しいところだと思います。調定額に対する収入済額の割合ということで、これは73.9%ということで、ほかのところは100%ぐらいになっておりますけれども、ここだけはですね、非常に厳しいところであります。県のほうに移管した場合に、この辺どうなるのかですね、一応簡単に、難しいですけども、ちょっとその辺、特徴を述べていただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。平成30年度に県へ財政運営が移行するわけではございますが、給付につきましては健康福祉課で、賦課徴収につきましては税務課のほうで担当してまいります。

以上でございます。

○4番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、認定第2号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 8 認定第 3 号 平成 2 8 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 8、認定第 3 号、平成 2 8 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 8、認定第 3 号、平成 2 8 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 認定第 4 号 平成 2 8 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 9、認定第 4 号、平成 2 8 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 9、認定第 4 号、平成 2 8 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 0 認定第 5 号 平成 2 8 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 1 0、認定第 5 号、平成 2 8 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、認定第5号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第11 認定第6号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第11、認定第6号、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、認定第6号、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第12 認定第7号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、認定第7号、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程12、認定第7号、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第35号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第13、議案第35号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております議案第35号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）について、1点だけ質疑をいたします。質疑の狙いは行政の公平性についてであります。

7ページに、移住定住促進費、工事請負費として3,500万円が計上してあります。そして説明では、そのうちの一部は山江村消防団第1分団の詰所予定地であるとのことでした。その面積はいかほどになるのか。そして、その1分団の詰所としては有償で払い下げられるのか、どのようにされるのか。

それから8ページに、社会福祉総務費委託料として、慰霊碑の支障木伐採費60万円が計上してあります。この支障木伐採については、村内からもたくさんの要望が来ていると思いますが、そこには何らかの規定を設けて、これは個人である、これは役場であるというような要項等ができていていると思います。この2点について、行政の公平性という点から、どのようにされるのか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まず、消防団の詰所ということでございまして、ここにつきましては、昨年度、堂園地区に目的は宅地造成ということで、3区画を分譲地をつくりたいということで買収をいたしております。消防詰所建て替え用地としては510平米等を約ですけれども、予定をいたしております。これにつきましては、民有地を買い上げております。しかしながら、ここにつきましては公共用地ということもございまして、今のところまだ有償で払い下げるとかですね、そういったところは今のところは考えてはおりません。今後、地元とですね、協議をしながら貸し付けるかどうかということで、協議を進めてまいりたいというふうに思ってお

ります。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、慰霊碑の支障木伐採の委託費について説明をいたします。慰霊碑につきましては、昭和37年1月1日に完成しております。前回の台風の折に、倒木で施設の一部をですね、破損している状況でございます。遺族会のほうから29年6月14日付で、「支障木の伐採と崩土防止のための擁壁を整備してほしい」と要望書のほうが提出されまして、現地等確認をいたしました。擁壁につきましては、高さもあるということで事業費が膨大になると見込まれるため、実施できないと判断しまして、今回支障木の伐採の経費を上げさせていただきます。慰霊碑のほうには、施工関係者として、当時の村長、助役、収入役、議会議長、それから福祉課長、厚生課長、建設課長と遺族会会長の名前が刻まれておまして、村も関係して建てているというような状況であるかなと思います。事故等が発生した場合は、大変なことになりますので、今回民有地でございますが、所有者の了承を得て、伐採をさせていただきたいと思っています。

将来的には、遺族会のほうも高齢化を迎えておりますので、慰霊碑の規模を縮小して、移設等も考えていかなければいけないかなと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 消防団の詰所については、今後打ち合わせをしていくということですが、現在山江村にある消防団の詰所の土地の所有はどのようになっておりますか。恐らく全てが村有地ではないとは思いますが。それぞれの所有者がおられるとは思いますが、どのように把握されておりますか。

それから、その支障木については、民有地であるということでありました。民有地のをもちろん慰霊碑に倒れて来ないようにされるということではありますが、民有地の大きな木を伐採するときの基準とかはどのように決めておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 消防団詰所についてでございますけれども、それぞれ分団で求められたところもありますでしょうし、村有地をですね、そのまま公用地として無償で貸し付けているところもあると思います。1分団詰所につきましても、現在村有地を無償で貸し付けておるようでございますので、そういったこの分団がどういうふうになっているという詳細はですね、ちょっと手元に資料がございませんけれども、それぞれやはり分団で求められたところで村有地、あるいは近くの民有地をですね、借りておられるところ、いろいろな形態があると思いますけれども、そのあたりは、また今後調査をしていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは2点目の私有地の伐採に係る樹木等の大きさの基準等についてですが、基準というのはないと思いますけれども、以前は私有地とかですね、危ないところには大きな木があった場合は切ったりというような事業がありました。

今回は遺族会からの要望がありまして、現地を確認したところで、事前に所有者の方も既に危ないところは切っておられたんですが、それでも残っていたということで、その部分を見させていただいて、クレーンが届く範囲で切らせていただくというような形でありまして、基準等につきましてはありませんけれども、クレーン車が届くところまでということで見ておるところです。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 社会福祉総務費に計上してあるから健康福祉課長が答弁されたと思いますが、例えば建設課長、あるいは総務課長等のところで、こういう場合には公費で切ります、こういう場合には個人で切ってくださいというような基準はありませんか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ただいまのご質問についてですけれども、現在支障木伐採ということで、村道等は実際やっているところでございます。基本、地権者、所有者の方が伐採するというので、皆さんのほうには周知をしているわけですけれども、道路等を通る車両等に危険がある場合には、道路管理者として伐採をいたしております。

それから、これは県のほうから県道について通達があったわけですけれども、官民境界に来ている部分で支障を来すということで、実際高さ等もですね、制限があります。その制限になって、村もそれに沿ってですね、状況によっては伐採をしているというところで維持管理をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 3回質疑をしましたが、ただいま村道等、道路に対する支障木への伐採等であったと思います。私有地の伐採については何か基準があるのか、ないのかをもう一度質疑をさせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 私有地の支障木等の伐採については、明確な規定はございません。以前もですね、やはり私有地で、「高齢化になって切ることができない」というようなご相談があっておりますけれども、一応「私有地は私有地で対応して

いただきたい」というようなことでご説明申し上げておりますけれども、そういったことが今から頻繁に起こるようであればですね、やはり他の自治体の状況も調査いたしまして、何らかの基準を設けなければいけないかなというふうには思っております。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では、議案第35号につきまして、1点だけお尋ねを質問をいたします。ページは10ページ、11ページなのですが、10ページの商工費の財源の組み替え、それから11ページの外国青年招致事業の財源の組み替え、それぞれ一般財源を削って、その他の特定財源というふうに振り分けをしてあるわけですが、歳入項目はどの部分から来てる、歳入はですね、どの部分の財源なのかお尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 一般会計の補正予算の11ページ、外国青年招致の財源組み替え250万円、それに10ページの商工費の450万円でございます。これにつきましては、歳入のほうのページをご覧くださいますと、6ページでございます。この中で款19、諸収入、10、雑入、1、雑入の中ほどでございます公益財団法人熊本県市町村振興協会補助金というのが620万円計上してございます。これにつきましては、市町村振興協会のほうが一般財源として使える補助金を出しております。これに村の単独事業の補助の申請をいたしておりました。それが決定いたしましたものでございまして、620万円の内訳につきましては、商工費のプレミアム商品券の経費に250万円、ALT、外国青年招致事業に250万円、それから職員研修費として単独で行います職員研修に20万円、それから資料館の空調設備の修繕をいたしますけれども、それに100万円、合計の620万円が補助金が付きましたので、これを単独事業で割り当てたものでございます。今回、特定財源として、その他で財源を充てておりまして、その分一般財源がマイナスになってございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） いつでしたか、一般財源として取り扱うというような説明がありましたので、なぜ特定財源扱いをしなければならないのか、それをお尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 説明がちょっとまずかったと思いますけれども、一般財源として、村のものを上げておるところに、今回補助金という形で来ましたので、一般財源として充当して、その他の特定財源という項目に上げてございます。一般財源のほうがマイナスになっているということで、一般財源化して使えるというふうな意味でご説明申し上げました。失礼いたしました。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） それでは、ただいま議題となっております議案第35号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑は農林水産事業費関連でございます。ページは10ページでございます。目2の林業振興費、節19の負担金補助及び交付金の中で、高性能林業機械導入負担金として260万円を計上されておりますけれども、これはどのような機械を買われて、どのような方法で支給されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） ご質問の林業振興費の中の負担金補助及び交付金、その説明の高性能林業機械導入負担金260万円ということでございます。これは球磨中央森林組合が労力の省力化を図るという目的で、高性能機械を3機購入を今年度いたします。その3機は、プロセッサとフォアオーダーとスイングヤードという機械でございます。全体の事業費としましては約5,600万円ということでございます。それに国の補助金が46%の2,600万円がでございます。そして球磨中央森林組合がその補助残の35%を負担するというので、残りの18%、これが市町村の補助金といえますか、負担金ということになっています。1,040万円が市町村の負担金ということで、球磨中央森林組合の構成の市町村は、人吉市と錦町、あさぎり町と山江村の4市町村でございます。これにこの負担割合は1,040万円のうち30%は均等割で各4市町村で負担すると。残りの70%が森林の面積割合で負担するというのでございます。それにより計算しますと、山江村の負担金は260万円となるということでございます。

以上でございます。

○6番（谷口予志之君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第35号、一般会計補正予算（第3号）、1点だけですね、ページは10ページ。林業振興費の報酬、旅費、分収造林運営協議会委員の報

酬、費用弁償が計上されていますが、この村と山の地主さんとの間で分収林契約を結んだのが分収林、40年ぐらいたっているかなと思うんですけども、当時は非常に山の景気が良かったと、村の財政的な潤いを得るために、財源を確保するために分収林を進めてきましたし、また土地の所有者も村と分収林契約することによって、確実に山から副収入を得られるということで、夢と希望があった分収林制度ではなかったかというふうに思います。

そこで、今このような本当にこう、私は一般質問でも言いましたように、林業情勢が厳しいと。山主さんも分収林を出したものの、もう夢も希望もないし、高齢化、跡取りもいない、もう山は要らばいと、村でどがんかしてくれというような一考もあるのではないかなと、私は予想をしています。クヌギ分収林は全部地主さんに返しましたけれども、今その分収林の山主さんの意向がわかっているならば、ちょっとお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 分収林の契約の村民の方の意向ということでございます。分収の契約は大体40年から50年ぐらいうるんじゃないかなというふうに思っていますけれども、当時は木材価格が非常に良かったということで、今は大体4分の1から5分の1ぐら이다というふうに思っております。

今後、村民の方の意向としましては、本当は継続したいんですけども、なかなかもう継続しても自分にお金が入ることはちょっと見込まれないということで、「ちょっと村としてもどうか考えてもらえませんか」ということをお聞きしましたので、今回補正に計上させてもらってます予算につきましては、ある地区の分収林の契約が満期になったり、もうすぐ切れるということがありますので、その分収林を今後どういう方向性を持って行くかということの検討をするために、今回の予算の計上とさせていただきます。

○2番（横谷 巡君） 確かに今の林業情勢を考えると、山主さんもそうならざるを得ないかなというふうに思います。やはり恐らく分収林、60ヘクタールぐらありますかね、確か。60ヘクタール程度分収林があると思います。やはりこれを放置するわけにはいきません。確か村が6か、地主さんが4か、多分6：4ぐらいの分収率だと思います。やはり森というのは、広域的機能を持っていて、国土保全、水源涵養、木材の生産、そういったことを考えると、もし「買ってこれ」と来た場合には、村民の財産として確保しておくことも村民の財産として価値があるかなと思いますけれども、これはこのことの決定は運営協議会、この分収林協議会の委員さん等の意見も踏まえて村長が最終的には決断される、また議会等でも判断しなければならぬ問題ですけれども、村長の率直なご意見ですね、分収林、今後も

し山を「もうどうしようもないから買ってくれ」と来た場合、委員会からも出てく
ると思いますけれども、そのところの村長のご意見をお聞かせください。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回その契約が切れるということでもありますから、その継続に
つきましての話し合いをするということでもあります。ただ意向としてはですね、山
を持っていてもですね、おっしゃるとおり、経済的ないわゆる経済林とはならない
ということでもありますから、その会議の中身を見守りたいとは思いますが、
多分ですね、山江村のほうで引き受けることになるのではなかろうかという予想は
しております。一旦その山江村で引き受けて、その山林についてどういうふう
に活用していくかということになるかと思えますけれども、また、森林環境税等々の
話もありますが、「いっそのことその分収林を払い下げたらどうや」というような
話も聞くわけでもありますけれども、内容につきましてはですね、まずは分収林協
議会、委員会の成り行きを見まして、その後の分につきましては、しっかりと対応
していきたいということだけ申し上げたいと思います。

○2番（横谷 巡君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第35号、平成29年度山
江村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしまし
た。

-----○-----

日程第14 議案第36号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第2号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第36号、平成29年度山江村特別会計国民
健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第14、議案第36号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第37号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第37号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第37号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第38号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第16、議案第38号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第38号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第39号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第17、議案第39号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、議案第39号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第40号 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第18、議案第40号、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第18、議案第40号、平成29年度山

江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第41号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第19、議案第41号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第19、議案第41号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第20 陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情

○議長（秋丸安弘君） 日程第20、陳情第1号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情を議題とします。まずここで産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長は答弁席から報告をお願いします。

2番、横谷巡議員。

○産業厚生常任委員長（横谷 巡君） それでは、陳情第1号について報告します。

平成29年9月15日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長、横谷巡。

委員会審査報告書。

平成29年第5回議会定例会で本委員会に付託された事件は、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記、事件の番号、陳情第1号。件名、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情。

当委員会は、9月8日金曜日、午後1時半より委員会議を開催し、陳情について審査、協議いたしました。委員会審査の結果は、森林、林業、山村対策の抜本的な

強化を図ることは、山江村においても重要な施策であるとのことから、委員全会一致で原案可決と決定しました。審査の結果の付帯意見はありません。

以上報告いたします。

○議長（秋丸安弘君） 委員長報告が終わりました。

それでは、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり、本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第20、陳情第1号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しています議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。そのように決定しました。

-----○-----

日程第22 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

○議長（秋丸安弘君） 日程第22、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい主旨の申し出があります。よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査とすることに決定しました。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 暫時休憩をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） ただいま暫時休憩の動議がありました。暫時休憩をすることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時42分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） ただいま産業厚生常任委員長から「全国森林環境税」の創設に関する意見書案の動議が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、したがって、「全国森林環境税」の創設に関する意見書案を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

それでは、今から資料を配付いたします。しばらくお待ちください。

-----○-----

追加日程第1 発委第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書案

○議長（秋丸安弘君） それでは、追加日程第1、発委第2号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書案を議題とします。

提案者の説明を求めます。提案者は答弁席より説明をお願いします。

産業厚生常任委員会委員長、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） それでは、発委第2号について説明をいたします。

平成29年9月15日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長、横谷巡。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書案について、別案のとおり、地方自治法第109条第6項及び山江村議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案の理由としましては、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて、国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く国に対し要望するための意見書の提出を提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（秋丸安弘君） それでは、提案者の説明が終わりましたので、議案審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

それでは、しばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時55分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、議案審議が終わりましたので再開いたします。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 議題となっております追加日程第1、発委第2号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書案を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、追加日程第1、発委第2号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書案については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、お諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、平成29年第5回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後3時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員